

平成25年3月5日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	徳 村	博 紀
2 番	稲 富	雅 和	10 番	福 井	正
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	水 頭	喜 弘
4 番	竹 下	勇	12 番	橋 爪	敏
5 番	角 田	一 美	13 番	中 西	裕 司
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 本	末 治	15 番	松 尾	勝 利
8 番	光 武	学			

2. 欠席議員

16 番 橋 川 宏 彰

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 谷 口 秀 男  
局 長 補 佐 中 尾 悦 次  
管 理 係 長 西 村 正 久

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育長	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋一	郎
市民部長		迎		和	泉
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課長		寺	山	靖	久
市民課長		田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課長		大	代	昌	浩
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		森	田		博
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		松	本	理一	郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

---

平成25年 3 月 5 日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 報告第 1 号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について（報告）
- 日程第 2 議案第 8 号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第 3 議案第 9 号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第 4 議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第 5 議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第 6 議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第 7 議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第 8 議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第 9 議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第10 議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第11 議案第17号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第18号 鹿島市特別職の職員で非常勤のもの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第19号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第21号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）

- 日程第16 議案第22号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第17 議案第23号 鹿島市道路占用料徴収条例及び鹿島市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第18 議案第24号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第19 議案第25号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第20 議案第26号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第21 議案第27号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第22 議案第28号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第23 議案第29号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第24 議案第30号 平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第25 議案第31号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

○副議長（松尾勝利君）

おはようございます。副議長の松尾勝利でございます。現橋川宏彰議長が昨日から病気療養中でございます。そこで当面、本日から本会議の議長の職務を代理させていただきます。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、3月1日提出の鹿島市議会定例会議案に係る資料等の一部について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正をしたい旨、市長から議長宛てに申し出がありましたので、そのように訂正させていただきますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

お諮りします。報告第1号及び議案第17号から議案第31号までの議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、報告第1号及び議案第17号から議案第31号までの15議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第1 報告第1号

○副議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．報告第1号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更についてであります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

おはようございます。議案書と、別冊、平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更により説明いたしますので、お手元に御準備ください。

それでは、議案書の1ページをお開きください。

報告第1号 平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

別冊、平成24年度鹿島市土地開発公社事業計画変更で御説明いたします。

報告書の1ページをお願いします。

今回の計画変更は、佐賀県から委託を受けました鹿島警察署建設用地取得事業につきまして、取得する土地の面積及び価格等について確定いたしましたので、変更いたすものでございます。

1. 公有地取得事業は鹿島警察署建設用地取得事業で、補正後の面積を6,358.54平方メートル、事業費を142,956千円といたしております。

2. 公有地売却事業は同じく鹿島警察署建設用地売却事業で、面積6,358.54平方メートル、事業費143,118千円といたしております。

取得事業と売却事業の差額162千円につきましては、公社の手数料となります。

2ページをお願いします。

平成24年度鹿島市土地開発公社収入収支補正予算（第2号）でございますが、第2条収入支出予算の総額は、収入支出それぞれ285,694千円と定めております。

第3条長期借入金の限度額は、136,910千円増額し、補正後の額を142,510千円といたしております。

3 ページをお願いします。

3 ページ、4 ページは今回の補正の総括表となります。詳細については後ほど御説明いたします。

5 ページのほうをお願いします。

この表は資金計画の補正の表となります。

6 ページのほうをお願いします。

2 款. 事業収入、1 項. 土地売却収入は、137,549千円増額し、補正後の額を143,118千円といたしております。これは、鹿島警察署建設用地の売却収入でございます。

3 款. 借入金、1 項. 借入金は、136,910千円増額し、補正後の額を142,510千円といたしております。これは資金調達のための借入金でございまして、鹿島市土地開発基金から借り入れるものでございます。

以上の結果、収入合計では274,459千円増額いたしまして、補正後の額を285,694千円といたしております。

7 ページのほうをお願いします。

支出でございますが、1 款. 管理費は、2 項. 事業管理費、1 目. 経費で1,400千円減額し、補正後の額を4,000千円といたしております。補正の内容は、用地測量、建物調査等の確定に伴う減額等でございます。

8 ページのほうをお願いします。

2 款. 事業費、1 項. 土地取得費、1 目. 土地取得費は、用地費、補償費の確定に伴い、1 節. 用地取得費で122,083千円増額、2 節. 補償費で16,837千円増額し、合計138,920千円増額いたしております。

2 項. 事業支払利息、1 目. 事業支払利息は借入金の支払利息でありまして、29千円増額いたしております。

3 款. 借入償還金、1 項 1 目. 借入償還金は、借入金の償還金を136,910千円増額いたしております。

なお、この事業計画変更は、去る12月19日に開催いたしました鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいているものでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

**○副議長（松尾勝利君）**

ただいまの報告について質疑はありませんか。14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま警察用地の取得、売却の問題で説明ありましたが、具体的に警察が建設される場所はどこなのかということでお尋ねをしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

バイパス沿いの中村交差点、信号機のあるところですか。あの角のところになります。佐賀市のほうに向かって右側の角になります。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これは25年度から直接建設が取り組まれるわけですかね。そして、この前ざっとした計画書をもらったと思いますが、具体的にいつの時点から取り組まれて、いつからここが利用できるようになるのか、その辺お尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

この警察用地につきましては、今、全体的に、24年度に用地を取得というふうになっております。それから、25年に造成にかかりまして、それと、25年中に実施設計をやられるそうでございます。これはコンペ方式になると聞き及んでおります。それから、26、27年度の2カ年で建設を行うということで今のところ聞いておるところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

わかりました。

じゃあ、最後に質問しますが、建設をされるわけですが、当然、県の施設になりますから、建設に関しては市としては全く財政的な負担は考えないでいいのかどうかですね。もちろん、市が出すべきものではありませんが、何らかの形で警察庁舎の建設についてかかってくるものがあるのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

この警察の移転の問題につきましては、22年の途中ぐらいからですけど、私どもも御相談を受けておりました。そういう中で、やはり用地を取得できないと、もしかしたらどこかに移転されるかもしれないというような危機感もございまして、用地費に関しましては鹿島市が一生懸命頑張ります、汗をかきますという形でさせていただいたところでありまして、そう

いう中で、用地費につきましても、建設費につきましても、基本的には全額県のほうから補填をいただくということになっております。

済みません。用地費は県のほうから収入をいただきます。それから、建設につきましても、今度は県のほうが全て県の責任でやられるということでございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。6番伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

1点だけ質問させていただきます。

ここで確定をした、この取得をするための金額142,956千円、それと売却143,118千円というのが補正後の金額になっておりますが、やはり北鹿島に住んでいらっしゃる方、どういうふうな根拠でこの金額にされているのかというのを知りたい方もいらっしゃると思いますけど、そのあたりを教えていただいてもいいですか。

○副議長（松尾勝利君）

寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

お答えします。

土地価格につきましては鑑定評価を行っておりまして、その鑑定結果に基づき取得しております。家屋補償につきましても補償調査を行い、その結果に基づき契約するものでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございます。やはりどうしても、こういうふうな公共的な施設等になると、その価格がその後の売却、または購入時の基準になったりとか、そういうふうなことがございますので、やはり市民の皆さんの考えているところからかけ離れた金額とか、そういうふうなところになると、今後非常にあそこの北鹿島地区においても、バイパス周辺等さまざまな、農振地ではありますが、これから少しずつまた変わってくるでしょうから、そのあたりがちょっと気がかりでしたので、質問させていただきました。ありがとうございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

用地取得に関しては本当によかったと思っております。その点で1点お伺いしますけれど



も、今、警察庁舎が北鹿島のほうに建っておりますけれども、今後の跡地利用について何か情報があれば教えてください。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

警察の跡地につきましては、県のほうからも鹿島市のまちづくりで利用できないでしょうかというようなお話も伺っているところであります。基本的に、鹿島市と県とでいろいろなお話をさせていただきながら、絵を描けていければなということ今思っているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

今後の計画でということなんですけれども、県からは更地にしてから鹿島市のほうにいただけるという流れなんですか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

基本的に、やはり建物をそのまま利活用しながら、しかも、耐震がないものをそのまま活用というのはできないということで県も考えておまして、基本的にあそこは更地にされるということで、その更地になった土地をどういうふうに鹿島市の部分で、鹿島市のまちづくりに資せるのかというようなことで、お互いに知恵を出していきましょうということになっておるところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

1つだけ基本的なことをお尋ねいたします。

過去において、鹿島警察署、嬉野警察署が一つになって鹿島にというふうなことになると思いますけれど、耐震の問題等々もあつての新たな鹿島警察署の用地取得ということになったんじゃないかならうかと思いますが、基本的に鹿島警察署が何で移転をせにゃいかんようになったのか、それと、移転した後の、どういうふうな警察署、今の現代風ないろんな事件等もあっておりますから、そういうふうな対応がどういうふうな形での建屋になるかというか、組織化になるのか、その辺わかっておたらお尋ねをいたしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今の旧警察につきましては、まずは耐震性がないということで、それをどうするのかというのが大きな課題ということでありました。それからもう1つは、今の現庁舎では、先ほど松本議員おっしゃいましたように、嬉野との合併をいたしておりますので、手狭であるということで、もっと広い面積の敷地がないかということが1つ。新たな庁舎を考える場合の課題ということで、2点あったわけでありまして。

それからもう1つは、やはり地域のバランス、場所のバランスですね、これもいろいろと考えなくちゃいけないというふうなこと。今の警察庁舎は、どうしてもバイパスが新たに入りまして、県道がちょっと変則5差路というような形で、なかなか嬉野方面への出動が厳しいというようなこともあって、ぜひこのバイパス沿いになれば一番いいなというような御相談ではあったわけでありまして。

そういう中で、おかげさまで地元の地権者の皆さん、それから地元の皆様の御理解をいただきまして用地が購入できたということで、まずはよかったなと思っているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

そしたら、新しい鹿島警察署ができて、さっき3つの難点を申されましたけれど、その解消はもちろんできるということですが、今後の警察署内ですね、今、DVとかいろんな事件がっておりますよね、コンピューターによる事件とか。そういうふうな対応というのは、どういうふうなことになるのだろうかかなというような思いでお尋ねをしました。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今、議員から御質問の件につきまして、今の庁舎の中に新たにどういうものを入れられるのかというのは具体的にはお聞きをいたしておりません。

ただ、今お聞きしておりますのは、用地が確定をいたしますと、その用地を頭に入れながら、コンペ方式での庁舎の建設を始めるというふうなことをお聞きいたしております。そういう中では、今度は位置的にも面積的にも余裕がある敷地と場所でございますので、かなり南西部地域での中心的な庁舎になっていただけるのではと期待しているところでございます。

（「済みません、もう1点」と呼ぶ者あり）

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

済みません、大事なことを忘れていました。

警察署がそこに建設をされるということになりますと、その周辺の土地を含めて価値観が上がっていくと思うんですね。そういうことになりますと、周辺の土地の評価額が上がっていくというのは、もう当然じゃないかと思うんですね。特に公の施設が建ちますと、そういうところが出てくると思いますが、そういう面について、周辺の土地の評価については今後どういう取り扱いになるんでしょうかね。そこができたことによって、ぽっと上がるということになれば周辺も大変だと思いますがね。その辺のことはどうなんでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

固定資産の評価額というのは、正常な条件のもとにおいて適正な時価で評価をしますけれども、その適正な時価というのは実際の売買実例をもとに評価をいたしますので、それを参考にして評価をいたしますので、もし警察署が建って、その土地の価格、購入したいという価格が上がれば固定資産の評価額は自然と上がるものと思っております。実際そこに警察署が建つことによって、売買が高くなる可能性は大いにあるかというふうに考えております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

売買をする人は、高くなって売ったがましばいというようなのも出てくると思いますが、そういうことじゃなくて、やっぱりそういう、そのまま自分で土地を持っている人たちが、そのことによって固定資産税が上がるということになれば、自分たちは利益は何もないわけですね。

以前、鹿島じゃなかったですが、周辺のある市で、どんどんどんどん建ったことによって土地の評価が上がって、農家の人が非常に苦しい状況になったという実態を見てきたことがあります。そういう心配がありますので、お尋ねをしたんですよ。公的な施設が建てば、おのずから周りにほかの施設が建つ可能性は大いにあるですね、今おっしゃったように。だから、その辺について、やっぱり周辺の全く手をつけない、そのまま土地を維持していく人たちの固定資産税が大幅に上がらないような、それはもう基本ですから、評価が上がれば上がるからしようがないと言われればそれまでですが、しかし、特に農地ですと、今、農家の経営が大変な中で、収益は少ないという中で、固定資産税が上がることで厳しい状況になるわけですから、その辺の対応についてはやっぱり何らかの取り組みをしなくちゃいけないんじゃないかなと思います。そういうことができるのかどうかですね。もうかるところはよ

かけど、周辺はそがんじゃないかばいということになれば、これは大変なことですがね。その辺は私の考え過ぎなんではないでしょうか。市長、いかがですか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

周辺地域は、今、バイパス沿いにつきましたは農地でございます。農業振興地域でございますので、簡単にですね、公共施設であったからこそ売買できておりますが、通常の宅地化というのはもう想定できませんので、このケースでその周辺の土地が上がっていくというのは、私としてはないのかなと考えているところでございます。

○副議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

農地と宅地との評価でお答えしますが、農地は通常どおり、農地としての試算価値で評価をいたしますので、周辺にそういった公共施設が建ったからといって、農地の評価が上がるということではありません。ただし、宅地については、先ほど申しましたように売買の実例が、その試算価値が上がるということであれば評価額は上がると。ただ、別に影響がないとすれば、通常どおりの、今までどおりの評価ということになります。これに対しての固定資産の措置というのは、当面何も考えておりません。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま農地は簡単に売れない、確かにそうですが、公的な施設だったからいいということですが、今、農家の経営がなかなか成り立っていない中で、そういうことならうちも売ったがましばいという考えの人も出てくると思うんですがね。そういう場合には、もう売れないということですから、そう受けとめておきたいと思いますが、確認です。

農地については、そこに建って評価が上がったにしても、農地についてはそういう評価によって上がるということはないということですね、いいですね。——はい、わかりました。

以上で終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

## 日程第2 議案第8号

### ○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

### ○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第8号 鹿島市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての御説明をいたします。

議案書は9ページでございます。9ページをお開きください。

議案説明資料のほうで説明いたしますので、お手元のほうに議案説明資料を御用意いただければと思います。

それでは、議案書の9ページでございます。

ここに提案理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、鹿島市新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

実際の条文につきましては、次の10ページ、11ページのほうに条例を載せております。

この議案説明資料の1ページをお開きください。

この条例を提出した理由といたしまして、背景といたしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が昨年の平成24年5月11日に公布されております。公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。国の情報では、平成25年4月下旬から5月下旬予定であると。

これは、21年に発生した新型インフルエンザの経験などを踏まえまして、国、県、市の役割や各種対策の法的根拠の明確化を行うものでございます。新型インフルエンザ等が発生した際に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的とし、政府行動計画の策定、政府対策本部の設置、緊急事態における特別な措置について定められております。

その中で、市町村の役割ということで、市の役割といたしましては、行動計画の策定、対策本部の設置、新型インフルエンザ等が発生したときは、その対策を的確かつ迅速に実施することとされております。国と県においても、それぞれの役割が決定されており、それが市にもあるということでございます。

下のほうに書いておりますけれども、市は情報収集・提供、住民への周知、予防接種の実施、主に予防接種の実施が主体となってまいります。国はワクチンの供給、緊急物資の確保、それらの運送要請・指示、県は医療の供給体制の確保、緊急時の埋葬・火葬といったような役割を分担しているわけでございます。

市の対策本部におきましては、「国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市長は、直ちに市対策本部を設置しなければならない」となっております。「市対策本部長には市長をもって充てる」「市対策本部長は、市の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができるなどの権限を有すること」になります。そして、「(1)から(3)までに規定するもののほか、市対策本部に関し必要な事項は、条例で定める」とされております。

それで今回、条例制定をお願いするものでございます。

施行期日でございますが、冒頭で説明しましたが、法の制定施行日というふうになります。議案書のほうに戻っていただきまして、10ページ、11ページのほう見ていただけますでしょうか。

ここに（趣旨）ということで、「この条例は、新型インフルエンザ等対策——先ほど説明しました——特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、鹿島市新型インフルエンザ等対策本部について必要な事項を定めるものとする」ということでございます。これは、法の中で「国による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときは、市長は、直ちに市対策本部を設置しなければならない」と。その所掌事務といたしまして、組織などは新型インフルエンザ等対策本部特別措置法第34条から36条まで及び37条において読みかえ準用する法第20号に制定されているということでございます。

任命権でございますけれども、「法第35条第2項第4号の規定による任命並びに同項第3号及び法第35条第3項の規定による指名並びにこの条例の規定による任命及び指名は、あらかじめこれを行うことができる」というふうになっております。設置前に、基本的に指名ができるというふうなことになっているところでございます。

あとずっと、第3条（組織）、第4条（会議）、第5条は「本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる」というふうに、非常事態宣言がなされた際に、鹿島市にこういった対策本部を設置いたしまして蔓延を防ぐと。まずは予防接種をやって、その分で防いでいきたいというふうなことで、この条例を制定するものでございます。

11ページでございますが、一番最後、附則「この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日から施行する」というふうなことでございます。

以上でございます。どうぞよろしく審議のほどお願いします。

#### ○副議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。14番松尾征子君。

#### ○14番（松尾征子君）

1点だけお尋ねをしたいと思います。今、インフルエンザが蔓延して緊急事態宣言が発

令され、いろんな取り組みがされるということはわかりましたね。

ただ、私1つこれはどうなのかなと思うのが、実は私もインフルエンザにことしかかりましたが、かかった途端に外出禁止になるわけです。私みたいに家族のあるところはいいいですが、今、高齢者のひとり暮らしが非常に多いですね。外出が禁止になると食事の調達とかが非常に困難になりますが、今、若い人たちは冷蔵庫に結構保存していますから、1週間か幾らかの食のあれは保たれるわけですが、ひとり暮らしのお年寄りのところに行きますと、冷蔵庫をあけるともうほとんど入っていないですね。持っていらっしゃるところもありますが、入っていないんですよ。そういうことになって食事の調達が困難になった場合は、ひとり暮らしだと買い物にも行けないし、対応できないということになりますが、そういう対応についてもある程度考えておかないと、食事ができなくて衰弱が進んでいくというようなことも私は考えられると思うんですよ。だから、そういうところまで含めた対応策というのは、特に高齢化した今日、考えておく必要があるんじゃないかと思いますが、お考えになっていますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

今の御質問は、この設置条例から外れた、いわゆる実施計画の中身のことだと思います。もちろん今お願いしているのは、新型インフルエンザが発生した、国が緊急特別措置を出した、そのときに鹿島市で本部を設置しますという条例でございます。議員がおっしゃられている分につきましては、今後、国、県、市からさらに細かい指示、マニュアル等が来ると思います。その中に十分含められるものだと思っておるところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

確かにそうかもわかりませんが、緊急事態宣言された後のね、最も私は直接患者に携わっていく大事なことだと思うんです。だから、今おっしゃったように今後の取り組みの中でそういうところも考えて、ぜひ細かい計画といいますかね、それをつくっていただくということをお願いして終わりたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑はありませんか。7番議員松本末治君。

**○7番（松本末治君）**

今の松尾征子議員の質問に関連しますけれど、今、少子化の時代で、看護師とか介護師と

かいうお母さん方がおられます。そういう中で、子供がインフルエンザにかかったということだったら、さっきの話じゃないですけど、そのお母さんたちも仕事を休まにゃいかんというようなところも出てくると思います。そういうとき、どういうふうな保障をさせていただくのか、また、どういうふうな対応になるのか。その辺で、ちょっとインフルエンザ等で厳しい環境になって、もう子供も産まじいっちょこうというような環境になっては困りますから、その辺どういうふうなことになるのか、お尋ねします。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

何回も申しますとおり、これは対策本部の設置のための条例でございまして、この後に国からマニュアル、いわゆる実際の行動計画、それから実際の現場における対策等が示される。それに基づき、鹿島市としてはそれをマニュアル化して、いわゆる法制化して使っていくと、やっていくということになります。ですから、今現在それはどうするのかと申されましても、ちょっと私どもとしてはお答えはない。

新型インフルエンザとはどういうものかというふうなことでございますけれども、新型インフルエンザとは、いわゆる新型インフルエンザ等感染症及び感染症でございますけれども、人から人に伝染するウイルスを病原体とするインフルエンザで、国民のほとんどが免疫を持っていないと。全国的に急速な蔓延になり国民に重大な影響を与える、いわゆるパンデミックの状態。電車がとまりました、公共施設が動けません、そういったところを想定してあります。ですが、それだけではないということもございますので、もう少し細かく今回の法では対策がとれるようになっているようでございます。

実際は、厚生労働省の新型インフルエンザ等の発生公表、WHOがフェーズ4でございまして、人から人への感染が地域のレベルの発生を引き起こす——地域と申しますのは、ここでは九州いっぱい、あるいは西日本全体が蔓延した場合どうするのかと。あるいは、市町村の機構が全体的にとまってしまった、並びに電車もとまった、こういった場合の措置でございます。ただ、それに含めまして、前回の分につきましてはもう御存じとは思いますが、隣のまちに発生した段階で鹿島市が既に閉鎖という形をとっておりました。これでは動けないという形でございますので、これを法制化したしまして、こちらの権限を少し移譲されるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。（「わかりません」と呼ぶ者あり）

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかにありませんか。10番福井正君。

**○10番（福井 正君）**



1点だけお尋ねいたしますけれども、これは新型インフルエンザだけに特定した条例なのでございましょうか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

これは基本的には「等」が入っております。等感染症も含めております。ですから、先ほど申しますとおり、ちょっと中身を説明しましたときに等を入れて感染症というふうに申しましたとおり、感染症も含まれております。ですから、本当に人の命を奪ってしまうような感染症が全国に蔓延したといった場合には、当然これはもう発令されるものというふうに思っております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

10番議員福井正君。

○10番（福井 正君）

ということであれば、いわゆる致死性が高い病原体による病気が流行したというときには、それも等の中に入っているという意味ですね。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

私の説明不足で申しわけございません。

新感染症、いわゆる感染症の中で人から人に伝染すると認められる疾病で、既にある感染症の疾病とその治療や病状の結果が明らかに異なるもので、これにかかった場合、病状が重篤であり——いわゆる先ほど申されるとおり死亡率が高いと、こういったものの蔓延により国民に重大な影響を与えるおそれがあると認められるときというふうに規定されております。

○副議長（松尾勝利君）

10番議員福井正君。

○10番（福井 正君）

大体わかりますけれども、今、実は風疹が流行していますよね。あれは致死性が高い病気ではございませんけれども、そういうのにはもう適用はされないということで理解してよろしいですか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

風疹等につきましては予防接種等が確立されておりますので、それと治療法を確立されております。こういった治療法が確立されていないものについて、国がワクチンを用意し、それを市町村に早急に配っていくと——県を通じてですけれども。そういう意味でございます。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第8号は会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託いたします。

### 日程第3 議案第9号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第9号 鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書は12ページ、議案説明資料は2ページでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律——地方分権一括法でございます。これの施行により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律——バリアフリー新法と我々は言っておりますが、この一部が改正されたことに伴いまして、鹿島市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準に関する条例を制定するものでございます。

特定公園施設の新設、増設、または改築を行うときには、利用者がより円滑に都市公園施設が利用できますように、移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌いたしまして条例を定めております。特に本市の独自条例は定めておりません。

この都市公園施設とは、省令で定めてありますが、出入り口、通路、駐車場、便所など12施設が規定をされております。このうち、屋根つき広場、それから野外劇場、野外音楽堂の3施設については該当施設がございませんので、今回の条例では定めておりません。

議案書の13ページをごらんください。

第2条、園路及び広場について規定をいたしておりますが、出入り口、通路の幅、勾配等の整備基準について規定をいたしております。

第2条第1項は出入り口に関する規定で、幅員を120センチメートル以上、車どめを設ける場合は車椅子が通過できるように間隔を90センチメートル以上とすることとしております。それから、出入り口でございますが、150センチメートル以上の水平距離を設ける規定でございます。

14ページをごらんください。

第2号でございます。これは通路に関する規定でございます。通路幅180センチメートル以上、縦断勾配、これは進行方向の道路の傾きのことでございますが、原則5%以下とすること。それから、オ、横断勾配ですが、これは方向の道路の傾きでございます。原則1%以下とすることを規定いたしております。

第3号は、階段について規定をいたしております。

第4号は斜路を併設するということを規定いたしております、15ページの第5号は斜路の整備基準を規定いたしております。

第6号は、点字ブロックの設置について規定をいたしております。この中で、第11条第2号に規定する点状ブロック、あるいは第21条第2項第1号に規定する線状ブロックという言葉が出てまいりますが、点状ブロックとは注意を喚起、あるいは警告するもので、広い意味とまれというふうなことを意味するものでございまして、線状ブロックといいますのは移動の方向を誘導するブロックで、方向性を示すブロックのことでございます。

第7号は、これは休憩所、管理事業所、駐車場、便所、修景施設、あるいは休養施設などの施設と1以上の経路が接続していなければならないということを規定いたしております。

第3条も同様に、休憩所及び管理事務所の出入り口の幅等について規定をいたしております。

16ページ、中ほどの第4条でございます。駐車場について規定をいたしております。

第1項では、駐車場台数に応じて車椅子使用者の駐車施設を設けることといたしております。全駐車場数が200台以下の場合、これにつきましては駐車台数に50分の1を乗じた数を設けることとしております。200台を超える場合は、駐車台数に100分の1を乗じて得られた数に2を加えた数を設けることとしております。例えば、300台の場合は3台に2台を加え、5台以上の駐車施設を設けるという規定でございます。

第5条では、便所について規定をいたしております。

17ページの第6条です。便房が設けられた便所について整備基準を規定いたしております。この便房とは便所内の個室のこととございまして、多目的トイレのことを指しております。

第1項第1号は便所の出入り口の幅は80センチメートル以上、それから、第1号、オ、戸を設ける場合の幅は80センチメートル以上としております。

第2項では、高齢者、障害者の方の円滑な利用に適した構造を有する便房の制度基準を規定いたしております。

18ページ、第8条は水飲み場、それから手洗い場について、第9条は掲示板、標識についても高齢者、障害者の方ができるような構造とすることということで規定をいたしております。

第11条は例外規定でございます。一時的に使用する目的で特定公園施設を設置する場合は、この条例によらないということを規定いたしております。

以上で説明を終わりますが、条例の施行日を平成25年4月1日としております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまの説明に対してお尋ねをしたいと思います。まず、これに該当する都市公園が鹿島市に何カ所ございますでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

街区公園、それから近隣公園、蟻尾山の総合公園、合わせまして7都市公園だと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

せっかく御説明いただきましたので、7つぐらいなら全部どこと言ってくださいよ。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

まず、街区公園ですが、西牟田公園、これはバイパス沿いの桜大橋がございますが、眼鏡屋さんの北側にあります。それから城内公園、これは旭ヶ岡公園の下のほうにございます。

近隣公園ですけれども、浜地区にあります臥竜ヶ岡公園、それから庁舎前の中川公園、それから旭ヶ岡公園ですね、それから西牟田にございます北公園、これが近隣公園に当たります。

総合公園としまして、蟻尾山公園があります。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。今7公園ですか、説明をいただきましたが、この中で今回条例に定められていることが該当している、ここはこうですよという整備された分はどこどこなんでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

実は、平成10年に佐賀県のほうで福祉まちづくり条例というのを制定されております。この条例の中でも、通路とか、出入り口とか、トイレにつきましては一定の基準が設けられておりまして、私ども公園を設計する場合は、この条例に基づいて設計をいたしております、北公園とか、あるいは蟻尾山公園につきましては、平成11年度以降に施行したのものにつきましてはこの条例に合致しております。また、中川公園のトイレ、便所につきましても整備基準を満たしているということでございます。旭ヶ岡公園につきましても、同様に基準を満たしているということでございます。

駐車場につきましては、北公園が大体60台程度駐車ができますが、障害者用の駐車スペースは2台ほど確保いたしております。それから、蟻尾山公園につきましては、グラウンドゴルフ場、これは33台とありますが、ここにも1台、障害者用の駐車スペースを設けておるところでございます。同様に、野球場につきましても59台、駐車場を確保しておりますが、障害者用の駐車場として1台確保しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の説明では、手がつけられているというのは、例えば旭ヶ岡公園なんか階段とか非常に昔のつくりで、石づくりで、ああいうところについては、1カ所だけ上に上がる分についてはスロープになったところがありますが、どうなんでしょうか、景観との関係がありますから、そういう場合の対応というのは非常に難しくなるんじゃないかと思いますが、旭ヶ岡公園なんか特にお参りに行くときは城内のほうから——みんな城内か、横田のほうから上っていくと石段の階段です、ちょっとおおよそ健常者の人も高齢者は上りにくい感じになっていますが、ああいうのに対する対応も何らかの方法で、まだ手すりもついていないですよ、あそこはね。そういうのもやらずにちゃいけないと思うんですが、それなんかもやっぱり考えられていくわけですかね。わかりますか、あそこの。見えますね。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

旭ヶ岡公園につきましては、確かに階段のところは石段になっております。手すりは二、三年前に既に設置をいたしております。あそこの公園敷地は祐徳稲荷神社さんの所有地で、市が借地をしているという状況でございますので、勝手に手を加えるということは非常に難しいと。また、構造的にもかなりの高低差がございますので、以前検討をいたしましたけれども、非常に難しいということで、一部スロープの改修を行った経緯がございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今は高齢者の方も車椅子を利用したり、いろんな形で外に出て行動されるというのが非常に多くなっていますし、障害者や高齢者の方の行動範囲も広がってきておりますので、やっぱりこういうところの整備というのは大変だけど、十分に点検をしながら、また取り組んでいただくことをお願いして終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第9号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

ここで10分程度、休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第10号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第10号 鹿島市道路構造の技術的基準に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書は19ページ、議案資料は4ページ、5ページでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い道路法の一部が改正され、市道の構造の技術的基準を省令で定められた基準を参酌して条例を定めるものでございます。

資料の4ページをごらんください。

これまで道路法第30条及び道路構造令に沿って市道の計画、設計を行ってまいりましたけれども、道路の幅員や歩道の幅員、道路の勾配など技術的な基準について、道路法の改正に伴い独自基準を条例で定めることとなりました。ほとんどが省令を参酌しておりますが、本市の独自基準を定めた条項について御説明を申し上げます。

議案書の26ページになります。

停車帯、第8条でございます。第2項に停車帯の幅員を定めておりますが、この停車帯とは車道と歩道の間から荷おろしのスペースとして設けている部分でございます。本市の市道では市道中牟田～御神松線、市道小舟津～広瀬線の2路線がございます。これまでの基準では2.5メートルになっておりますが、本市の場合は、大型車の交通量が少ない場合は1.5メートルまで縮小することができるというただし書きに基づきまして、停車帯の幅員を1.5メートルでつくってきております。また、都市計画決定をしている街路につきましても1.5メートルで計画しております。したがって、本市の実用に合わせ停車帯の幅員を1.5メートルとしているところでございます。

2点目は、27ページ、第11条第3項の歩道の幅員でございます。その他の道路にあつては歩道の幅員を2メートル以上確保することとなっておりますが、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は1.5メートルまで縮小ができることを規定いたしております。これは、事業費の縮減と工法的に困難な場合を想定いたしております。

それでは、20ページに戻っていただきまして、主な条項について御説明を申し上げます。

第2条は、用語の定義でございます。

22ページ、第4条、車線数ですが、中ほどの表をごらんください。道路の区分を規定いたしておりますが、1種、2種につきましては高速自動車道及び自動車専用道路となっております。本市には該当しませんので、今回条例は定めておりません。3種は地方部、4種が都市部の区分になっておりまして、本市の場合は用途地域内にある道路を4種、それ以外の地域を3種としており、3種は国道207号バイパス、オレンジ海道、市道では現在設計中の中川内～広平線がこれに該当いたしております。4種は主に都市計画道路が該当いたします。

1級から4級までは計画交通量で決定いたします。この区分が決定いたしますと、おのずと車線の数、第4項の車線の幅員、24ページ、第5項、中央分離帯の幅員、25ページ、路肩の幅員、こういうものがおのずと数値が決定されることとなります。

また、28ページに飛びまして、下のほうの第14条、設計速度の規定がございますが、本市の市道の場合は40キロメートル、もしくは30キロメートルを採用いたしております。設計

速度に応じて第16条の曲線半径、30ページの第19条の緩和区間、31ページ、第21条、縦断勾配、32ページ、第23条、縦断曲線、それから34ページの第26条、合成勾配など設計速度が決定されますと、これもおのずと数値が決定していくことになります。

このほか、第28条から第30条まではほかの道路及び鉄道との交差について技術的基準を規定し、第31条から第38条までは道路の附属施設等について、第39条、第40条は特例条項、第42条は自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、第43条は歩行者専用道路について規定をいたしております。

以上で説明を終わりますが、条例の施行日を平成25年4月1日といたしております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

済みません、大綱質疑ということで、できるだけこれは委員会のほうに回したいと思っておりましたが、私の所掌の委員会でもございませんので、基本的なところをちょっとお伺いします。

これは鹿島市の道路構造の技術的基準に関しての条例の制定ということになりますが、こういうふうになんか鹿島市の構造に合わせたように変えてくるということで、市民の方に特別こういうふうな道路等を利用する際に何か支障になるとか、そのあたりは全く関係ないんでしょうか。基本的なところで申しわけないです。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

市道に関しましては、これまでも設計をいたす場合は国土交通省の省令に基づきまして設計をいたしてきております。今回もほとんどがこの構造令を参酌して、しておりますので、市民の方に特別支障を与えるということはありません。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑ありませんか。4番議員竹下勇君。

**○4番（竹下 勇君）**

私も、大綱質疑ということで基本的なことです。

今回、こうやって条例整備をされるわけですけれども、道路費用の軽減ができるということで、いろいろ整備のほうもできると思います。これによって、歩行者とか自転車の通行に優しい道路づくりというのを目指していかれるのか、それとも車の流れをスムーズにすると



いうのを目指していかれるのか、同じようなことだというふうに思われますけれども、歩道等の整備がしやすくなるということで考えてもいいのかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

歩行者に優しい道づくりということで、これは当然、私どもは頭に入れて設計をしなきゃいかんというふうに思っています。

また、この後、平滑化のための市道の構造基準に関する条例についても御審議をいただくわけなんですけれども、これにつきましては、要するに歩道の整備基準、こういうものを定めておりまして、また、この条例に従って、今度は歩行者、あるいは自転車の方の目線でまた考えていくというふうなことで考えております。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

この後も出てくるでしょうけれども、現有の道路を見てみますと、これは市道に限らずというところでしょうけれども、車が通るところは割ときれいにしている、白線の外というですかね、路肩と車道の間のところ非常に不整備で——不整備というよりも押されて盛り上がったというように、歩いたり車椅子であったり自転車であったりというのの通行が非常にしにくいという場所も見受けられるようです。

それで、こういったことで市が独自に条例を整備されるということであれば、そういうこともよく考えていただければ助かるなというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

ないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第10号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託します。

#### 日程第5 議案第11号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第11号 鹿島市道路標識の寸法に関する条例の制定について御説明を申し上げます。  
議案書は40ページ、議案説明資料は6ページになります。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する条例の施行により道路法の一部が改正されたことに伴い、市道に設ける道路標識の寸法について条例で定めるものでございます。

これまで府省令で定められている道路標識の寸法と文字の大きさについて、各自治体で独自に定めることになりましたが、府省令と同じ内容の基準で定め、独自基準は規定をいたしておりません。

条例の内容を御説明申し上げます。

41ページ、第2条では道路の標識の種類等を規定で定めております。

第3条は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表2に図示されております標識の寸法を規定いたしてしております。

第4条は、案内標識、警戒標識の寸法の特例を規定いたしてしております。案内標識とは、交差点に設置してある方面、方向を表示しているもの、市町村名、通り名、主要地点を表示したものなどがございます。警戒標識は、「落石のおそれあり」「踏切あり」「横風注意」などの運転者に注意を促す標識でございます。

なお、この条例において交通規制の標識は除外となります。条例中（117-A）、あるいは（120-A）という数字がございしますが、これは第2条に規定してあります標識の番号でございます。

第4条第1項第1号は、駐車場の案内標識に便所を表す記号を表示する場合は、横寸法を規定寸法の2.5倍まで拡大することができることを規定してあります。同様に、第2号、第3号につきましても拡大することができることを規定いたしてあります。

42ページの第4号、道路の通称名の標識でございますが、これは何々通りというふうな標識でございます。これは縦長標識、横長標識がございまして、文字数に応じて縦寸法、横寸法を拡大できることと規定をいたしてあります。

第5条は文字等の大きさの基準、第6条は文字等の大きさの特例で、第1項第1号に記述している案内標識以外については、設計速度に応じてそれぞれ、40キロメートルから60キロメートルまでは文字の大きさを20センチメートル、30キロメートル以下の場合は10センチメートルと規定をいたしてあります。また、必要がある場合は文字の大きさを1.5倍、2倍、2.5倍、3倍に拡大することができることを規定してあります。

43ページの第7条は、標識の縁の大きさを規定いたしてあります。

第8条は、補助標識の寸法の規定でございます。補助標識とは、「通学路」「踏切注意」「動物注意」など文字であらわした標識のことでございます。

以上で説明を終わりますが、条例施行日を平成25年4月1日に予定をいたしてあります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○副議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑ないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第11号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第6 議案第12号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第6、議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第12号 鹿島市移動等円滑化のために必要な市道の構造基準に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書は45ページでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、移動等円滑化のための市道の構造基準を省令で定められた基準を参酌して条例を定めるものでございます。

条例の概要でございますが、議案資料の7ページをごらんください。

2の条例の概要でございますが、参酌基準の中で、省令の第3章、立体横断施設、第5章、路面電車停留場等及び第7章の移動等円滑化のために必要なその他の施設等の第37条に規定をされております防雪施設につきましては対象施設がございませんので、規定をいたしておりません。

議案書の46ページをごらんください。

第1条、趣旨に規定しておりますが、この条例は、移動等円滑化のために必要な新設特定道路及び障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第4項の規定により、市道の構造の基準を定めております。

新設特定道路とは、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものと規定されておまして、本市で指定した特定道路はございませんが、法第10条第

4項においては、特定道路以外の市道においても基準に適合するための努力義務が課せられておりますので、この条例を制定するものでございます。

47ページの上段、第2章は、歩道等について、歩道の幅員、勾配、歩道の高さ、路面の舗装について基準を規定いたしております。

48ページの第3章は、乗合自動車停留所に関する規定でございます。

第4章、自動車駐車場、第13条では特定公園施設の時にも御説明を申し上げましたが、同様に駐車台数に応じて障害者用駐車場を設けることとしておりまして、第14条にはその整備基準を規定いたしております。

50ページの第5章では、移動等円滑化のために必要なその他の施設を規定しておりまして、第19条第2項では、視覚障害者誘導用ブロックの色を、黄色または輝度比が大きい色を選定することとしております。輝度比と申しますのは、ベースとなります舗装の色と点字ブロックの色の差をいまして、輝度とは明るさを示します。

第19条第3項では、点字ブロックに必要と認められる箇所に障害者を音声で案内する施設を設けると規定いたしております。

以上で説明を終わりますが、条例の施行日は平成25年4月1日を予定いたしております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

**○副議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

それでは、質問いたしたいと思いますが、ただいまの説明の中で、あくまでも努力義務だということの説明があったと思いますが、そう受けとめていいんですか。ということは、条例はつくったけど、必ずしもこれを取り組む必要はない——極端な話ですね、と受けとめますが、いかがなんでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

この条例を制定したということで、市道約340キロございますが、全てをこれに合致させるということは到底困難なことでございます。したがいまして、努力義務というふうになっておりますが、今後ですね、先週、私ども道路点検を行いまして、障害をお持ちの方とか高齢者の方、一緒に参加をいただきまして点検をいたしております。その結果、不都合な点があるといった場合には整備を当然やると、この条例に沿ってやっていくというふうなことでございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

はい、わかりました。

私もこの前、点検されているところを見ましたけどね、ずっと取り組んでいらっしやったようですが、鹿島の場合、特に中心部の大事な部分が歩道なのか車道なのかわからないようなところがありますね。例えば、大手とか東町とか、その周辺、一番交通の激しいところなんかは、やっぱり高齢者の人が歩きにくいとか、いろんなのがあるわけですよ。だから、そういう面ではやっぱり具体的な取り組みが必要かなと思います。構造を考えますと、例えば大手通り1つ見ましても、歩道という特別なあれはないでしょう、どこが歩道なのか車道なのかというような形ですが、私はそういうところに関しては、すぐに構造を変えるんじゃなくて、線引きにしてもいいわけですが、歩きやすいようなそういう道路に取り組んでいく必要があると思いますが、そういうのまで含んで取り組んでいかれるわけですかね。結局、利用しやすいようにしなくちゃいけない、高齢者の人たち、障害者の人たちが使いやすいようにしなくちゃいけないわけですが、そういう中心部の進めなくちゃいけないところは構造的に大変だけど、どういう形で取り組んでいくかということですよ。その辺について。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

現在、交通安全の点検を行いまして、全国的に歩行者の安全確保について予算的にもかなりの予算が確保されておると思います。鹿島市の場合も当然、歩行者の目線から考えていくと、議員言われているとおり、大手通りとかは歩道と車道の区分がございませぬ。今後考えられるのは、ここは歩道ですよと、歩行者が歩いていますよというふうな、結局、色分け等で歩道を明示するようなことで考えていきたいというふうに思っています。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、御説明がありました。ぜひ取り組みを強めていただきたいと思います。特に中心地がなかなか進んでいかないと。もう周辺に行きますと、ここにこんなきれいな道路があるのにと。いうのがあります。家の並びぐあいその他でなかなか取り組みにくいと思いますが、ただいまの説明でね、そういう中でも取り組みが進められるようなことだと思いますので、ぜひ中心部の交通の激しいところ、特に歩いていく人たちが多いたるところ、そこをやっぱり早急にしていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

ないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第12号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

**日程第7 議案第13号**

**○副議長（松尾勝利君）**

次に、日程第7. 議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

議案第13号 鹿島市準用河川管理施設等の構造上の技術的基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は52ページでございます。説明資料は9ページでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により河川法の一部が改正されたことに伴い、準用河川において設置する主要な管理施設等の構造の技術的基準について条例を定めるものでございます。

資料の9ページをごらんください。

2の条例の概要でございますが、左側が構造令でございます。右側が今回条例を制定する条項でございます。構造令のうちでは、第2章、ダム、第7章、揚水機場、排水機場、取水塔、第9章、伏せ越しについて規定がしてありますが、本市が管理する準用河川には該当施設はございませんので、今回の条例では定めておりません。

なお、本市が現在管理する準用河川は、平成8年に指定をされております東塩屋川の1河川でございます。

議案書の54ページをごらんください。

この条例は準用河川を改修する場合の技術的基準でございますので、必要な条項について説明をさせていただきます。

第2条は、用語の定義でございます。

議案書の54ページ、第4条は材質及び構造を規定しておりまして、堤防は盛り土により築造することとしております。ただし、やむを得ない場合はコンクリート、鋼矢板等による構造とすることも規定いたしております。

第5条は、堤防の高さを規定しております。計画高水位に60センチの余裕高を設けることを規定しております。

第6条では天端幅を規定しておりまして、天端幅を3メートル以上としておりますが、第39条の規定に天端幅の計画高水流量に応じて緩和する規定を設けております。

55ページの第3章、床止めでございますが、この床どめとは河川の勾配を調整するためにコンクリートで帯状に段差をつけるものでございます。

第12条、護床工、これは河床の洗掘を防止するための措置を講ずるという規定を設けております。

56ページの第13条は、同様に堤防の洗掘を防ぐために護岸を設けることを規定いたしております。

第14条では、必要に応じて魚道を設けることを規定しております。

第4章では、堰を規定いたしております。堰とは、河川をせきとめて、河川水を農業用水、あるいは生活用水として取水するための施設で、固定堰と可動堰があり、その構造について規定をしております。

58ページの第5章は、水門及び樋門に関する規定でございます。水門は高潮時に海から逆流する流量を調整する機能でございます。樋門とは堤防内に設けられ、農業用水路、あるいは生活排水路の流量を調整する機能を持っております。洪水時は河川からの流入を防ぐためのゲートを閉める施設でございます。

第24条から第30条までは、水門、樋門及びゲートの構造について規定をいたしております。

60ページの第6章は、橋についての規定でございます。通路を確保するために個人で橋をかける場合は、この条文に沿って計画をお願いすることになります。

第7章は、雑則でございます。

以上で説明を終わりますが、条例の施行日を平成25年4月1日としております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

ちょっと気になるところがございますので、大綱質疑ですが、質問をさせていただきます。

ここの趣旨の中に「市長が指定する準用河川において設置する管理施設等のうち」というふうに書いてありますが、この市長が指定する準用河川、鹿島市でどのくらいあるんでしょうか、御説明できますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

本市が指定しております準用河川は、平成8年に指定をしております東塩屋川、この1河川になっております。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

先ほど説明を受けていましたね。申しわけございません。

ちょっとこの中で、東塩屋川のみなんでしょうが、魚道とか堰、こういうふうなところが、今、浜川の河川工事等でしていただいて、浜川も大分きれいになって、今、古枝のほうにずっと上がってきているわけですが、やはり工事が終わってみると、ここはこういうふうにかえといたほうがよかったとか、特に魚道に関しては全く魚がそこに上がることができない、今のつくりでは。だから、そのあたりもですね、今後、直接これに関係がないのかもわかりませんが、この項目の中に魚道とか堰という部分がありましたので、やっぱり昔はいっぱい魚がいたのに、川自体はきれいになったんですが、そのあたりの浜においては、ヤマノカミとか、ああいうふうなのが本当に少なくなってきたということ。私たちも、浜のほうでももう一回このところを考えて県等にも要望をしないと、川に魚とかそういうふうなのがなくなる、子供たちにすばらしさを継承していくことが難しくなっていく、そういうふうなことも考えております。特にそれに関連して、堰においてもそうです。ラバー堰というものを設置したりしておりますが、本当にこれがいいものなのか。そのあたりを今後また検討していただければと思い、大綱質疑ではございましたが、質問をさせていただきました。済みません。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

ないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第13号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時 再開

○副議長（松尾勝利君）

午前中に続き会議を開き、議案審議を始めます。

日程第8 議案第14号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第8．議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について



の審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

議案第14号 鹿島市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は64ページでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法の一部が改正され、これまで国土交通省で定められていた公営住宅等の整備基準が条例委任されたことに伴い条例を制定するものでございます。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するために整備する、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅とされております。そのため、市営住宅は一定水準以上の品質と性能を備えていなければならないと、市営住宅を整備する際に市営住宅の敷地や住宅の品質、性能について、どのような基準で整備をするのかを定めるものが整備基準でございます。

議案説明資料の11ページをごらんください。

2の条例の概要でございますが、左側が参酌基準で右側が条例案でございます。

第1条から第16条までは参酌基準と同じでございますが、第17条に参酌基準で規定される共同施設以外の共同施設に関する規定を設けております。

議案書の65ページをごらんください。

先ほど申しました第1条は、先ほど説明いたしました条例の趣旨を規定しております。

第2条は、市営住宅の整備に当たり、健全な地域社会の形成に資するよう努めなければならないというふうに規定をいたしております。

第3条、安全、衛生、美観を考慮して整備することを規定いたしております。これは、ユニバーサルデザインを推進し、高齢者を初めとした全ての入居者が暮らしやすい住環境の確保に努めることを規定しております。

第4条では、設計の標準化、合理的な工法の採用等により、建設、維持管理に要する費用の縮減に配慮をすることと規定しております。建設費用を縮減することで、家賃を抑制することが目的でございます。

第5条は、市営住宅の建設位置は、通勤、通学、日用品の購買等、入居者の利便性を考慮して選定することを規定しております。入居者が安全・安心に暮らせることができる居住環境が確保できる位置を選定いたします。

第6条は、敷地の安全等について。

第7条は、住棟等の基準について。

次のページになりますが、第8条は住宅の基準について規定をいたしております。エネルギー使用の合理化、遮音性の確保、住宅の構造、配管等に対し適正な措置を講ずることを規定しております。これは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定をされておりました、評価方法基準に沿って整備するものでございます。

第9条は住戸の基準で、1戸の床面積合計を25平方メートル以上と定めております。この基準は施行令を参酌して規定をいたしておりますので、これまでと変わりはありません。

第2項には、整備に当たり台所、水洗便所、洗面設備等を設けることを規定いたしております。

第3項は、ホルムアルデヒド等の化学物質の発散を防止する措置を講ずることを規定しております。

第10条、67ページの第11条は、居住部、共用部分についてバリアフリーとすることを規定しております。

第12条は、附帯施設として自転車置き場、ごみ置き場等を必要に応じて設けることを規定しております。

第13条、児童遊園、第14条、集会所、第15条、広場及び緑地について、設置する場合に、入居者の利便性、安全性を確保することを規定しております。

第16条の通路につきましては、バリアフリー構造とすることを規定いたしております。

なお、この条例に基づいて市営住宅を建設する場合には、公営住宅法、建築基準法、住宅の品質の確保の促進等に関する法律に従って整備基準を設定していくこととしております。

以上で説明を終わりますが、条例施行日は平成25年4月1日としております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありますか。14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいま御説明いただきました件でお尋ねをしたいと思いますが、66ページですね。ここには「市営住宅の各住戸には台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備」云々とうたわれておりますが、今、鹿島市に市営住宅がありますが、その鹿島市の市営住宅の中で水洗便所化がされているのは何%ぐらいでしょうか。どことどこという具体的なのがわかればお知らせください。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

市営住宅の中で水洗化が既に終わっているところでございますが、末光執行分住宅、それと新方住宅が水洗化が終わっているということでございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今の御説明によりますと、ほんの一部だということがわかりますが、この条例が制定されることによって、今、既存の公営住宅の中で水洗化を具体的に条例に基づいて進めていくのか、それとも新たに建設をする分についてこういう形での取り組みになっていくのか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

この条例は、新たに住宅を建設する際の整備基準でございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ということになりますと、今ある市営住宅については特別対応しないというふうに受けとめたいと思いますが、今、各市民の皆さんの中には、水洗化ができるところは水洗化にするようにということで非常に強く進められていると思いますが、そういう面で、本来ならば市営住宅が率先してそういうのに対応すべきだと思いますが、もちろん財政面もあると思いますが、市が重点的に進めているのに対して市自体は放置している。言い過ぎかもわかりませんが、放置しているという状態はどうなるのでしょうか。今後の対応についてお答えください。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

昨年度、鹿島市住生活基本計画というのを策定いたしております。その中で、例えば、西峰住宅とか中川住宅、この団地につきましては、将来的には廃止するという方向で計画をつくっております。したがって、新たに水洗化にするということとはできないかわかりませんが、逆に新たに79戸の住宅を建設するというふうなことになっておりますので、そちらのほうにつきましては当然、水洗化になるということになります。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

今、西峰住宅の問題が生まれて、ゆくゆくは廃止だということですが、今出ましたのでお尋ねしますが、あの西峰団地というところは本当に住宅地としての環境は最高だと思うんですよね。特に平家建てがほとんどですので日当たりもいいし、最近は高齢者の方が非常に多くなりまして、高齢者が生活するには環境としては大変すばらしいところだと思いますが、今、廃止という言葉が、もちろん前から出ておりはしましたが、今の住宅を廃止して、その跡にまた建設をするということなのか、あそこは全く廃止をしてしまうというお考えなのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

説明不足で申しわけございません。西峰住宅につきましては、現入居をされている方が全て退去されるまでは存続していくというふうな計画でございます。

将来的にどうなるかということでございますが、平成25年度に市営住宅の基本構想を策定する予定にしております。その中で、建設地の選定とか、あるいは規模、それから入居対象者をどのようにしていくのか、こういうものを平成25年度に少し検討していきたいというように考えております。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

ただいまの説明では、西峰住宅は全て退去されるまでは存続ということになりますと、これは3年、5年じゃないですよ、まだ若い方もいらっしゃいますからね。そうなった場合に、先ほどの水洗化の問題ですね。やっぱり住民の皆さんからそういうところの不満もあるんですよ。自分たちにはやれせろ、かれせろと言いながら、市営の設備については、こういう条件があるのはわかりますよ、わかるんだけど、そういうふうな対応しかなされていない。

それから、西峰住宅のトイレなんか見てみますと、やっぱり環境的にも昔ながらのトイレで、特に玄関と台所の横についている状況ですからね、非常によくないと私は思いますかね。そういう面で、そうなってもトイレの改修というのはされていかないのか、おっしゃるようにそのまましていくのか、その辺について、今こういうお答えが出ましたので、お尋ねをしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

西峰住宅の水洗化につきましては、従来から検討してきましたけれども、確かに議員申さ

れるように、住宅自体が非常に経過年数がかなりたっているということで、水洗化の工事をする場合に構造的にも余りよろしくないといえますか、かなり傷んでいるということで、水洗化をした場合には、もうほとんどの住宅をやりかえにやいかんということになりますので、その辺については水洗化ができないという状況でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

おっしゃることもわかりますし、現地の状況も私も見ておりますので、そこをするとなると全面的な改修をしないとできないということになるわけですが、周りの人たちにはそういう状況がわからないんですよ。そういう中で、水洗化が進んでいないところにはやってくださいということで指導に行かれるわけでしょう。これは西峰住宅だけというわけではありませんよ。全市的にそういうところがありますが、そういう面でやっぱり周りに対する御理解をいただくということも大事なところもあるんじゃないかと。

それと環境的な問題で、これが今のままで長く続けて住んでいただくというのは、本当はその家の中でのトイレとその周辺というのは環境的にも十分じゃないですよ。だから、そういう面でこれからどうやっていくのか、やっぱり対応を考えていく必要があるんじゃないかと。それぞれのところでふたをしたりなんか努力はされておりますが、その辺について、私も技術的にはわかりません、そういう面でこうなさいという案は持ちませんが、今の状況からやっぱり何とかしないと、このまま住んでいらっしゃる方がいらっしゃる間は続けますよということになれば、何らかの対応をしていかないと、これはよくないんじゃないかなという気がしましたので申し上げました。

西峰住宅の問題ばかりになりましたが、とにかくあそこは住宅地としては最高のところですから、より条件のよい住宅地になることを望んで、終わりたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに質疑はありませんか。7番議員松本末治君。

**○7番（松本末治君）**

1つだけお尋ねします。

基本的なことです。さっきの答弁で、来年度、市営住宅の基本構想をつくるということがありました。そしたら、その中での構想が、中心市街地というか、中心部を中心としたコンパクトシティ構想というのがありますけれども、少しは地域に配慮をした構想ができるのか、考えが立つのか、お尋ねをします。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

地域に配慮した市営住宅の建設位置ということでございますが、第5条に位置の選定ということで、通勤、通学、それから日用品の購買等の利便性を考慮して選定するという事になっておりますので、入居される方の環境に配慮するという形になります。

したがいまして、地域に配慮したという形はとれないかもわかりませんが、ある程度のバランスといいますか、そういうふうなところを配慮して、今後、建設位置の選定については検討していきたいというふうに思っています。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

ありがとうございます。ある程度で結構です。ある程度バランスを考えてということ、ありがとうございます。平成25年度、鹿島市人口3万1,000人というのを維持していくためには、少しじゃなくて、もっと少し、多く地域に配慮したバランスというのを考えていただく必要があると思います。というのは、鹿島市は1次産業が基本じゃなからうかと思えます。1次産業で働く人が後継者をつくり、子供を産み育てるためには、やはり個人所有の住宅だけじゃなくて、市営住宅等も地域にも必要というような面もあるんじゃないかというように感じますので、大きな配慮をしていただくことを望んで、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑がないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第14号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

#### 日程第9 議案第15号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第9. 議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

議案第15号 鹿島市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例について御説明申し上げます。

議案書は69ページから72ページ、議会説明資料は12ページでございます。

別冊の議案説明資料の12ページをごらんください。

制定する理由でございますが、平成23年8月に公布されました地域の自主性及び自立性を

高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行によりまして、水道法の一部が改正されたため、水道事業布設工事監督者を配置すべき工事を条例で定め、また水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされましたので、今回条例を制定するものでございます。

それでは、具体的な説明について御説明いたしますので、議案書の70ページをお願いいたします。

第1条でございます。水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づきまして、水道事業布設工事監督者を配置する工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について必要な事項を定める趣旨の規定でございます。

第2条は、水道の布設工事を行うに当たって、どの布設工事を技術上の監督業務の対象とするのか明確にしておく必要があることから、布設工事監督者を配置する工事の範囲について定めたものでございます。

第3条は、水道布設工事監督業務を行うに当たっての資格要件について定めたもので、国の基準に準じて定めるものであります。

1号では、大学の土木工学科もしくはそれに相当する課程において衛生工学もしくは水道工学に関する学科目を修めて卒業後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

2号では、大学の土木工学科またはこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

3号以降8号までは、学校等での修学内容や実務経験数に応じて資格要件を定めているものでございます。

71ページをごらんください。

第2項では、簡易水道事業の用に供する水道についての、それぞれ読みかえ規定でございます。

第4条では、水道技術管理者の資格についての規定であります。水道事業は水道技術管理者を1人置くことが法定となっております。

1号では、第3条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者。

2号以降につきましても、第3条と同様、学校等での修学内容及び実務経験年数に応じて資格要件を定めているものでございます。

72ページをごらんください。

第2項では、簡易水道または1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道についての読みかえ規定でございまして、国の基準に準じた内容となっております。

ちなみに、水道課には技術管理者の資格を有する職員が現在2名おります。

なお、施行日につきましては、県内の市において足並みをそろえ、ほぼ同様の内容で平成25年4月1日からの施行で提案しているところがございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第15号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

**日程第10 議案第16号**

**○副議長（松尾勝利君）**

次に、日程第10. 議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

**○水道課長（松本理一郎君）**

議案第16号 鹿島市小規模水道条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は73ページから77ページ、議案説明資料は13ページでございます。

別冊の議案説明資料の13ページをごらんください。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法の一部が改正されたことに伴い、簡易専用水道及び専用水道に係る事務が市へ権限移譲されました。

法定外の小規模水道に係る事務については、県が佐賀県小規模水道条例に基づき行ってきましたが、今回の法定の権限移譲とあわせて、小規模水道の事務についても、県からの権限移譲を受け、条例を制定しようとするものでございます。

また、これまでも小規模水道の事務の一部につきましては、佐賀県のいわゆる「まだら分権」により市が行っているところであります。

次に、鹿島市内における水道の種類でございますが、市内の水道はごらんの表の区分、布設数となっております。この条例の対象施設としましては表の下に列記しておりますが、民営の3つの施設となっております。

次に、条例の概要でございますが、佐賀県小規模水道条例と同様の内容として、布設工事に係る手続、管理運営事項、改善・停止命令、罰則などを規定しております。

それでは、具体的な内容について御説明しますので、議案書の74ページをお願いいたします。



第1条は、目的でございまして、小規模水道の布設及び管理を適正にすることによって、公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与するものでございます。

第2条は、用語の意義を規定しております。小規模水道とは、導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、給水人口が50人以上100人以下のものをいいます。

第3条は、小規模水道の施設を新設、増設、または改造しようとする場合で、布設工事の設計が布設の基準に適合するか、市長の確認を得なければならないとしております。

75ページの、第4条では、第3条の確認を受けた者は、布設工事が完了し、給水開始前の検査についてうたっております。

第5条では、定期、臨時の水質検査の実施及び記録の保存について規定をしております。

第6条及び第7条では、施設の衛生管理に関する規定でございます。

第8条は、施設管理者の設置に関する規定でございます。

第9条では、小規模水道の管理に従事する者に対する健康診断についての規定でございます。

第10条では、給水を開始後において、小規模水道の全部または一部を休止し、または廃止しようとするときの届け出についての規定でございます。

76ページの、第11条は、小規模水道施設の管理及び運営についての、報告徴収及び当該施設に立ち入り、管理、運営事項に関する検査についての規定。

第12条は、第11条第1項の報告または検査の結果、当該小規模水道施設が第3条第1項各号に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、期間を定めて当該施設の改善、修理その他必要な措置を命じる改善命令等についての規定を定めております。

第13条は、設置者が第12条第1項の命令に従わない場合において、その命令に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずる停止命令についての規定。

第14条及び第15条では、各規定に違反した者に対する罰則についての規定でございます。

なお、本条例における罰則規定は、検察庁との協議、指導を受けて規定を定めております。

77ページの第16条では、規則への委任規定でございます。

以上が条例の内容でございます。

なお、施行期日でございますが、今回の条例につきましては、県内全ての市において足並みをそろえ、ほぼ同様の内容で、平成25年4月1日の施行に向けて提案をしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○副議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

大綱質疑ですので、二、三点、主な事項について質問いたします。

今回の小規模水道条例の対象となる施設が市内に3件ほどあると、いわゆる50人以上100人の水道事業が対象となるということですが、この組合に対して、いわゆる公衆衛生の向上並びに生活環境の改善を目的として、こういった義務を課することは当然ですが、この条例によって、これまでなかった水質検査が1年に4回以上、いわゆる3カ月に1回、水質検査を義務づけられておりますけれども、こういった市の水道事業にのっとりない簡易水道以下、あるいは小規模水道、上水道が市内に108カ所ほどあるわけですが、今回の条例は3カ所だけですが、この水質検査、あるいはこういった水道事業を新設、増設、改造する場合の助成制度としてこういったものがあるのか、ちょっとお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

市内には民営の簡易水道組合というのが19施設ございます。それと、民営の小規模水道施設組合が3組合ということで、その組合に対する市の補助というのがありまして、鹿島市補助金交付規定ということがあります。それに基づきまして補助をいたしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

22施設がそういった形で簡易水道事業なり、並びに今回条例の対象となる小規模水道事業者に対しては単独の助成制度があるということですが、残りの86施設については、ということなんですが、山間部に行きますと、やはり農村から離脱される方がずっと年々多くなって、当初こういった簡易水道事業、あるいは小規模水道事業にのっとり事業を実施されても、50人未満に、50人といいますと大体十四、五戸ぐらいですか、それを下回ったら対象にならないわけですが、そういった方の一番の悩みというのは、毎日毎日使う生活水の確保なんですけれども、現状は簡易水道事業に乗らない86施設については、ほとんどが河川水を引き込んでされているのが一番だろうと思うんですが、この水源を、条例の目的にありますように、水質を維持するために河川水によらないで地下水ボーリング等にするには、残された戸数では非常に維持しにくいと、負担しにくい。1戸当たりの負担も高くてなかなか取り組めない。そういった86施設については地下水からのボーリング、そういった

ものについても何か助成制度があつてしかるべきと思うんですけれども、そこら辺の今後の対応等できないものかどうかお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

お答えします。

まず、簡易水道組合が19組合のうちに、今、1組合のほうから水源の変更の要望がされておまして、それに対する水源の変更というのが水道法に基づいて、その手続で、今の鹿島市補助金交付規定に基づいて助成はできるということで判断をしておりますけれども、今、簡易水道、小規模水道のほかの方の水源につきましては、現行の補助金交付規定に基づきまして、今のところ該当するというような要件がございませんので、ちょっと難しいかなというふうなことで担当としては考えております。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

大綱質疑ですのでこれで終わりたいと思いますけれども、農村に置かれた課題というのは、こういった問題が、毎日毎日の生活をする上で必要なものですので、今後検討していただければと思います。これで終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

ないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第16号は、会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

#### 日程第11 議案第17号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 議案第17号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第17号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案説明資料の15ページをお開きください。

今回、提案いたしますのは、長い法律名となりますが、国有林野の有する公益的機能の維

持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律が平成24年6月27日に公布されました。それで、平成25年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する条文の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、国営企業としては国有林野事業が唯一、国の事業として残っておりましたが、今回の法律の施行によりまして、国有林野事業特別会計が廃止されます。このことによって国が経営する企業が全てなくなるということになります。そのために、私どもの情報公開条例において条文の整備が必要となったことから、条例改正をお願いいたすものでございます。

14ページの新旧対照表をごらんください。

条例第7条第6号オに規定しております、表右側の旧条文、「市又は国等が経営する企業」という表現を表左側の新条文、「独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業」へと変更をし、新たに地方独立行政法人の追加をお願いいたすものでございます。

施行は平成25年4月1日からといたしております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第18号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第12. 議案第18号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第18号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案説明資料の18ページをお開きください。

昨年の12月議会におきまして、鹿島市定住促進住宅条例を制定させていただきました。いよいよ4月から新たな市営住宅として管理、運営を始めていくわけですが、住宅の良好な環境を維持していくため、今までの市営住宅の管理の方法に倣い、定住促進住宅管理人を入居者の中からお願いしたいと考えております。身分的には非常勤特別職に当たるため、報酬額を新たに条例の別表に設ける改正をお願いいたしますのでございます。

16ページの新旧対照表をお願いいたします。

第2条及び第3条のアンダーラインの部分の変更につきましては、字句や表現の見直しを行うものでございます。

16ページから17ページにかけまして、別表第2の国民健康保険税等収納嘱託員の次の欄に、新たに市営住宅管理人及び定住促進住宅管理人を追加いたしております。

報酬額につきましては、基本額として月額1,400円、戸数割としまして1戸当たり月額30円とを合わせた額でございます。

なお、施行は平成25年4月1日からといたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第19号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第13. 議案第19号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

議案第19号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案説明資料の21ページをお開きください。

今回、提案いたしますのは、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、平成25年3月1日から施行されたことに伴い、関係する条文の整備をいたすものでございます。

法律改正の主な内容でございますが、議会の運営に関する事項で、従来は委員会ごとに条文が整備されていたものが簡素化され109条にまとめられたこと。また、本会議においても、公聴会を開き意見を聞くことや、参考人の招致をすることができる旨の規定が第115条の2に新たに追加されております。これに伴い、条例におきまして法律の条文を引用している部分の整備が必要となったことから条例改正をお願いいたしますのでございます。

20ページの新旧対照表をごらんください。

第2条の第3号及び第4号につきましては、引用条文の改正でございます。

第5号及び第6号は、本会議における公聴会の開催等につきまして、新たに追加をいたしております。

施行は公布の日からといたしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

討論を終わります。

採決します。議案第19号 鹿島市議会等の求めにより出頭した者の費用弁償支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第20号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第14、議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は84ページでございますが、議案説明資料で説明をいたしますので、説明資料の27ページをお開きください。

改正の理由でございますが、国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が平成24年11月26日に公布され、ことしの1月1日から施行されたことに伴い、本市におきましても国家公務員の退職手当制度の改正を例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、人事院が昨年3月に実施いたしました民間の企業年金及び退職金の調査結果で、退職給付について国家公務員が民間より約4,020千円高かったため、その格差解消のため、国においては退職手当の基本額に乗じる調整率を引き下げる改正が行われているところであります。

この調整率であります。昭和48年に公務員と民間の退職給付の格差是正のため設けられたもので、当時100分の120でありました。その後、昭和56年からは段階的に3年かけて100分の110になり、平成15年から今度は2年をかけまして、現在の100分の104となっているところでございます。

本市におきましても、今回の国家公務員退職手当法の改正を例にして、調整率を現行の100分の104から100分の87まで段階的に引き下げ、また調整率の適用対象者を自己都合の退職者または勤続20年未満の退職者も含めて引き下げることにするものであります。

施行期日は平成25年4月1日より実施いたしますが、経過措置といたしまして、段階的に平成25年4月1からは100分の98、平成26年4月1からは100分の92、本格実施となります100分の87になるのは、平成27年4月1日からといたしております。

なお、簡条は今回の改正に伴います平成25年度から平成27年度、定年退職者の影響額の見込み額でございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま御説明をいただきましたけれども、国家公務員との関係でこういう状態になるという、その内容はわかりますが、私は、今、特に鹿島はもちろんです、日本全国こういう不況の中で、大変な状況になっている中で何が一番大事かという、やっぱり働く人たちの、また市民や国民の皆さんがしっかりと収入を得てそれを使っていく、そのことによって経済の活性化を図らなくちゃいけないということが非常に大きな問題になっているわけですね。

特に、今回の国会の中でも、共産党の国会議員が質問したのに対して、それに対しては安部首相自体も、確かに働く人たちの給料を上げなくちゃいけない、特に私たちは最低賃金千円ということで提起をしていますが、そういう答弁をいただいておりますし、さらには麻生元首相ですか、彼も共産党の国会議員と話が合うなんて思わなかったなんていう、そういう発言もするくらいに、今働く人たちの給料を上げていかなくちゃいけないということが非常に言われているわけですし、大きな社会問題になっております。それに対して安部首相は、私たちは今、大企業のいっぱい持っている、貯めているお金から賃金を上げろということを言っていますが、彼はもうかったところは上げなさいというような、それくらいの指導しかしていないわけですから、どっちにしましても皆さんがしっかりとお金を握らないことには地域経済の活性化はなっていないというのは、これはもう明らかだと思うんですね。

特に今、私たち鹿島市としても、まちの中のにぎわいをどうするかということでいろいろと論議をしているところですが、今、鹿島の商店街を中心としてその周辺がこれだけ経済的に落ち込んできたというのは、いろんな条件はあると思います。1つは、やっぱり第1次産業の落ち込みがあったと思います。それにやっぱり働く人たちの賃金がずっと下げられていった。それから、正規社員じゃなくてパートだとか派遣社員だとか、そういう状況。そういうのが大きな影響を与えてきたと思います。市の職員にしたってそうだと思います。以前からしますと、給与もずっと下げられてきた。退職金だって下げられてきた。そういう状況があると思います。

そういう中で、私は今の説明を聞きまして、先ほどの説明資料の中で、平成25年度末の対象者が9人で、影響額が12,773千円。12,773千円といえども、地域の商店やらその他に対する影響力というのは非常に私は大きなものがあると思うんです。特に1人あたりは、25年度は1,400千円、27年度になりますと3,843千円ですね。

私も振り返ってみますと、うちの旦那が退職してもう20年近くなるんですが、退職金で何をするかということになりますと、私たちも住宅を建てて残るお金がありますから、退職金のほとんどは返済ですよ。私も一緒に行って労金の窓口で退職金をぼっと返したことを思い出しますが、じゃ、後残ったのは何かと、何をやったんでしょうかね。これといって退職金でこういうことをしたというのはないくらい私たちはやったのを覚えますがね。



そういう面から考えますと、市の職員の方たちだって、これまで私はいつも言ってきましたが、やっぱり市役所に入るときには、これくらいの給料があつて、これくらいずつ定期的に昇給をしていけば、子供を大学にやったり、家を建ててその払いをして、こうしていくと退職時にはこういうことになるんだという生活設計があつたと思うんですよ。ところが、この数年間、給料は途中で引き下げられるわ、退職金は落とされるわと、いろんな状況の中で、例えば、25年度に退職される方1人当たりマイナスの1,419千円。例えば男性でしたら、奥さんが父ちゃん着物の1枚ぐらい買ってねと言いたいところですが、その分がないわけですね。そのことは即私は地域の経済に大きな影響が出てくると思うんですが、その点について市長どうお考えですか、お答えください。

**○副議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

先ほど説明を申し上げました総務部長自身がこの対象になりますので、本人はなかなか御説明をしがたいと思いますから、私からお話を申し上げたいと思います。

お話はごもつともなんですよ。おっしゃるとおり。これは、しかし苦渋の選択とと思ってください。というのは、これは賃金水準を下げるということではないんですよ。退職金をいろんな条件のもとで民間と比較して出ているところを是正しようという、そういう基本的な考え方に基づいております。したがって、その格差を是正するという前提に立っていますので、鹿島だけとか佐賀だけとかということにはなっていないということをございまして、その格差の存在自体は我々としてはなかなか疑いづらいつつ。それはまあ存在するという前提じゃないとしようがないですよということになるんじゃないかと思います。

そこで、苦渋の選択と申し上げましたが、もう1つは、これは結果、おっしゃるようなことがあつて個人的にいろんな事情がおありなんでしょう。そんなら早うやめると言つてやめられた方が、3桁や4桁ではないんじゃないかということで、今どんどん広がっておりますね。これについての世間の評価はどうだろうか、いろんな見方があると思います。いや、それはかわいそうかと言う方もおられるかもしれませんが、やはり高かったけんが、自分の計算でやめよんさっぱいねという評価もなきにしもあらずと、これは難しいことだと思います。これは、したがって我々としては、繰り返すようですが、そういう格差をもとにみんなで、いわば公務員という評価を実はもう一回取り戻すためにもこういうことは対応しないといけないだろうということです。

冒頭お話をしましたが、ここに並んでおります者も、極端に言えば大半は対象になります。特に、御説明を申し上げました総務部長は、それこそ苦渋の選択ではなかったかと思っております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

大体そういう制度をつくっていかなくてはいけなくなった国の今までのあり方が一番私は大きな問題だと思うんですよ。そして、地方に行けば地方に行くほど、上がこうだからこうしなくちゃいけないと。そういうことは理屈にならないんですよ。大体そういうのがどんどん広がっていくような、退職金が減るから早うやめようとか、今度もいろいろ問題になりましたね。そういうことがあっちゃいけないわけですね。それは個々の責任じゃないと私は思うんですよ。さっき私が言いましたが、計画的にしてきたことが、例えば、退職金でこれだけ入るからこれだけを住宅の資金に返せるとかいろいろ計画をしておいて、2,000千円、3,000千円なかったら、例えば、ぎりぎり計算している人は、それを退職してまた借り上げなくてはいけないという状況が出てくるわけですよ。

それから、民間との云々がと言いますが、そういうところで公務員がそういうことになっていきました。また民間だって同じような形での引き下げというのが出てくると思うんですよ。私はそういうのを考えますと、やっぱり働く人たちの賃金というのはしっかり守っていかんといかんし、これは給料が下がるんじゃないということですが、同じことだと思うんです。そして、もともと給料自体が落ち込んでいる中での何%ですから、全体から今までから考えますと、大きな落ち込みになってくると思うんですよ。皆さんももうそぎゃんそぎゃんと思ひよんさとおんしゃっと思うんですよ、退職する人は。うんにゃ、そぎゃんじゃなかばいとは誰でん思ひきらんと思ひます。計画はあったと思ひますよ。そうでしょう。一番きついとき、大学に出したり住宅ローン払ったりするときに、どんどんどん市役所でもこういう状態をつくり出されたんですよ。これは皆さんが悪いんじゃない。皆さんの働き方が悪いんじゃない。やっぱり国の制度の中で、それを上から押しつけられてきたことがこういう事態をつくり出したと思うんです。いろいろ私が言っても、これを答弁云々と、特に総務部長に言ったって、今おっしゃいましたがね、総務部長、歯がいか気持ちばここで言うてくださいよと言いたいくらいですよ。それは確かに歯がゆいと思ひますからね。

ですから、これ以上は言いませんが、とにかく私は、やっぱり今、特に鹿島市の経済を、町の中の活性化は、一番は市民がみんな金をがばっと握ることですよ。そしたら使うでしょう。これでもうあんた1,400千円少なすぎ、今夜せいぜいくるくる寿司に行って、家族ですしどん食おうか退職祝い、そんならのもんですよ。できないですよ、そいしか。そういうことであってはいけない。40年、何十年頑張ってきた人たちが、そういう寂しいやめ方では私はどうかと思ひます。確かに今、民間は大変ですよ。しかし、公務員がこうだから民間もということがずっとなっていくわけですよ。私はそういうのに歯どめをかけること、今非常に大事だと思ひます。これはもう意見として言うておきますが、私はどうしても

これは納得いかない対応だと思っています。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は、ただいま提案されております案件について反対をしたいと思います。

今、審議の中でも意見は申しましたので、そのままでもよかったわけですが、やはり今まで長年、夢を持ちながら働いてこられた人たち、特に今の職員の人たちは中途でも給与がずっと引き下げられたりというようなことが続いてきたんですよね。生活設計がもうがた崩れです。そういう中で、さらにはまた退職金からね、国の制度ができたからといって、国が取り扱ったからといって、それをそのまま持って行ってやるというようなことは私はどうしても納得いきませんし、許すことはできません。今やっぱり鹿島の活性化を図るためには、働く人たちが賃金をしっかり、収入をしっかり得られるような、そういう取り扱いをしていくことが今一番大事なときだと思いますので、私は今回の提案には反対をしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 一般職の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第21号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第15. 議案第21号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

まず初めに、議案第21号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例に関し、急遽、条例

案が変更になりましたことに対しまして、議員の皆さんに大変御迷惑をおかけしたことをおわびいたします。

それでは、議案第21号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は88ページになります。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、都市公園法の一部が改正されたことに伴い、都市公園の配置及び規模の技術的基準並びに公園施設の面積の割合を条例で定めることになりましたので、鹿島市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

議案資料の28ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、左側が新しい条例になります。改正内容は、第1条の次に第1条に2、第1条の3までの2条を加えるものでございます。

第1条の2第1項1号に規定をしております住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準でございますが、本市における住民1人当たりの都市公園敷地面積は、市の区域内、つまり市全体で9.68平方メートル、市街地区域、これは用途地域内でございますが、3.89平方メートルで基準を下回っております。したがって、参酌基準のとおり、市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準を10平方メートル以上とし、市街地区域内では5平方メートル以上を目標値として規定をいたしております。

次に、第1条の2第1項2号に規定しております都市公園の配置及び基準でございますが、2号のアに規定しております街区公園、一般的には児童公園という言い方をしておりますけれども、本市の場合は開設をしております西牟田公園、城内公園がこれに当たります。この2カ所の平均面積は0.21ヘクタールですので、0.2ヘクタールを標準としております。0.2ヘクタールを平方メートルで言いますと2,000平方メートルで、大体50メートル掛け40メートル程度の公園でございます。

2号イでは近隣公園で、中川公園、北公園、旭ヶ岡公園、臥竜ヶ岡公園などを配置しておりますが、開設平均面積は2.1ヘクタールで、参酌基準どおり2ヘクタールとしております。

2号ウは地区公園ですが、本市の場合はございません。

2号エは総合公園、運動公園につきまして規定をしております。本市では蟻尾山公園が総合公園として該当をいたします。この公園には面積規定はございませんが、利用目的に応じて都市公園の敷地面積を定めることとしております。

29ページでございますが、第1条の3第1項、公園施設として設けられる建築物の面積割合です。この建築物の敷地に対する床面積の割合、建蔽率でございますが、参酌基準では100分の2になっております。0.2ヘクタール未満の街区公園につきましては、トイレなど施設を建設する場合は、それ相当の建築面積が必要となってきます。したがって、所要の

面積を確保するという観点から、建蔽率を100分の3とすることとしております。この条文は、市独自の条文でございます。したがって、第1条の3第1項1号、敷地面積が0.2ヘクタール以上である都市公園は建蔽率が100分の2。2号、敷地面積が0.2ヘクタール未満である都市公園は100分の3と規定をいたしております。

そのほか、第2項の1号、2号は参酌基準として、特例措置として建築物の種類によって建蔽率をそれぞれ100分の10、100分の25、加算できることを規定しております。

また、31ページでございますが、条例中「工作物等」を「占用工作物等」へ改めるなど、語句の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

なお、条例の施行日を平成25年4月1日としております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

討論を終わります。

採決します。議案第21号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○副議長（松尾勝利君）**

起立全員であります。よって、議案第21号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第16 議案第22号

**○副議長（松尾勝利君）**

次に、日程第16. 議案第22号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

議案第22号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案書は93ページでございます。

提案理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため

の関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、市営住宅の入居者の資格などについて条例を改正するものでございます。

主な改正点について御説明をいたします。

議案資料の35ページをお開きください。

左側が改正する条文でございます。第3条には入居者の公募方法について規定をいたしておりますが、第1項、「市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる」としてありますが、「次の各号に」を「次に」と改正するものでございます。

また3号中、「テレビジョン放送」の後に「（有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送を含む。）」を追加しております。これはケーブルテレビの普及に伴い改正をするものでございます。

第6号、5号の後に「市のホームページへの掲載」という規定を加えるものでございます。これも同様に、通信機器の普及により追加するものでございます。

第5条には入居資格を規定しております。この条文は地方分権一括法に伴う改正でありまして、36ページの第1項第3号アに規定をしております入居者が身体障害者である場合、その他、特に居住の安定を図る必要があるものとして、これまでは公営住宅法施行令第6条第4項に定めておりました対象者を、38ページの別表2で定めております。また、令第6条第5項第1号に規定をいたしました所得金額を214千円と規定をいたしております。

イも同様に、令第6条第5項第2号に規定する金額を214千円（当該災害発生の日から3年を経過した後は158千円）に改めるものでございます。ウは一般世帯の所得基準でございますが、これも同様に令第6条第5項第3号に規定する金額を158千円に改めるものでございます。したがって、これまで政令で定めておりました所得金額を条例で定めておりました、これまでと変わりはありません。

第11条は同居の承認を規定しておりますが、第2項第2号には親族以外のお同居の承認についても入居収入基準を規定をいたしております。

それから、第16条は家賃の納付を規定をいたしておりますが、第2項、「12月分については同月26日）まで」と規定をいたしておりましたが、コンビニエンスストアでの納入が可能になっておりますので、削除するものでございます。

第20条以降は用語の改正でございます。

以上で説明を終わりますが、条例施行日は平成25年4月1日を予定しております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第22号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第22号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後2時35分から再開いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第17 議案第23号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第17. 議案第23号 鹿島市道路占用料徴収条例及び鹿島市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

議案第23号 鹿島市道路占用料徴収条例及び鹿島市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書は96ページでございます。

提案理由でございますが、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料の48ページをごらんください。

改正内容は、今回の道路法施行令の改正により、道路法第32条第1項の規定により道路管理者の許可を受けなければならない、道路を占有する工作物、物件または施設に、東日本大震災を教訓として新たに「太陽光発電設備及び風力発電設備」と「津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」が加えられております。

したがって、それらの施設について占用料を徴収するために、新たに項目を設け、また、道路法施行令を引用している号ずれについて改正を行うものでございます。

議案資料の41ページをごらんください。

左側が改正案でございます。

2条及び3条1項並びに1号は、語句の改正でございます。同条11号につきましては、仮設店舗等を臨時的に占用する場合は占用料を徴収することを規定いたしております。

42ページをお開きください。

占用許可対象物件及び占用料でございますが、表中下から5行目、施行令第7条第2号に掲げる工作物、これが太陽光発電設備及び風力発電設備に該当いたします。占用面積1平方メートル、1年につき1千円と規定をいたしております。

施行令第7条第3号に掲げる施設が津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に該当し、占用面積1平方メートル当たり、Aに0.028を乗じて得た金額を規定いたしております。なお、Aとは近傍類似の土地価格でございます。

そのほか、鹿島市法定外公共物管理条例のアンダーライン部分につきましては、引用する条文に号ずれが生じたため2号繰り下がるものでございます。

同様に、鹿島市法定外公共物管理条例につきましても、語句の改正と占用物件として施行令第7条第2号に掲げる工作物、施行令第7条第3号に掲げる施設を追加し、占用料を規定いたしております。

以上で説明を終わりますが、条例施行日を平成25年4月1日といたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第23号 鹿島市道路占用料徴収条例及び鹿島市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第23号は提案のとおり可決されました。

日程第18 議案第24号

○副議長（松尾勝利君）



次に、日程第18. 議案第24号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

**○環境下水道課長（福岡俊剛君）**

議案第24号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案書は103ページから110ページ、議案説明資料は49ページから59ページとなっております。

議案説明資料の58ページをお開きください。

まず、改正の理由でございますけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律——俗称、地方分権一括法でございますけれども、これが平成23年8月30日から施行になりまして、施行に伴いまして下水道法の一部が改正になっております。

今回の下水道法の改正に伴う条例の主な改正内容でございますけれども、従来は公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準、都市下水路の構造及び維持管理の基準につきましては下水道施行令の基準を適用いたしておりましたが、今回の下水道法の改正に伴い、政令で定める基準を参酌して市の条例で定めるということになったものでございますから、今回、市の下水道条例のほうで基準を定めたものでございます。基本的には下水道施行令の基準を用いて行っております。

それから、2つ目でございますけれども、特定事業場とか除害施設の設置等の必要な措置に係る水質基準の改正、これにつきましては従来から市の下水路のほうでも数値を上げておりましたが、これにつきましても数値等が改正になったものでございますから、今回この分も含めまして数値等の改正を行っているところでございます。

詳細につきましては新旧対照表で御説明を申し上げますので、議案説明資料49ページをお開きください。

まず、49ページでございますけれども、目次の中で、第1章の2、公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等（第3条の2－第3条の9）は、今回新たに追加をいたしましたものでございます。

あとは、条文について御説明を申し上げます。

第1条につきましては、今回の改正に伴いまして「、構造の技術上の基準等、」という言葉新たに追加いたしております。

第3条の第2号でございますけれども、これにつきましては「排水渠」という言葉、これは従前は平仮名を用いておりましたけれども、今回「渠」という漢字に改正をいたしております。

次に、第1章の2につきましては、先ほど申し上げましたように、今回、全て新たに追加

をいたしたものでございます。

まず、50ページをお願いいたします。

第3条の2、これは条例で定める基準等について述べておるものでございます。

次、第3条の3、これは排水施設及び処理施設に共通する構造の基準について述べております。

次に、51ページでございますけれども、第3条の4、これは排水施設の構造の基準について述べております。

52ページをお願いいたします。

第3条の5、処理施設の構造の基準について述べております。

第3条の6は、適用除外でございます。

それから、第3条の7は終末処理場の維持管理について述べております。

次、53ページでございますけれども、第3条の8、これは都市下水路の構造の基準について述べております。

それから第3条の9、これは都市下水路の維持管理の基準等について述べております。

次の第4条でございますけれども、これにつきましては排水設備設置義務者というところの後のほうに説明書きを加えたものでございます。

次の54ページでございますけれども、54ページにつきましては先ほど申し上げました特定事業場、除害施設等の数値の基準でございますけれども、第12条、次の第13条、55ページの第14条、それから、56ページの第19条でございますけれども、これにつきましては、従前の数値の基準が以下であったものが今回未満ということで施行令が変わっておりますので、今回この分を、「以下」という表現を「未満」という表現に変えたところでございます。

それから、56ページでございますけれども、第20条の第3項でございます。これは従前は消費税の表示で「100分の105を乗じて得た額」ということで書いておりましたけれども、今回、消費税の改正が2段階によって行われる予定でございますので、この部分の表現を「消費税及び地方消費税を加算した額」というふうに変えております。

それから、57ページの第28条の第2項でございますけれども、これにつきましては暴力団条項を新たに追加いたしましたものでございます。

次の第32条でございますけれども、第1項のほうの表現につきましては、次の「各号に掲げる」という表現を「各号のいずれかに該当する」というふうに変えておりました。第11号でございますけれども、これは従前は1つであったものを、説明をわかりやすくするためにア、イ、ウというふうに分けた表現にいたしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いを申し上げます。

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第24号 鹿島市下水道条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第24号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第25号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第19. 議案第25号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

補正予算書と議案説明資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備ください。

議案書は111ページとなっております。

では、議案第25号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。1ページのほうをお願いします。

今回の補正は、予算の総額から179,168千円を減額し、補正後の総額を12,945,923千円といたすものでございます。

2ページをお願いします。

2ページから10ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

11ページをお願いします。

第2表は、継続費の補正でございます。

2款1項、総務管理費の庁舎空調改修事業は9,807千円の減額補正を行い、補正後の総額を148,029千円といたしております。23年度と24年度の年割は、右に掲げているとおりでございます。

12ページをお願いします。

第3表は、諸般の事情で予算の一部を平成25年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧

でございます。中心市街地開発事業以下15事業で、総額239,518千円を25年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰越理由等につきましては、後だって御説明いたします。14ページをお願いします。

第4表は、地方債の補正でございます。地域農業水利施設ストックマネジメント事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業、中学校耐震補強事業は、国の補正予算等に伴い新規に52,700千円を計上。経営体育成基盤整備事業以下10事業は、国の補正予算及び事業の確定に伴い、総額242,300千円から202,500千円へ減額補正を行うものでございます。

16ページをお開きください。

16ページから19ページは、今回の補正の事項別明細書でございます。

20ページをお願いします。

20ページから98ページまでは歳入歳出の今回の補正の内容となっておりますが、内容の説明につきましては別添の議案説明資料に基づき後ほど説明いたします。

大きく飛びますが、99ページをお願いします。

99ページから106ページは、一般会計の給与費明細でございます。補正の中に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等を示しております。

107ページをお願いします。

このページは、継続事業に関する調書でございます。23年度から継続事業として実施いたしております庁舎空調改修事業の前年度からの支出見込み額及び進捗率等を調書としてまとめたものでございます。

108ページは地方債の現在高調書でございますが、右端の一番下の欄、8,585,879千円が今回の補正後の市債残高見込みというふうになります。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、別冊、議案説明資料の60ページをお願いいたします。

60ページから62ページは、今回補正の増減の比較表でございます。

63ページをお願いします。

ここから今回補正の歳入の概要についてでございますけれども、新規を中心に重立ったものを御説明いたします。

表則ナンバー2の法人市民税は、一部企業の収益増により71,000千円増額いたしております。

ナンバー6の普通交付税は、交付額の決定により、25,205千円増額いたしております。

ナンバー9の障害者施設措置費負担金は、法改正に伴い新規に計上いたしております。

64ページをお願いします。

ナンバー10の子ども手当交付金は、制度変更、給付見込みにより365,626千円減額いたしており、反対に、ナンバー11の児童手当交付金は新規に329,538千円計上いたしております。

ナンバー13の社会資本整備総合交付金（道路事業）分は、国の補正予算に伴う32,500千円分の追加分もありますが、当初分の交付内示減もあり19,863千円減額いたしております。

ナンバー14の学校施設環境改善交付金は西部中学校の耐震補強を行うものでありまして、国の予備費に伴い20,614千円新規に計上いたしております。

ナンバー15の農業体質強化基盤整備促進事業補助金は、国の補正予算に伴い4,400千円新規に計上いたしております。

ナンバー18の児童手当負担金（子ども手当分）及び次のナンバー19、児童手当負担金（児童手当分）も、国庫負担金と同様に制度変更と給付見込みによりまして65,022千円の減額と72,360千円の新規計上をいたしております。

ナンバー22の水産物供給基盤機能保全事業補助金は、国の補正予算に伴い10,000千円新規に計上いたしております。

ナンバー24の環境美化寄附金は、株式会社スーパーモリナガ様から指定寄附をいただきましたので、199千円増額いたしております。

ナンバー25の財政調整基金繰入金は、歳入一般財源の増などに伴い252,000千円を減額いたしております。

ナンバー26の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定などにより58,000千円減額いたしております。

66ページをお願いします。

ナンバー28の地域支援事業受託収入は、介護予防事業の減に伴い23,323千円減額いたしております。

ナンバー29及びナンバー30は、サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじの収益金交付金が確定いたしましたので、サマージャンボが13,102千円、オータムジャンボにつきましては7,067千円を増額いたしております。

ナンバー34の基幹水利施設ストックマネジメント事業債からナンバー36の地域農業施設ストックマネジメント事業債までの3つにつきましては、国の補正予算等に伴い、それぞれ18,800千円、2,700千円、3,900千円を新規に計上いたしております。

ナンバー39の中学校耐震補強事業債は西部中学校の耐震補強を行うものでありまして、これも国の予備費の対応に伴い30,000千円を新規に計上いたしております。

68ページをお願いします。

歳出補正について、主なものを御説明いたします。

ナンバー1の一般管理経費は、職員3名等の退職金を48,339千円増額いたしております。

ナンバー4の障害者施設給付事業は、給付見込みにより34,829千円減額いたしております。

ナンバー6の介護予防事業は、介護予防事業の確定に伴い19,880千円減額いたしております。

ナンバー8の子ども手当支給事業は、給付見込みにより22,410千円を減額いたしております。

ナンバー10の生活保護扶助費は、医療費扶助等の伸びにより26,000千円増額いたしております。

70ページをお願いします。

ナンバー18の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、国の補正予算等に伴い排水機場等の整備を前倒して実施するもので、16,044千円増額いたしております。

ナンバー19の基幹水利施設ストックマネジメント事業は、国の補正予算に伴い県工事負担金等を6,429千円増額いたしております。

ナンバー20の農業体質強化基盤整備促進事業は、国の補正予算に伴い竹ノ木庭上ため池の堤体改修事業を前倒して実施するもので、8,052千円を新規計上いたしております。

ナンバー21の間伐等森林整備促進対策事業は、国の補正予算に伴い鹿島嬉野森林組合が実施する間伐搬出用機械導入に対する補助金1,200千円を計上いたしております。

ナンバー22の漁場環境保全創造事業は、国の補正予算に伴い県が実施する漁場みお筋の作濤工事の漁協鹿島支所の負担金に対し補助金を交付するもので、8,918千円を新規計上いたしております。

ナンバー24の水産物供給基盤機能保全事業は、国の補正予算に伴いまして新浜大橋の老朽化診断を前倒して実施するもので、21,000千円を新規計上いたしております。

ナンバー26の社会資本整備総合交付金事業は、交付内示額の減、事業費確定により123,456千円の減額となっております。

ナンバー27の社会資本整備総合交付金事業（経済対策）分につきましては、国の補正予算に伴い交通安全対策等を前倒して実施するもので、65,100千円を計上いたしております。

ナンバー28の都市計画総務経費は公共下水道事業特別会計の繰出金でございまして、事業費の確定に伴い21,926千円減額いたしております。

ナンバー30の防災行政無線デジタル化事業は、一部事業の実施年度変更に伴い18,000千円減額いたしております。

72ページをお願いします。

ナンバー33の中学校耐震補強事業は、国の補正予算に伴い西部中学校校舎の耐震補強を前倒して実施するもので、51,950千円計上いたしております。

ナンバー38の予備費で、1,207千円の減額調整を行っております。

また、国の補正予算等の経済対策に対応した事業は、社会資本整備総合交付金事業の道路分、中学校耐震補強事業の西部中学校分や、県営事業負担金を含め13事業で総額212,083千円でありまして、平成25年度事業を前倒して実施することといたしております。

73ページをお願いします。

平成24年度の県営事業に伴う負担金一覧表でございますが、表中の括弧書きが今回の補正額となっております。

74ページをお願いします。

平成25年度へ事業を繰り越す繰越明許費の内訳と繰越理由の一覧表でございます。

ナンバー1の中心市街地再開発事業は地元調整に不測の日数を要したため、事業費4,000千円のうち3,000千円を繰り越すものでございます。

ナンバー2の農商工連携事業は新規作物の実証委託期間が翌年度にわたるため、事業費5,977千円のうち100千円を繰り越すものでございます。

ナンバー3の中山間地域総合整備事業は設計検討に不測の日数を要したために、事業費63,261千円のうち1,817千円を繰り越すものでございます。

ナンバー4の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、国の経済対策に伴い事業費25,365千円のうち18,758千円を繰り越すものでございます。

ナンバー5の農業体質強化基盤整備促進事業からナンバー8の水産物供給基盤機能保全事業、次のページのナンバー10、社会資本整備総合交付金事業、ナンバー14の中学校耐震補強事業は、国の経済対策に伴い、それぞれ事業費全額を繰り越すものでございます。

少し戻りますが、ナンバー9の社会資本整備総合交付金事業は地元との調整に不測の日数を要したために、事業費145,948千円のうち36,250千円を繰り越すものでございます。

ナンバー11の防災行政無線デジタル化事業は、調査等の方法、内容決定に不測の日数を要したため、事業費12,000千円全額を繰り越すものでございます。

ナンバー12の防災センター建設事業は地元協議に不測の日数を要したため、事業費5,795千円全額を繰り越すものでございます。

ナンバー13の小学校施設整備事業は器具の納品に不測の日数を要したため、事業費14,100千円のうち349千円を繰り越すものでございます。

ナンバー15の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は施工時期の調整に不測の日数を要したため、事業費8,662千円のうち2,033千円を繰り越すものでございます。

全体では、15事業、239,518千円を平成24年度から25年度へ繰り越すものでございます。

76ページをお願いします。市債の現在高見込みでございます。

表の右から2番目の1番下の欄に8,585,879千円とございますのが、これが3月補正後の市債残高見込みとなります。

その右の△277,167千円は、前年との比較となっております。このうち、臨時財政対策債を除く、いわゆる建設事業債残高は4,646,236千円で対前年度比548,689千円となり、着実に減少いたしております。

77ページには基金の状況を掲載しておりますが、説明は省略いたします。

以上で議案第25号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わりますが、

御審議よろしくお願ひいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

2点ほど質問をいたします。

1つ目は、補正予算書（第5号）の20ページのところです。

先ほどもちょっと説明がございました市税の市民税のところですけども、個人市民税の増額とともに法人市民税の増額がございました。一部企業というような言い方をされましたけれども、今回、法人が、前回から70,000千円ですけども、前年から見ても伸びているように、決算から見ても伸びていますけれども、企業好調と見ていいのでしょうか。税務課長のほうにお尋ねをいたします。

○税務課長（大代昌浩君）

法人市民税の税収についてお答えしますが、まず、平成24年度の当初予算で150,000千円を計上したところがございますけれども、これの算定の基礎となりますのは、主要な市内の法人等に聞き取りをすることによってある程度の積算をします。それとあと、法人市民税が年々減少傾向にある中、平成23年度の実績が180,000千円ございました。従来からの優良企業といいますか、多く納付している業者の見込みが余りよくなかったということで、かために計上していたのが150,000千円でございます。

実際の申告納付状況を見てみますと、一部これは製造業とか医療系の法人の業績がよくて、収益が前年よりも大幅にふえているような状況でございまして、これが収益減となった法人分を上回る事となったために、今回71,000千円を増額補正したところがございますので、市内におきましては上向きになっているのではないかとこのように捉えております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

こういった姿勢が市政運営の中の燃料といいますか、原動力になっていくものですので、伸びていくということは非常にいいことじゃないかというふうに思っております。

それから、もう1点ですけども、もう1点は同じ資料の47ページのところです。

これは全員協議会の中でも説明をいただきましたけれども、きょう説明をいただいておりますので、皆さんにわかるようにということで質問をいたします。

この総務管理費の中の委託料で、中心市街地再開発の委託料が増額をされております。これについて対象となる事業といいますか、ピオの設計だと思っておりますけれども、周辺部分まで含めての絵を描く予算になるものかどうか、再度お尋ねをいたします。



○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、企画課のほうより御説明をいたします。

今回、この補正予算書の47ページで2,000千円の委託料の増額をまずお願いいたしております。

全体の経過をまず振り返ってみます。昨年6月に、鹿島ニューディール構想を提起いたしました。そして、この中で重要な事業として中心市街地の再開発事業ということで、ピオ等を念頭に置いた中心市街地の空き店舗の活用ということで、鹿島市の公の施設をなるべく中心市街地へ移転させようという構想を提案したところであります。

この構想の発表を受けまして、6月補正におきまして2,000千円の中心市街地再開発構想の策定業務の委託料を認めていただいたところであります。そのうち、2,000千円のうち1,000千円を使いまして、早稲田大学のほうに基本構想を委託しまして、ことし、議会のほうでも全員協議会を通じていろいろな資料をお示ししました。そういったのが、この6月補正でいただいた2,000千円のうちの1,000千円を使用してできた成果であります。

これらの委託の成果をお示しいたしまして、市民の皆様、議会の皆様からいろいろな質問、疑問、提案等をいただきました。そういったことをやっているうちに、今度は国の新年度予算ということで、地方都市リノベーション事業というのが発表になりました。こういった状況を受けまして、今お示ししている基本構想をもう一度細部にわたり詰めていく必要が生じてまいりました。そういったことで今回2,000千円を増額していただき、残っている1,000千円と合わせ3,000千円でもう一度、基本構想を今提案しておりますので、これをもう少し詰めて、予算とか構想等を詰める作業を委託したいというふうに思っています。

これにつきましては国のリノベーション事業を念頭に置いておりますので、ピオ単体ではなかなか事業として認められないということが予想されます。ということで、まずはピオの本体の部分と、それと周辺部、それから駅からの半径1キロというのが対象地域となりますので、駅の連携とか、スカイロードとか、あと周辺部の商店街、そういったものとの連携等も十分に図った構想をもう一度詰め直す必要があるというふうに思います。ということで、なるべく早くこの作業には着手したいと。本来ならば新年度予算で計上すべきところではありますが、とにかく一日でも多くの時間が欲しいということで、あえてこの3月補正でお願いをし、年度中に契約を行い、そして、国の補助事業の判断が見込まれます6月補正までには何とか皆様方に納得がいただける今の基本構想をもう少し詰めた基本計画、そういったものがお示しできるようにしたいと。そういった意味で、この2,000千円の計上と総額3,000千円の翌年度への繰越明許費の計上ということになっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

4番議員竹下勇君。

○4番（竹下 勇君）

済みません、答弁を繰り返すようなことになるかもしれませんが、24年度の事業で1,000千円の基本構想と、たたき台みたいなのと言ったらおかしいですけども、議論の資料となるものができたと。それを今回の補正予算をつけて肉づけをして、国の事業なり今までの意見なりに十分対応できるようなものを基本計画として今度またつくり上げていくと。それを6月ぐらいまでに進めていきたいということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

今の竹下議員のお言葉で十分だと思います。

そして、基本的に24年度はピオ単体の構想をお示ししていますが、これは国のリノベーション事業の関係もありますので、ピオから横に広げて中心市街地全体を視野に入れた基本計画を練って、詰めて、そして多くの市民の皆さんの納得をいただけるような、そういったものをつくっていききたいというふうに思っております。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○副議長（松尾勝利君）

ほかに。1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

竹下議員と同じようなところを質問したいと思います。

まず初めに、これまでピオの件に関しては、いろんな新聞報道等もあっておりますけれども、それと、市役所執行部の皆様には、地元や区長さんたちへの丁寧な説明会が開かれておられて、こういうふうなことを続けてしっかりと説明をしていただきたいと思っておりますけれども、この中心市街地再開発構想について市長の考えておられる、開会のときもありましたけど、思いと市民からの声をどう受け取られているのかというのを教えてください。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

少し長くなるかもしれませんが、いきなり市街地開発と、ピオというふうに言ったわけではないんですよ。鹿島のまちを眺めていると、いろんな方が心配をされます。これは既に何度も文章でお示した分もございまして、もう端的に言いますと「隣のまちに負けとつとやないかい」とかいろいろなことで、高速道路網も来とらんし、よその人に企業誘致しようとしても「いや、鹿島はね」と、こういう話になったりしますよね。

そこで、私はいろんな課題があると思いますが、この問題に関する限りでいいますと、やっぱり定住人口をふやすために何かしら方法がないといけないんじゃないかという話が1つですよ。それから、鹿島市の、ずっと昔の資料じゃないんですよね、ごく最近の資料を見ていて何か種がないだろうか。

というのは、私はずっと言っていますように、新しく何かを考えて「さあ、やろうね」と言ったら時間も金もかかります。したがって、足元を見詰め直すということが必要だろうと。その1つが、既にいろんな方がいろんな議論をじっくりして、まとまった、コンパクトシティと言ってもいいんですけれども、つまり、かつての駅前から大手門あたりまでの市街地開発の計画をきっちりつくっておられたんですよ。非常によくできていると思います。関係者も入っておられる。詳細はごらんになるとおわかりだと思いますが、議会の方も入っておられますよね。そうすると、じゃあそれがなぜそうならなかったんだろうかと。

結論として、いろいろ細かいことを省けばできたのは道路だけですよ。つまり、ハード部分は何とか手当ては済んだけど、それを波及効果しないといけない部分がやっぱり、非常に意地悪く言えば放り出されていたと、置き去りにされていた、手つかずになっていた。それがなぜだろうかと考えたら、やっぱり鹿島市の一番の弱いところであります金が、財源手当てがなかなかうまくいかなかったんじゃないかと、そう思うしかないんですよ、みんな一生懸命アイデアを出して、いろんな勉強をされてまとめておられますから。そうすると、財源を探す、どうやって安上がりにするかと。片方、まちづくりは進めないといけないと。そういうことででき上がってきたのがニューディール構想、その中の一つがシビックセンターの再配置。

あわせて、そのときにちょうど我々の想定しなかった災害が起きて、やっぱり耐震を考えんといかんねと。県も耐震を考えた出先機関の配置をどうするかと。そこでドッキングをして、何度もお話をしていますけれども、総合庁舎が何とかして残ることの一つのカードとして、我々は中心市街地の開発とセットであれば、本当はここから先はよそのまちには聞かせたくないんですよ、よそのまちにはね。よそのまちは、何かあったときに我々も残したい、みんな残したいと言ったら何にも動きません。

したがって、鹿島としては、今ね、東京に行ったとき、私は与党の幹部の皆さんにこういうことを申し上げているんです。鹿島は今、三重苦ですよ。新幹線は来ません、高速道路は遠い、有明海沿岸道路はいつ話がまとまるかさえわからないと。そういう中で何とかしないといけないと。そうすると、町なかの魅力をできるだけ、もう一回盛り返して、長崎本線がかつて持っていた魅力、鹿島のまちの魅力をどうやって外に発信していくかと、そういうことではないかと思っています。関係者の皆様が一生懸命、まちづくりのために地域地域で努力をいただいていますよね。じゃあ、行政は何をやるべきかと。そうやってぐっとまとめてでき上がったのが、シビックセンターの再配置のうちの、特に中心市街地の商業施設

をてこ入れするんじゃないか、そこに高齢者の施設とか子供たちの施設、最近はまちづくりの懇談会で若い方から要望が出ました。若者も集められるような何かそこにノウハウを投入してくれという要求もあったんですよ。

そういうことを含めて検討しているところに、ちょうど我々の全く使い勝手のいいリノベーション事業というのがまとめられているというふうにしてでき上がって、今まさにそれを適用しようじゃないか、ぜひしてほしいと。これは非常に有利な財源でございますから。冒頭言いました、端的に言えば、お金がなかったので、まちづくりが最後までうまくいかなかったんじゃないかと。お金だけじゃないかもしれませんが、いろんな事情があったんでしょう。しかし、最大の問題の一つが財源問題だと仮にすれば、財源問題はクリアできるかなということ今作業を進めておると。

冒頭から言いましたことの一つは、何とかして人口が下がっていくのを食い止めたいと。下がるのは日本中下がっていますからしょうがないですけど、今のこの傾向をとめたい、定住人口ふやしたい、このまちに魅力をふやしたい、この2点でまちづくりに何とかしててこ入れをしたい、そう思っています。

**○副議長（松尾勝利君）**

1番議員中村一堯君。

**○1番（中村一堯君）**

ありがとうございます。市長の熱いですね、鹿島市をもっと発展させたいとかいう思いはすごくわかりました。

そういう中でもう1つお聞きしたかったのが、いろんな方がいらっしゃると思うんですよ。もちろん鹿島市は発展してほしいけど、例えば鹿島市の中心市街地だけではなくて、ほかのところもですね、例えば祐徳神社だったり、向こうの七浦近辺、北鹿島近辺だったり、いろんな市民の方がいらっしゃると思うんですけども、このシビックセンターの件に関して市民の声とかをどういうふうに捉えられているのかな、市長の耳にどういうふうに入っているのかなという、それをちょっと教えてください。

**○副議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

さっきお話をしておりましたように、我が国で政権交代がございましたね。やっぱり国づくり、まちづくり、地域の発展についての考え方ががらりと変わったと思っています。それは必ずしも全て歓迎すべきかどうかという議論はあると思いますけどね。そのときに、その情報が来て「うん、これだ」と思い始めてからの時間はそうたくさんはありません、現在のところはね。年明けてからですから、補正予算。そこで我々がやっと、これなら提案できるというのがまとまったというのが今やろうとしていることなんですよ。しかし、これ

はあとの時間もない、市民の了解も得ないといけない。市民にもいろんな御意見がございます。やっと本当の意味のまちづくりが始まったのかとおっしゃる方もおられますし、これで火が消えなくていいとおっしゃる方もおられるんですよ。いろんな意見がございます。

したがって、これから残された時間の中で、この予算を具体的な金額で提示できる可能性が出てきました。きちっとした議論を頂戴するためには数字を見せないといけないと思いますので、この数字がもうしばらくすると本当に我々のところで固まってくると思います。本当の意味の数字がですね。それをお示ししながらお話ししたほうがいいと思います。やはり構想だけお話ししていますと、金がわからないのに意見は言えないという方も片方おられますから。

ただ、これは想定だけで言って申しわけないんですが、じゃあいつかというお話になるかもしれませんが、24年度の国の補正予算が通過したというのは御承知ですよ。いよいよ本予算の審議が始まります。この本予算の中に我々がぜひ活用したいという予算が組み込まれております。したがって、これが通過するのが順調にいけば、こんなこと言ったら国のほうから怒られるかもしれませんが、大体4月の10日前後でしょう、通常であればね。これは保証できませんよ、私が国対委員長じゃありませんから。そのときに、その後一体我々が本当にその金を提示できるかどうか、そのために残された時間で最大限の努力をしたいということですね。

昨日も、実は国土交通省の九州地方整備局のほうから鹿島のほうに見えましたので、このお話もしておきました。

**○副議長（松尾勝利君）**

1番議員中村一堯君。

**○1番（中村一堯君）**

ありがとうございます。やっぱりこの計画に尽力して、国のほうともしっかり足並みをそろえて慎重に議論していったほしいと思いますけれども、やっぱりまだどういった予算かはっきりしていないという点もあって、あんまり固まっていないというふうに市長もおっしゃっていましたが、先ほど打上課長も今からどんどん詰めていかなければならないというふうにおっしゃっていましたが、実際、総務部長、そして企画課長、実務的なことをされている中で、こういうことは本当初めの試みなんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、相手の民間の施設のこともあるので、やっぱりいろいろクリアしなきゃいけない点は何点かあると思います。進めるに当たって、そういう難しい点もあると思いますけれども、市の実務的なことを行っている執行部として、こういうところが今後クリアしていかなければならないなというのが、そういう判断をされているところがあれば教えてください。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

まず、主に予算の面になりますけれども、私どもと民間事業所の負担のやり方というか、割合、このあたりは国の今度のリノベーション事業制度がもう少しはっきりできてこない、当初その基幹部分も面積に応じての負担というふうになっていりましたが、私どもの今の想定では3階、4階を区分所有して、そして、なるべく3階、4階へ至るエレベーター等の導線も国の補助になるんじゃないかと、そういったものもありますので、その辺の情報をよくつかみながらですね、まだしっかり経営をなさっている民間ビルとの共存ですので、そこでどういった形で両方の力を合わせて負担をやっていくか、どういうふうな持ち分を持つか、そこがまず一つの大きなところじゃないかというふうに思っています。

それともう1つは、やっぱり区分所有となりますので、区分所有はどういった形でやるかというのがですね、そのビル全体の何割ぐらいを持つことになるのか、これは価格も含めて、そういったものを今から十分に詰めていかなければならないというふうに思っています。

ただ、幸い鹿島市の場合は、ピオさんとですね、行政のほうも気持ち的には一緒の方向に進んでいこうという気持ちがありますので、こういった意識をしっかりと持ちながら、いろんな問題がまだ見えない部分もありますけど、十分に協議を行っていい解決策を見つけていきたいというふうに思っています。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今、課長がお答えしましたが、そのことじゃなくて、やりとりを聞いていてちょっと気になったのが、詰めていく、あるいは詰まっていない、不透明な部分があるという御発言が議員からありましたから、私たちがこれだけお金が欲しいんですよということはもう国交省には申し上げてあるんですよ、我々が欲しいのは、できれば満額もらえるのが一番いいんですけど、国の予算というのはそういうふうに、鹿島市だけのために国が動いているわけじゃありませんし、いい話であるほど競争相手が多い。それはおわかりですよ。したがって、要求どおりなるかどうかかわからない。それは、できるだけ要求がとれるように今頑張るということです。

詰まっていないのは、国交省と鹿島市がどうするかみたいなことが詰まっていないんじゃない、むしろ、こちらの言い値はもう向こうには伝わってるんですよ。そこは、国交省と今からそういうことを詰めないといけないというふうには理解をしないでいただきたいと思います。向こうが幾らいただけるかどうか、あるいは最悪の事態は、いや、これはゼロということだって絶対ないとは言えない。その中で、我々はライバルがいるということ承知の

上で、ほかのまちももう既に参加したいということを国交省に申し出られておるようですから、その中で一番いい位置を確保したいと思って頑張っているということです。

○副議長（松尾勝利君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。

今、企画課長から答弁していただいたクリアしなければならない課題、そういうのが予算の面と区分所有をどういった形で持っていくのか——割合とかですね、そういうふうなことをおっしゃっていましたがけれども、例えば今まで住民説明会とかをした際に、そういうふうなことが住民のここは課題じゃないでしょうかというところから出てきた意見でしょうか。住民への説明、区長さんとかへの説明で、例えばこういうところが課題じゃないでしょうかというふうなことで市民側の意見が出たところはどういうふうな意見があったのか、教えてください。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

このところは重要なところですので、少し時間をいただいて御紹介いたします。

まず、1月に議会全員協議会で事業費等を示し、また2月の全協等でもいろいろお示しをした後、まず、テナントとして入居する時点での意見というのが、どうしてピオなのか、空き店舗はほかにも幾らでもある。特定の民間商業施設の救済のための事業ではないか。ピオの経営状況は大丈夫か。ピオが家主で破綻した場合はどうするのかという、こういった意見。

また、鹿島市の投資そのものについても、そもそも特定の民間商業施設への公費投入には納得できない。公費を投入するなら、施設を買い取るか区分所有が最低の条件ではないか。投資額が多過ぎる、多額の投資をして家賃まで支払う必要があるのか。鹿島市の施設は入居で、家主の破綻で財産保全ができるのか。多額の投資で鹿島市の財政は大丈夫か。財源はどうするのかという意見。

また、議論が不足しているということで、事業を急ぎ過ぎ、もっと時間をかけて議論すべき。情報と説明が不足している。市民は知らないで、市民の意見が入っていない。どのような形で市民に説明をするのかという意見。

それと、事業そのものの効果に疑問があるという意見もあります。この事業が本当に中心市街地の活性化などまちづくりにつながるのか。ほかに代替案はないのか、例えば北公園やもっと郊外に新築したほうが良いという意見。それと、そもそも中心市街地への投資は無駄ではないかということでありました。

逆に、今回の事業を評価する意見もありました。中心市街地への公的施設の集約と配置は

時代に合った事業である。市民が誰でも立ち寄れる施設にしてほしい。子育て支援施設などの開設は市民の期待が大きい。中心市街地のシンボリックな建物のピオの火を消してはならない。公的施設の入居でピオが残っていくことが商店街にとっては大きい。

まとめますと、大体こういった意見になるのではないかというふうに思います。

○副議長（松尾勝利君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。

1月の時点と2月の時点で計画がいろいろ変ったりしたから、またいろんな意見が出てくるとは思いますけれども、そういった市民からの意見とか、もう少し慎重にというふうなこともさっきおっしゃっていましたが、そういうふうなことをどう執行部側として受けとめたり市民側へ説明とかを今後されていくのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

議会の皆様とか市民の皆様からいただいた意見は、確かに私どもが十分詰め切っていない部分とか、そういったところで非常に反省をする部分もありましたし、また、こういったことで説明をしていかねばならないという、そういった大きな反省材料にもなりました。

そういったことで、今は要望があったところへの説明に回っていますが、この3月議会が終わりますと、4月になりますと少なくとも地区別にまちづくり懇談会、これは市長も交えたまちづくり懇談会等も、新年度になったら少なくとも6地区別では開催をしたい。そういうふうなことで、まず私どもが構想を提案し、いろんな意見を伺って、また、こういったリノベーション事業等の状況の変化もありますので、そういったものも総合的にまとめて、私たちの構想をもう一度詰めて、そういったものを示しながら、新年度早々にはまちづくり懇談会あたりを少なくとも6地区では開催したい。また、特に重要になります中心市街地、中心商店街とか商工会の皆様、地元の皆様には特に丁寧な説明と、そして私どもの事業との連携をぜひお願いしたい、そういったことを今考えております。

○副議長（松尾勝利君）

1 番議員中村一堯君。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。4月以降、6地区説明会をしていただけるということで、やっぱりこのまちづくりというのは鹿島の市民、住む住民のことを考えてしなければならないと思います。そういう中で、一部の方は、一部の民間施設に投資をしていいのかという、私もまだいろいろ悩んでいたり、本当にいいのだろうかという思いもあります。いろんなほかの県



外の施設も見て、見学して、勉強して回っていますけれども、やっぱり6地区の説明会等を行われてしっかりと意見をお聞きした上で、そういう市民の声を反映していただきたいなというふうに私は考えています。住む人がいなくなったら、もうこれはまちとしてできないし、やっぱり住む人が一番大事なんじゃないかなど。鹿島を愛して、そういう市民が一番大事なんじゃないかなというふうに私は思っていますので、市民の声をしっかりと受けとめて、こういう計画に尽力していただきたいなという要望をして、一般質問でも質問しますので、またよろしくをお願いします。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

何点か質問させていただきます。

先ほどの中村議員の関連で1点質問いたします。

中心市街地再開発構想策定事業業務委託の増額の件ですけれども、今回、入江教授が全面的にまちづくり等されている中で、この予算もつけられたわけなんですけれども、世界的に有名な入江教授ですので、地元の設計会社の方も見たり、一緒に仕事をしたりというのも一つの勉強になるんじゃないかと思えますけれども、そういう点でベンチャーといいますか、一緒にされる機会があるのか、そこをお聞かせください。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

今までの基本構想につきましては入江先生の御提案もありまして、私どもがそれを生かしていきたいというふうに思います。

今回の基本構想の追加部分、基本計画の部分については、これはちょっと時間もございませんし、提案もごございますので、まずは入江先生に相談をしたいというふうに思います。そして、それ以後の、今度は国の事業としてのリノベーション事業になりますので、正式な基本設計、実施設計の段階になりますと、この辺はそのときにもう一度判断をして、この事業主体がまずどこになるのかということも、その辺も大きくかかわってきますので、今までもなるべく地元の事業者が参加できるようにという御意見を伺っておりますので、その辺は十分考慮しながら、国の事業の全体像がわかった時点で、こういった形で基本設計、自主設計に移っていくかはそのときに適切な判断をしたいというふうに思っています。

○副議長（松尾勝利君）

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

はい、わかりました。先ほど市長の答弁にもありましたように、数字を見たいということ

もありました。そこは私も同じ考えで、もう少し詳しい数字を知りたいと思っておりまして、早急にこの予算を活用して、ちゃんとした数字をもう一回示していただきたいと思っております。

次に移ります。補正予算（第5号）の資料で、87ページ、教育費、2目の事務局費なんですけれども、この資料には詳しいことは書いてありませんけれども、委員協議会の資料に基づいて質問をしたいと思えます。

2ページなんですけど、事務局費の学習支援員事業があります。雇用日数の減ということで、今回1,999千円減額がなされております。

この事業に関しては、22年、23年、24年と続いているはずですが。総予算、国の予算となっておりますけれども、半分ずつぐらい予算が削られております。その中で、今回24年度は5,298千円の予算がついておりまして、その中で今回1,999千円が減額ということでお示しをいただいております。

この学習支援員事業に関しては、不登校の傾向がある学生の指導とか、学級などにうまく入れない児童に対して支援を行って、全小・中学校に10人ほどの緊急雇用事業ということで職員さんを配置されているとなっております。その中で、今回減になった理由なんですけれども、全体的にこういう不登校とか学級などにうまく入れない子供たちが減ったので、緊急雇用として職員さんを減らしたのか、それとも、1つの学校が全くそういう生徒がいなかったため雇用日数を減らしたのか、説明をお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

中島教育次長。

**○教育次長（中島 剛君）**

お答えいたします。

確かに議員申されるとおり、ここ3年ぐらい緊急雇用の事業として雇用をしてきた事業でございます。

学習支援員事業につきましては、不登校に対するものではございません。学級のほうでちょっと学習的におくれた生徒に対して、例えば普通に授業を受けて順調に習得している子とそうでない子というふうにありますので、どうしても2つに分けてするとか、同じ学級の中にTTとかいう形で先生が2人入って、特に学習面でおくれた子に対して補足をするとか、そういった形でやっている事業が学習支援員事業でございます。

この減額については、以前から申し上げておりますけれども、緊急雇用事業、例えば募集の際もハローワークを使うとか、そういった形でちゃんと募集をして、それから審査をいたします。その中で、学校という現場ですので、なかなか学校に今までかかわっていない方というのは非常に、普通の職場と言うと語弊がありますが、学校というデリケートなところで、また子供と接するわけですので、なかなか誰でもいいという形にはなりませんので、

ある一定のラインで審査をしてあります。そういった形で募集も何回となくやっています。その中で、応募が少なかったり、あるいはある一定ラインに達せなかったりという形で、どうしても雇用したいけれども雇用できなかったという形での減額でございまして、その分での支援をする生徒が減ったということではございませんので、その旨御理解をいただきたいと思えます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

はい、わかりました。スクールソーシャルワーカー活用事業などちょっと似ているものがありまして、私が勘違いしておりました。問題がなければ本当にいいことなんですけれども、今後、25年度予算案をちょっとまた見てみて、こういう事業が本当に必要なのかどうか、再度議論したいと思えます。

次に移ります。

議案説明資料の70ページです。ちょっと細かいことになりますけれども、内容をお聞きしたいと思っております。

今回、18番、19番ですけれども、地域農業水利施設ストックマネジメントの件でございまして。土井丸排水機場とか今籠排水機場、そしてまた西葉、龍源寺と計画をされておりますけれども、同じ事業の中で国の予算等をいただきながら修理していくわけでありましてけれども、一つの事業に関して、鹿島地区に関しては県からも少し補助があったりとか、藤津東部地区に関しては、前は一般財源を活用する方向で、今回は地方債を活用するとか、何か一つの事業に関して事業費が非常にわかりにくくなっておりますけれども、この説明をお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

**○農林水産課長（中村信昭君）**

御説明いたします。

この農業水利施設ストックマネジメント事業ですけれども、ここに2つ、18番が地域農業水利施設ですね、それと19番が基幹水利施設となっておりますけれども、この名称の違いについてちょっと簡単に説明したいと思います。

このストックマネジメント事業は、土地改良事業でできた施設を長期間使うために、補修の必要性のあるところを費用をかけないで更新しながら長持ちさせるという事業でございましてけれども、この事業の中でこの名称の違いといいますのが、国の基準がございまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業のほうは受益面積が100ヘクタール以上の分についてこの事業で取り組むということ、こちらのほうで取り組みますと国が50%、県が30%、

それでその他が20%となっております。

それともう1つの地域農業水利施設のほう、これは受益面積10ヘクタール以上で100ヘクタール未満になるかと思えますけれども、これについては国の補助率は一緒ですけれども、県の補助率が約15%と半額になりまして、地元負担のほうが大きくなっているということでございます。

それで、鹿島地区の内容ですけれども、ここに書いてありますように西葉排水機場の、今回の補正でお願いするのは冷却水の循環の設備を新たにつけようかと思っております。それと、龍源寺搦のほうの揚水機につきましては、揚水ポンプの取りかえと、それに付随します配管を行うようにしております。

それと、下のほうの基幹水利の藤津東部地区につきましては、土井丸排水機場、今籠排水機場ともに、主ポンプとかポンプエンジン等のオーバーホールなどを行う事業でございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

はい、わかりました。この3月議会も終わると、すぐまた梅雨が来ますので、ぜひいい工事をしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、同じページで22番ですけれども、漁場環境保全創造事業の件であります。

この件は、国、県にもお願いしておる事業でありまして、塩田川のしゅんせつ作濬事業と聞いております。その中で、ちょっと細かいこととなりますけれども、この枠の中の米印のところ、「鹿島市は漁協鹿島支所分4.25%の約50%を補助」となっております。残りの分はどこが支払うのか教えていただけますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

**○農林水産課長（中村信昭君）**

お答えいたします。

ここに補助率が書いてありますけれども、国が55%、県が40%、漁協5%になっております。それで、5%の中の4.25%が鹿島支所で支払われるということです。残りの0.75%につきましては、白石にあります南有明支所とか、その辺と、あと太良のほうの支所からの支払いとなります。これは漁協内部でノリの作数とか、その影響範囲を考えられて漁協内部で負担割を決められておるところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

2番議員稲富雅和君。

○2番（稲富雅和君）

私のお膝元だったんですけれども、ちょっとわからなかったものですから質問いたしました。

最後に、これは要望を含むことで答弁は要りませんけれども、同じページの24番ですけれども、新浜大橋の老朽化の診断ということで、国、そしてまた一般財源で保全事業をやられるとなっております。今、テレビ放送など話題になっておりますことで事故があつたりしております。もちろん鹿島にあつても、そういう事故がないように前もって検査して、そして修理をしていただきたいと思いますけれども、これは橋に限らず、道路の橋梁とか道路の修理なども随時点検をしていただきたいと思います。こういう事業が早急にできるという、国の予算を使いながらできるというのは本当にいいことだと思っておりますので、検査を十分にお願ひしたいということで、私の質問は終わります。

○副議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩いたします。午後4時10分から再開いたします。

午後4時 休憩

午後4時10分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

質問をいたします。

先ほどから中心市街地のピオの件に関してはさまざまな意見が出ておりますが、私もその件に限って御質問を申し上げたいというふうに思います。

まず、先日の全員協議会で説明があつたこの資料ですが、いただきました。この内容を見ますと、例えば「財界九州」の写しなんかも入っています。でも、この中の文章はですね、この資料は古いので、現在2階のほうには医療機関は入らないということがありますので、市民に対しての説明資料としてこれを使われるということでございましたので、訂正をするなり、今風に合うように最新の情報を載せていただきたいと思いますというふうに、まず御希望を申し上げておきたいと思ひます。

それで、今回2,000千円の基本設計をやるというふうなことで先ほどから課長のほうで御説明があつておりますが、まず、基本構想、基本設計、実施設計と。基本設計に対して2,000千円今回つけると。ただ、仕事は繰り越しになるよというような説明だつたと思ひますね。

ただ、今回の定例会の市長の演告にもありましたように、もう既にピオと、ピオの空き店舗を利用することについては、もう決まっているのではないかなというふうに私は思

います。これは演告の中にもありましたように、後で基本設計について御説明を申し上げますよというようなお話ですから、多分もう既にピオを前提としたものであろうというふうに思うわけです。それをちょっと確認したいんですが、どうでしょうか、課長。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

まず、この説明資料の中には確かに古いものがございますが、それはちょっと今から新しいものに訂正をしてみたいと思います。ありがとうございます。

それでまず、今回の補正でお願いしている部分ですが、予算書等でも示しておりますように、最終的には基本設計までは今回の予算では踏み込めないというふうに考えておりますので、基本的には今までお示ししました基本構想をもう少し詰める意味での基本計画に相当する基本構想、基本計画、そして、これを踏まえて、具体的な設計というのはまた後ほどになるかなというふうに考えます。ということで、予算書のほうにはそういうふうに計上しているところであります。

今回がピオを前提にしている部分かということであると、確かにこの地方都市リノベーション事業の中核の施設として、既存ストックとしてはピオを想定しています。そして、ピオを想定して、それを横に広げて商店街との連携、駅との連携、スカイロードの有効活用、そういったものを総合的に計画していきたいというのが今回の補正の趣旨であります。ピオを既存ストックとして想定をしております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

だから、じゃあ基本構想、あるいは基本設計、基本設計を出す場合の仕様書というのは出ていますか、どういう内容ですか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

今回は基本設計の委託ではございませんので、基本設計とか国への事業申請、そういったものに提出ができるレベルの構想計画ですね、そこをして、今回つくるのが次に参ります基本設計の基本的な資料になるというふうに考えますので、基本設計の仕様はこの委託によってある程度説明ができたということで、今の時点で基本設計の仕様はありません。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

僕はあんまり細かいことは言いたくないんだけど、仕事する場合に、例えば基本設計を出すって演告にもうたっているわけよね。「詳しくは、後で申し上げますが、まずは本定例会の補正予算において基本設計の予算計上を提案いたしております」、これは市長が、例えばピオという前提のもとで——ピオも1案と2案があるんだよ、賃貸でいくのと今度250,000千円で区分所有するという案があるのよね。そして、どちらかといえばもう区分所有で、250,000千円の区分所有をしてやっていきたいというふうに市長が演告で言うところわけですよ。それに対する基本設計をしたいということが文章のつながりじゃないの。

そういう場合に、はっきりして、仕様書に普通の設計を委託する場合はどうするのと、このってある程度書くんじゃないの。そういうのが何もないと。逆に今の課長の答弁でいくと、我々が考える基本設計というのと、どうもね、基本構想と基本設計の中間ぐらいまでちょっとまた後戻りしたと、何かそういう感じがするのね、今の答弁がね。だから、だんだん考え方が変わってきているというのは、ちょっと私も——。

そこで、じゃあ指摘します。基本構想、あるいは基本設計の前提となる中心市街地のにぎわい感をつくる、空洞化をなくすというふうなことなんですが、中心市街地というのは、今どこのどれを資料にしますか。出た資料は平成11年の資料なんです。それはどうなんです。中心市街地という枠組み、広さ87ヘクタールなのか、45ヘクタールなのかということで、どっちとっていますか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

今回、私どもがこの事業で想定しておりますのは、鹿島駅を中心に半径1キロを想定して、ここを中心市街地の既存拠点という言葉で表現してありますが、既存の拠点として位置づけ、そして、そこの中にある施設を既存ストックということで、鹿島駅より半径1キロを想定しております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

その考え方はね、うちが今まで平成11年に、例えば45ヘクタールで中心市街地しているわけですよ。今回の資料もそれを出しているんでしょう。2核1モールの資料のしかないですよ、今出しているのは。駅を中心に1キロなんていうのは今言っていることよ。この資料、今までずっと説明した中では、中心市街地はこの範囲ですよ、すぎやがあって、ピオがあって、1モール今の商店街があると、中心商店街があると。この2核1モールの構想のときの資料をつけているんですよ。課長が今言う駅1キロっていうのは何のことかということ、今度の国が出す、25年度に出す予算のリノベーション事業、そういうのを頭に置いた答弁だと思

いますけど、確認をさせていただきます。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

失礼いたしました。私がちょっと御質問の趣旨を取り違えた部分がありますので。現在、鹿島市が正式な計画として持っておりますのは、平成11年3月に策定をいたしました鹿島市中心市街地活性化計画基本計画に示しておりますのが中心市街地の枠組みというふうに考えています。失礼しました。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

その資料しか多分正式なものとしてはないと思うんだよね、都市計画を含めてそのあり方をどうしようかといったらそれしかない。平成19年に改めてもう一回、素案をつくってある。商工観光課長、それはありますよね。それは、どういう状況の市街地の区域の範囲ですか。

○副議長（松尾勝利君）

有森商工観光課長。

○商工観光課長（有森滋樹君）

お答えをいたします。

先ほど申されましたのは、平成19年に作りました鹿島市中心市街地活性化基本計画の素案ですので、あくまでもたたき台というより案の案ということになります。この中で、いろいろ区域についても議論をいたしましたけれども、その場合には、エリアといたしましては市役所のエリアと西牟田のエリアも含めたエリアで考えております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

今のように平成11年、19年、鹿島のまちは、真ん中の点もうそうだけれども、面的にも変わりつつあっているんですよ、変わっているんですよ。ただ、うちが執行部の19年度のものがまた素案で終わっているというのは何かということなんですよ。その間、何も中心市街地の振興策については、もう何年ですか、24年ですよ。それから、素案から5年もたっているんです。一番最初の11年からはもう何年たっていますか。その後、何もしていないということになるんですよ。計画はつくったけど、何もしていない。そういう状況の中に、改めてまた古い旧市街地と思われるのを当てにして、そこに持ってくるんですよという議論が今までの議論ですよ。駅から1キロっていうのは多分、市長がニューディールの中で言ったかもしれないぐらいのもんですよ。それはどうですか。



○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

最後の1点だけ訂正をしておいていただきたいと思います。

駅から1キロというのは、実は国のリノベーション事業の採択要件になっていますので、そこは逆に中西議員も勘違いされたのかなと思っております。私は、距離をお話ししたことはございません。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

市長みずから駅から1キロがリノベーションだって、国の今度の25年度予算のですね、要するに国交省の都市局の580億円ぐらいの予算かな、それぐらいのやつですよ。だから、そこにきちっとしたものをしてほしいんですよ、きちっとしたものを。要するに、論理を順番にしてほしいわけ。論理を、後のやつを前に持ってきてはほしくないわけですよ。我々の今までの全員協議会での説明というのは、一つの流れの中で来ているわけですよ。それをね、今はもうリノベーション、50%補助を受けたりなんかするという資料がもう市民のみんなに回っているわけですね。だから、逆転した物の考えは、ちょっと少し時間をくれませんかというのが私の意見。

それで、いわゆる中心市街地の皆さんに、この問題について市長がニューディールをする上で、中心市街地の活性化、空洞化をなくすというような、あるいは動き回る範囲でどうこうするという、コンパクト的なものを考えるということであれば、普通、そこで生活をしている人、商売をしている人、いろんな方が案外いらっしゃるんですね。ある程度の意見聴取といいますかね、市民のアンケートをとってみるとか、今何か、まちなみ建設課のほうでアンケートを無作為でとっているけれども、これはまた別の問題だと思うから、そういうふうには1つのものをテーマとしたときには、それに基づくそういう手だてをしなきゃいかんと思う。それを一切なされていないわけだから、僕は樋口市政にとっては非常にこれはだめだと思いますよ、こういう手法は。まず、上にあって、これからおろしていくんじゃないかと、我が思っていることを提案したなら、やはりそれに基づく市民の意見をいかに反映していくかということを考えれば、それは当然やるべき手法ですよ。その手法を多分やっていないと思うけれども、課長どうですか、実務としてやっていますか。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

おっしゃるとおりだと思いますね、その点はね。ただ、私どもとして1つ手違いが生じたかもしれないのは、いろんな案を検討していて、最後に相当の角度である程度の金がとれるなら——とれるならって言葉は悪いですね、財源が確保できるなっていうめどが立たないと、本当は市民に何度も何度も聞き直すわけにはいきませんですね、交渉をしているわけではありませんから。そのめどが立つ前に、実は途中の案がいろんな段階で逆に外に出て、そのことがあたかも決まった案であるかのごとく議論されていったというのも、我々としてはそのことについてはなぜそうなったかということは、私ども反省しないとイケないと思います。

今言えることは、少なくとも我々の金額で今から交渉をしないとイケない国交省に、きちっとした数字を見せて、さあ、いただきますかねって。向こうは、いや、ここはだめですよ、ここはどうですよということを言えるようになったわけです。なぜかといいますと、これは新規の事業なものですから、向こうだって予算が出ていない、予算が決まっていないのに、わかりました、渡しましょうと、これは言えない。そういう段階です。

したがって、今からどんどんどん多分固まっていく。さっき言いましたように、4月の何日か、ある程度の予想はつきますが、予算を執行していいと決まれば、かなりのスピードで向こうからも情報 comes でしょうし、こちらからもとれると。それを6月の補正にぜひ間に合わせるように我々は努力をしたい。間に合わなかったら、もう我々は何と申しますか、極端に言うと市民の皆さんのサポートがないわけですから、その金を下さいと言えなくなってしまう。そうすると、例えば悪いですがけれども、列車の切符でいえば一番後ろにもう一回並び直してくださいねと、こういう話になるということですよね。その辺は御経験者ですから十分おわかりだと思います。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

だから、市長が言うのもわかるわけね。もう市長の頭の中にはピオの3、4階に250,000千円の区分所有を前提とした頭があるから、後はもう国交省のリノベーション事業に乗せるか乗せんかということだから、そういう話なんですよ。

私が聞きたいのは、その前にやる手続が、あるいは基本構想なりの1,000千円つけとった、今度、基本設計に2,000千円つけるというところでの話を僕は確認したいわけですよ。いわゆる市街地の問題、先ほどそれだけ役所の中でも政策はあっても、それをしっかりやってきたか、やってきていないかとわけですね。市長はさかのぼってやっていないから、今の状態を何とかせないかんという論理なんですけどね。でも、役所の行政としては当然それは11年度からやってきていないといかんわけですね。それと、いろんな経済の事情があって、いろんな形におさまっているという今の現状だと思うんですね。

だから、市街地の中に、中心市街地にいろんな案があっというと思うんですよ。A案、B

案、C案、駐車場に利用したらどうですか、北公園の付近はどうですか、あるいはピオの問題もあるでしょうし。ピオの案でも1、2、3ありますよ、考え方というのが3通りも4通りも出てくると思いますよ。

だから、そういうことをしましたかということなんです。中心市街地という枠の中で、そういう議論をしましたかと。確かに、NTTの人員をチェックしましたというようなお話しだったんですが、A、B、Cをつくって、そこの中の総合評価をして、いろんな論点があって、そして、やはりここが一番ふさわしいというような作業を私たちに見える形でしてあれば納得できるんです。だから、その作業をしていないから僕は指摘をしているわけですね。どうなんですか、それは。そういうのはしなくてもいいという、市政の運営上、事業をしていくのにいいんだと、トップダウンでいいんだというような考え方なんですか。

**○副議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

これはどうもスタートラインが違うみたいなものですからね。トップダウンでも何でもありません。私ずっと言っていますように、これは既に非常にいいできのものが鹿島に存在していたと。しかし、なぜかしら実行されないで、しかも、時移り、本来想定されていた鹿島駅についても、長崎本線の魅力を維持するために駅については何もされていない。その駅の前にあったすぎやは既に形を変えた、いなくなってしまった。シティホテルもない。最後のとりで、しかも、当時のものからすると明らかに、どの資料を見てもピオと書いてあるんですよ。それが一つの候補者になったと思います。

それ以外に、このテーマとは別なんですけれども、一定のスペースとして活用できないかというのを5つぐらい検討されたわけですよ。その中で、実は一番、我々が最も欲しい助成のお金が出てくるのがこれだったと、そういうふうに理解をしていただければと思います。それは幾らでも時間をかけて丁寧にやれ——やったほうがいいに決まっています。しかし、天から降ってきたような案ではないということだけは、むしろ、この間のいろんなあの地域をめぐる議論を御経験ですから、おわかりだと思います。それを改めて最初からやるとなったら、逆に前の計画は何で10年間ほっといたんですかね。できなかったっていう、そういうことから全てやり直さないといけないと、私はそう思います。それは余り精算的ではないと、今できる範囲で何をやるかと。しかも、繰り返すようですが、一番できなかった原因が実は財政的な手当てじゃないかと私は思っているものですからね。そうじゃないとおっしゃるなら、そのことをみんなでまたのけないといけない、私はそう思っております。

**○副議長（松尾勝利君）**

13番議員中西裕司君。

**○13番（中西裕司君）**

財政の問題は、市長、後でちょっとまた御質問申し上げたいと思いますが、中心市街地を何とかせないかんということがあったと、いろんな2つの考え方もあったと、その中にはいろんな計画の事業が多分あっているんですよ。それぞれソフト事業もあっているとは思いますが。

でね、3階、4階があいているから空き店舗対策としてそこを埋めるということが出てきたということなんですね。そして、何で埋めるかということが1つ大きなポイントだと思うんですね。今回出されているのは、福祉会館の機能を3、4階に持ってくるということである。お年寄りと子供たち。僕はね、これがまたわからない。何で3、4階なんですかと。お年寄りのところもね。それを僕は考えているわけですよ。単なる、あいているから、あいていたからそこに持ってくるんだということなのか、いや、あそこは利便性があるんですよという考え方で選ばれたのか、その点はどういうふうに考えられますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

まず、中心市街地に公的施設を持っていこうというのは、去年の6月のニューディール構想の中で、中川エリアに行政組織を集積し、公的施設を中心市街地へ移せるものは中心市街地にできるだけ移していきたいということで、そこで浮上したのが、今提起をしております新世紀センターの関係もありまして、今の中で一般市民が多く利用を願っている部分を、行政組織とはちょっと画したものということで、それで中川エリアから中心市街地へ持っていこうということで、当時、今もそうですけど、やっぱりピオの3階、4階に大きなスペースがあるということで、まずそこに注目しました。

理想としては1階、2階がいいという、そういった考え方もありますが、あくまでも商業施設としてやっぱり一部は生かしてほしいということを考えますと、やはり1階、2階を商業スペース、そして3階、4階に公的施設ということで、そして、特に4階の魅力というのは、屋上に広いスペースがあるということで、屋外、部屋の中にばかり子供たちがいるよりも、やはり屋上の広いスペースが活用できる。

そういったものも総合的に考えますと、現実的にはピオの3階、4階とあの屋上を活用すれば、私たちがイメージしているような中心市街地への公的施設の移転が実現するのではないかとということで、今ピオの3階、4階に注目をしているところであります。

**○副議長（松尾勝利君）**

13番議員中西裕司君。

**○13番（中西裕司君）**

いや、またそれがよくわからない。どっちの政策を優先するのかと。子供たちの支援活動を優先するのか。それが果たして3階、4階で十分機能できるかということ、市民部長、

これはどうですかね、そういう検討を、庁内で3階、4階でいいですよというようなことの御相談なり、市民部の中でそういうものをされたかどうか、議論されているかどうか。私は非常に、3、4階はちょっと高いんじゃないかと、幾らエレベーターをつくるにしても万が一のときにはどうするんだろうと。できれば1階、2階、高くても2階。そこに、外に出ていく、土と親しめるそういうところがあったほうがいいのかなど。現に私たちは、去年、行政視察で行って、広場型の子供の支援施設を見に行きました。確かに、ショッピングセンター跡地にもそういうのが張りついておりました。でも、それは1階です。上じゃありません。下のほうです。それは、たまたまそういうふうな活用だったかもしれんけれども、やはり私はそのように思うんですが、果たして子供とかお年寄りの関係でそういう議論をされたかどうか、部長どうですか。

**○副議長（松尾勝利君）**

迎市民部長。

**○市民部長（迎 和泉君）**

私のほうからお答えをしたいと思います。

実は議員おっしゃられるように、いろいろなところを私たちは、まず福祉のほうでは子供広場という立場で検討は以前からしておりました。私たちも、議員さんたちからその視察の報告も受けましたし、私たちなりにいろいろなところのケースの視察をさせてもらっております。

その中で、確かに今おっしゃられるように、1階、2階というのは非常にいいところもあります。ただ、今の施設をどう有効に使うか、経費的なもの、市全体でそういうことを考えていけば、私たちは今の3階、4階の中でどういうふうな利用の仕方があるのか、1階でできるようなことが屋上でできることがあるんじゃないか、そういうことの検討はさせていただきました。最高の形はどれが一番いいかということ、それは当然考えるべきだと思いますが、今ある中での、そこの中での最良のやり方というのがあるかと思っておりますので、そういう検討はやってきたところでございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

13番議員中西裕司君。

**○13番（中西裕司君）**

時の情勢に流されて行政は進んでいくんだなと。本当に真剣に考えたのかと、子供のこと、お年寄りのこと。何かそういうふうな感じしますね。

だから、市のね、要するに中心市街地の中にA案、B案、C案、D案があったんじゃないのということを僕は言っているわけですよ。だから、そういう中で、これは子育てにいいか悪いかという、お年寄りとしてもどうなのかと。AはだめだけどBはいいとか、そういう議論を進めてほしいわけですよ。もう空き店舗に即持ってくる、それまでの過程がない。行政

上のいろんなね、多分僕が知らないところでいろんな話があったかもしれんけど、その作業が私には見えないんですよ、役所の仕事。だから、そこを僕はお聞きしているんですよ。

だから、もうA案、ピオあるのみなんです。だから、そうじゃないと言っているんです。A、B、Cあったんでしょう。ピオとしても1、2、3は多分考え方としては出てくるよね。それは今、市長が言われたように資金的な問題であるよね。国の50%の費用をもらえば、あるいは起債ができる、それは一般財源から47,000千円ってもう現に数字を出してあるわけですよ、それで負担が済むんだと。そしたらもういいじゃないのと、負担が少ないからいいじゃないかとなるわけ。でも、ピオの負担は相変わらずあるわけよね。

だから、それを今回、きのうの協同組合から出ている、財務資料を含めた形の感想と申しますか、自分たちの今の状態を意見という形で述べてあります。ピオはピオでも、やはり今度の計画はプラス・プラスになる志向で考えたいというふうにおっしゃっているんで、それはそれでいいんだけど、数字的にはとにかく4億円ぐらいは負担せないかん、マイナスの250,000千円だから、1億何ぼかはまだ、要するに投入しなきゃいかん。借り入れをして投入せないかんと、こういう形になります。

だから、私が言っているのは、そういう作業が本当になされたのかなと。もう少し外から見て、何らかのこう、なきゃいかんだらうけれどもないなど。本当に庁内でも策定委員会なり、何とか委員会なりできて——市長の諮問機関じゃないよ、行政の中で部の代表が集まってそういう作業をしたかどうかということが僕にはわからない、見えないわけですね、そういう作業をしたというのが見えないわけ。もう時間がないということではしているわけね。だから、そこを僕は疑問に思うんですが、これは部長、役所の中の取りまとめって意味ではどうですか、作業ができたかどうかということですけど。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

このお話はもう平成22年からの懸案事項でありましたので、その中で、要所要所の中で庁内でいろいろな議論を重ね、そして、でき上がったのが昨年の6月のニューディール構想ということになっております。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

部長がそう言うなら、1つじゃあお聞きしますけど、去年6月、ニューディール構想を発表されたときに、議会に対してどういう段取りがありましたか。議長、副議長、常任委員長、それに特別委員長にまず説明ですよ。手続としてはおかしいでしょう。今までは議会全体と、執行部の重要な事項についてはお互いに意見交換しましょうということを行っているわけで、

これは基本条例で決まっているわけだからやりましょうと言っている。そのときだけ、ニューディールだけ、何で長のついている人にだけまず説明があつて、その後になる。私はたまたまそのときには議長をしていたから、説明を受けないほかの議員にもすぐ集まってくださいと、資料はすぐ提供したいからということ saying。部長、現にそういうことに気がつかなかったんですか、このやり方というのがそのときに。その後でしょう、マスコミの前に、発表する前に、商工会議所に行ったりなんかして説明しとるわけでしょう。

だから、そういうことが、僕から見れば本当に役所の中でそういう議論をしてきたとねと、それはニューディールつくるまでは確かにされたでしょうけど、その後の、発表以後の作業というのがどうも私には見えない。

そういうことで、僕はどうせ一般質問もするので、同じことを言わなきゃいかんけれども、1つだけ確認をしますね。というのは、福祉会館の機能を3、4階に持っていくと。そしたら、福祉会館を今利用されている方のアンケート調査なんかをとりましたか。とったことありますか、それで。利用者の方の都合——都合じゃないな、気持ち、ピオに行つてどがんやろかと、3、4階で大丈夫なのかなとか、そういういろんなことがあると思うんだけど、それについてはどうですか、アンケート調査なんかとりましたか。

○副議長（松尾勝利君）

迎市民部長。

○市民部長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

今おっしゃられたアンケート調査という形ではとっておりません。ただ、そこのですね、それぞれ組織の中で検討をしていただくという形での意見聴取はしております。例えば、社協の中には老人クラブ連合会さんも入っておられますので、そこのほうの組織の中で、理事会等で検討をしていただくとか、あと、ほかの団体にもそういうふうな意向ということはお聞きをして、条件等をお聞きして決定をしてきたという状況がございます。

○副議長（松尾勝利君）

13番議員中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

ですから、あつたものをまとめたやつ、集約した意見、それをどう今回の計画に反映をされたかということなんですよね。これはよかですよ、僕は情報公開条例でとりますから、そういう取りまとめ等があつたかどうか、取りまとめたんだろうから、そういう書類なりメモはあるだろうから、いずれそれは明らかにせざるを得ないでしょう、情報公開条例でとるんだから。

だから、そういうことを手順としてやってきたかどうかなんだよ、僕が一番知りたいのは。その手順の上に、これがよりベターだと——ベストはないから、よりベターなんだというこ

とであれば私も理解をする。何とか早くこの問題が、ピオの方もぎりぎりに財務諸表を出していただいて一つの意見を述べておられるから、それだけの気持ちといいますかね、プラス・プラスでいきましょうという気持ちは俺もわかる。ただ、手順としてきちっとしたものがなきゃ、また同じことを多分繰り返すんじゃないかと思うわけ。例えば危機管理センター、今、地域何とかセンターっていうのかな、それもそうですよ。もう設計は出してあるわけですよ。その前の県の動きも、まだ文書では取り交わしていないというのが本音だと思いますよ。お互いの信頼関係で事を進めているというのが実情じゃないかなと思う。だから、そこを僕は言いたいわけね。

結局、その取りまとめた結果はオーケーということですか。

**○副議長（松尾勝利君）**

迎市民部長。

**○市民部長（迎 和泉君）**

お答えをいたします。

今回、福祉会館内の団体、それから、それ以外の団体もございますが、私たちがお話をしたところは全てオーケーということで御理解いただければと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

13番議員中西裕司君。

**○13番（中西裕司君）**

大体、福祉会館の全体の今の利用者は1日当たり109人だったかな、109人のデータが出てきていたよね——勘違いかな、間違いかな。多分それぐらいの利用者の人数だったと思うんですね。それで、藤田部長が話されたのは、沿線のいろんなところからも子供支援センターには来られるんじゃないかなというお話をされておったです。

今回、私もそういうことで指摘をして、本当に十分なことができているのかどうか。役所の中で違う分野でのお互いの意見交換なりができているかどうか、私は疑問に思っておりますので、ちょっと指摘をさせていただきました。特に企画のほうでされる比較検討というかな、そういうのは普通どこでもするような話なんですよね。それを十分に行わないまま、もう我が見て我が判断ですということじゃなくて、中心市街地のどこに持ってくるかといったときには、やっぱり複数の案をつくって、そして、どれがよくて、どの項目が悪くてという総合評価をつくってやるべきじゃないかな。その努力がちょっと今回足りないよという御指摘を申し上げておきたいというふうに思いますね。

それで、ショッピングセンターの協同組合のほうからも、先日の全員協議会に対する資料が出ております。非常に資金負担等についてのことも赤裸々にしております。まだちょっと具体的にいろいろ言っても、信用の問題、その他かかってきますので——ございますが、確かに今回もやっぱり協同組合のほうに応分の負担をさせるというのがどうしてもあります。



これを市のほうで面倒を見るべきだということを僕は言いません。それは言いません。それは今後の運営上の課題にしておいたほうがいいのかなどというふうに思っておりますので、これ以上のことは申しませんが、ただ、もう少し財務省の出方が早ければ、いろんな意味で専門的なチェックができたのかなとは思いますが、それができなかったというのは非常に残念です。でも、ここに、このようにショッピングセンター協同組合の考え方をお示しいただきましたので、やはりプラス・プラスで行こうじゃないかというお気持ちだけは理解をしたと思っております。これは経営上の問題としてありますので、今後しっかり頑張ってくださいというふうに思います。

以上で私の質疑を終わります。

**○副議長（松尾勝利君）**

申し上げます。本日の会議時間は議事の都合上、あらかじめこれを延長します。

ほかに質問ありませんか。11番議員水頭喜弘君。

**○11番（水頭喜弘君）**

さっきいろいろ議論が出ていた中でちょっと気になることがありましたので、御質問させていただきます。

1つは、今の中西議員からも出たと思いますけれども、区分所有の件です。3階、4階。今、市民部長の話によれば、アンケート調査はしていないけど、そこが適当だみたいな、そういうお話がありましたので、私は私なりにちょっと質問させていただきます。

というのは、この3階、4階に対して1つ私は異論があります。それはなぜかと言うたら、1つはこの3階、これは鹿島公民館とか老人関係と思うんですけども——高齢者ですね。例えば、今回選挙がありました。その選挙の中で、市民会館の1階で行われていたけれども、この期日前投票は5階で行われてきたわけですよ。そいぎ、要するに5階で行われた期日前に対して、ためらった人が何人かずっと出てきました。高齢者の方が何で5階なのと、今回3階というのはおかしいのじゃないかと。要するに、今の議論からすれば、確かに1階のほうがいいけれども、どうしてもこれは3階、4階に区分所有が適当だということでお話を進んでいますけれども、私から言わせれば、この3階というのはちょっと厳しいんじゃないかという思いがいたしましたので、そういう理由で何で3階なのかということ。

もう1つは、例えば仮に火災等とかいろいろあった場合に、この3階、4階はかなり厳しいのじゃないかと。エレベーターが2個できるにしても、かなり危険も伴うのじゃないかということで、そういう理由で、何でかなということ、これは市民の皆さんからもいろいろ出ていましたので、私が代表としてこの質問をいたしますけど、その点に関していかがでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

迎市民部長。

**○市民部長（迎 和泉君）**

お答えをしたいと思います。

先ほど中西議員の中でも答弁をいたしました。やっぱり最高形、ベストというのは確かに1階なんです。ただ、先ほども申し上げましたように、例えば3階、4階になったときどうすればいいのか、そういうふうな条件面等ですね、先ほど老人クラブのお話をしましたので、例えば老人クラブでいえば、確かに高齢者だからということで上より下がいいというふうなお話はお聞きしました。ただ、3階でもいいから、広くて、そしてエレベーターの近くに置いてくれたらそれでいいとか、いろいろな条件をつけられております。ですから、先般、図面をお示しいたしていると思いますが、その辺をそれぞれの団体の要望に沿うような形での配置をすとか、広さ、あるいは会議室の確保をすとか、そういうことを含めて検討をさせていただいているところでございます。

ですから、先ほど申し上げましたように、その中での最良、今の中での最良のやり方というのを模索しながら、いろいろな団体間の調整を含めて実施しているところでございます。

ただ、今お示ししている図というのはあくまでも今の段階での案ですので、変更ということは当然あり得ますが、現状ではそういうところでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

11番議員水頭喜弘君。

**○11番（水頭喜弘君）**

今、部長が言うのはわからんことはないですよ。ただ、そういう方も、それは一部と思われたらもうそれでいいです。ただ、そういう方もおられるということを前提にして、さっきから話があったとおり、アンケートみたいな調査なんかされて、それでも最善のところに来ているかということも、もう少しやっぱり検討する余地が私はあるんじゃないかということとで今質問させていただいています。

そこで、この点に関しては、確かに3階、4階を区分所有するということで、そういう方向に向かっているのは事実ですけれども、そこの中でも、もう少し考える必要は私はあるんじゃないかと思います。さっき部長が言われたとおり、最良の、ベストな状態でもう少し考えていきますということはわかるけれども、そこの中でもあえて私が言いたいのは、提案としては3階、4階は厳しいんじゃないかということ。事実そういうことがあります。今からいろいろなことが出てくると思いますよ、これは。何人かじゃなく、こういう意見は絶対、必ず出てくると思います。これもう一回、再度検討していくべきじゃないかということで、私はここで、答弁は要らないけれども、提案だけしておきますので、よろしく願います。

それから、次に行きます。

74ページの明許繰り越しのことで、ちょっとお伺いいたします。

これはですね、最近、特に明許繰越が多くなってきたというのは、私一人じゃなく感じておられる方も多いのではないかと思います。私が議会にお世話になったころ、明許繰越って何だろうかというほどわからなくて議論をさせていただいた時期がありました。そのときはあれですけど、かなり多くなってきたのは事実じゃないかと思います。

その中で1つ申し上げます。この11番の防災行政無線デジタル化事業、これが明許繰越でそのままになっています。理由としては、調査、基本設計を委託する方法、内容の決定に不測の日数を要したためということで書かれていますけど、これはまだ全然手つかずの状態ということで理解してよかですか。

**○副議長（松尾勝利君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

お答えをいたします。

この防災行政無線デジタル化事業につきましては、大きな事業といたしまして当初予算いただきまして、私どもとしましても初めての事業でありました。それから、やはり地元の皆様からのいろいろな御要望、そのあたりも聞いていきたいというようなことで、初めは、そのまま真っすぐ入札にかけて業者に出そうかなということも考えていたんですけども、もうちょっと調査のほうに時間をかけたいということで、庁内、我々自体でかなり検討を重ね、よその団体、市町村のやり方とかいろいろ研究させていただきまして、それにちょっと時間がかかったということでもあります。

いよいよ私たちの方向性が決まりましたので、この繰越予算につきましては年度内には契約をさばかして、来年の6月ぐらいまでにかけて調査をかけていきたいなということで今考えているところでございます。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

11番議員水頭喜弘君。

**○11番（水頭喜弘君）**

この防災行政無線のデジタル化ですか、これはアナログで今ありますけれども、できた当時にはかなり聞こえにくいところもあったのは事実です。ただ、当初の計画では50カ所近くぐらいやるということの事業で出発したと思うんですけども、予算はその時点であったと思います。今現在で三十何カ所ですか、その中で聞こえにくいということでいろいろあります。

そういう中で、デジタルというのは全然違うと思いますよね。でも、この事業に関しては、今、部長が言われたとおり、かなりの予算をかけて進んでいきます。今ある施設は多分何千万円かぐらいでできていると思うんですよね。今度のやつは何億円というかなり莫大なお金

をかけてします。それでも完璧にできるかといったら、それは疑問を生じますよね。いろいろ今から調査なんかされて、また、いろいろされて完璧な状態近くまでされていると思うんですけど、あるところでは、LEDのライトつきの戸別のラジオとかなんとかを置いて、その中で不測の事態を賄いながらやっている自治体もあるわけですよ。そういうことも、私は今デジタル事業が始まって進んでいる中で、こういう後戻りをするようなことは言いたくないんですけども、かなりの予算をかけていく中で、果たしてこれが鹿島市ではいい事業かと疑問に感じます。どうですか。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

もう議員がおっしゃることはもっともだと思っております。

そういう中で、今、議員がおっしゃったことを我々ももう一度検証し直したいという形で、本来は基本設計と実施設計を一括で出すつもりでございましたが、それでは、今ちょうどおっしゃいましたが、手戻りがきかない部分がございますので、まずはこの基本設計を、しっかりと地元の皆様の御意見をいただきながら調査をやって、いいものにしたいということで、この当初予算では実施設計の分も入っていたんですが、それは減額させていただいて、基本設計だけを今回残していただかせてもらって、それを発注させてもらって、それでいい設計をしていきたい、そのように思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

11番議員水頭喜弘君。

○11番（水頭喜弘君）

最後に行きます。最後です。

いろいろ申しあげましたけれども、これだけの予算をかけていく中で、本当は100%、完璧でね、どこでもあらゆるところすぐ役立つ、あらゆる機能を備えた今まで以上の情報が伝達できるようなシステムになっていくと思います。それをね、本当にこれだけのお金をかければかけるだけのですね、もうそれ以上のことができるそういう設計、また、いろいろ実施に向けてやっつけていかれることを要望して、終わりたいと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

何点か質問をしたいと思えます。皆さん、まだまだこの後にもいらっしゃると思いますが、同じような質問になるかもわかりませんが、どうしても私も確認をしておかないといけないなと思っております。

まず、今、水頭議員からもお話しがあった、私も今回この資料を見させていただいて、繰越明許費の余りの多さに若干驚いております。ましてや、この金額が240,000千円近くであると。私はこれを見て、まあ、いろいろ理由は書いてあります。不測の事態が起きたとか、さまざまな調整不足とか。しかし、行政というものは計画を立てたら迅速に実行することがまずは基本じゃないですか。どうしてこれだけの15の事業がここまでになってしまうのか。行政の体制といいますか、姿勢といいますか、そこのあたり、申しわけございません、副市長、御答弁いただけますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

北村副市長。

**○副市長（北村和博君）**

お答えをいたします。

今回、15事業が明許繰越ということで、そこに上がっているものでございます。このうちの7事業が、国の内示が最近あったということで、その分を今回3月補正に上げて、その分を繰り越しということでお願いしているものでございまして、金額的には240,000千円ということになっております。もともとは本来、議員が言われるようにもっと早くできるものはすべきじゃなかったかということで、先ほどありましたように防災行政無線のデジタル化事業については本当におくれて、私自身も担当者のほうに指導をしてきた経過がありますけど、どうしても次年度に送らなければならないというような進捗になったことをおわびしたいと思います。

そういうところで、今回この15事業のうち、3月補正でお願いした分を繰り越すということで御理解をいただきたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

ありがとうございます。副市長がおっしゃるように、どうしてもできなかったというところもあるかと思います。ただ、今本当に執行部の方、市役所の職員の方、仕事が多い中、それをこなしていくのに本当に大変だろうと思っております。こういうふうにもまた次の年に、本来だったら前年度に消化しとくべき事業がこうやって繰り延べされていくということは、職員の方にとっても大変だろうと思います、現場の人たち。そこのあたりを再度考えていただき、来年度のこの決算時期、3月末ぐらいのときにこういうふうなのが出てこないように頑張ってくださいと思います。

あともう1つ、私が見ているこの資料が議案の説明資料ですが、これの66ページ、ちょっと素朴な疑問で申しわけないですが、雑入のところ、サマージャンボの収益金交付金、それとオータムジャンボの収益金交付金、両方合わせて20,000千円近くが入ってくるわけです。

ね。ここのあたり、担当の企画課となっておりますが、どういうふうな算定方法でこれは当市のほうに入ってきているのか。やはり皆さん夢を買うために地元から買っていらっしゃると思うんですね、宝くじも。教えていただけますか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

これは、宝くじの配分のルールとして年度末の配分ということになります。これは配分金は人口割が3分の2、均等割が3分の1ということで、売り上げに応じてではありません。全体の売り上げを都道府県別に分配し、それをまた、佐賀県内では10市10町で均等割を3分の1、人口割を3分の2ということで、そういうところでこの時期に精算しての配分ということになります。そういうふうになっています。

○副議長（松尾勝利君）

6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

ありがとうございました。そういうふうな算定方式であるということ、私もよく把握しておりませんでした。そんなに鹿島の人たちがいっぱい買っているのかなという素朴な疑問もございましたので、申しわけございません。

それでは、ちょっと時間がかかりますが、この補正予算書の47ページの中心市街地再開発構想策定業務委託料、先ほどから質問があっているところです。

昨日の全協の中で中西議員からもお話があったように、ピオの協同組合のほうから平成22年度から24年度3月末の貸借対照表、損益計算書を御提示いただきました。昨日も私は全協の中で述べましたが、この決算書をこういうふうに出すということは、非常に商売をやっている人間にとっては出したくないものです。今のこういうふうな時代の中、厳しいところが本当に多い中、しっかりと私たちの議会の要望にも応えていただき、そして出させていただきました。その姿勢には敬意を払いたいと思っております。

ただ、昨日も申し述べましたが、公的資金が投入されるということになりますと、そこだけが例外というわけにはいかず、こういうふうな形で出していただいたと思っております。これも昨日、全協で申しましたが、きょうは本議会でありますので、ここでも再度やはり言うべきだろうと思っております。

2回ぐらいですかね、一番最初、1月の中旬に、この大体の負担額、行政側の負担額、ピオ側の負担額とか出てきました。そして今回、区分取得をするということで、またその金額が変わってきました。そういう中、当初はピオの組合員さんの負担額が1億五、六千万円だったと思います。しかし今回、区分取得をすることによって、また金額が大きくなり4億円を超えるというふうなところがございました。

今回、この補正で出ているこの委託料、これは先ほどから担当の打上課長からあったように、リノベーション事業ということを、もう一度それを踏まえた中で基本構想から基本計画、ここのあたり、また内容が若干金額等も変わっていくだろうということでした。

先ほどから議論があっているように、このピオという建物を使うということで、やはり論議は進んでいると思っています。もしそうならば、やはり組合員さんの方々の負担も軽減できるよう再度、入江教授のすばらしさはわかっておりますが、地元の業者もすばらしいところはたくさんございます。そこへ再度落とし、この計画、すばらしい事業だと思っています。議員からも提案のあった子育て支援、高齢者の方の憩いの場、そして福祉会館の移転等、これはいいことだと思いますが、しかし、この鹿島市の今まで我慢してきた分、ここで全てをはき出すことがいいものなのか、身の丈に合った事業に再度考え直すのか、これが私は必要だと思っています。

先ほど打上課長の答弁の中で、4月からは地区別、6地区でこの説明を行っていきたいということでした。これは、全員協議会で議員から提案したものを酌みとっていただいているものと思っています。

ここで市長に御答弁をいただきたいんですが、4月からのこの地区別の懇談会、もちろん仕事とはいえ、市長の部下の藤田部長、打上課長が中心になって一生懸命やってこられたと思います。最後のここでの地区の懇談会を行うときには、当然、市長も6地区に出席をいただけるんでしょうか、御答弁をお願いします。

**○副議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

お答えいたします。

たしか私、就任したときにも似たような会合があったと思います。名前はそれぞれ地区で違ったと思いますが、それはこの事業に限らず、市民の皆さんのお声を聞くというのは、これはある意味で当たり前のことです。ですから、この事業で出るか出ないかみたいな余り大仰な話じゃなくて、ぜひ皆さんの声を聞いてみたい、これは私そう思っていますから、そういう会場がセットされればお伺いしたい。また、お伺いしたほうが市の行政運営のためにも、市民の皆さんにとってもいいのじゃないかと、それはそう思っております。

ただ、1つだけ頭に置いていただきたいのは、我々は何かピオがいいのか悪いのかみたいな、物すごく限られた世界で市民に説明をするということではなくて、我々のまちづくりに対する基本的な考え方を含めてちゃんとお話をしたほうがいい、そういうふうに思っているところでございます。

それから、時期について1つだけ気になりますのは、何度もお話をしましたけれども、これは国の予算が通っていなければ、実は数字をお話できない可能性がございますよね。だから

ら、その時期等見ながら、できるだけ遅くならないようにという配慮もしないといけないので、何日までに来いとか、こちら側から日にちを設定するというのは非常に難しいなということも一つ頭に置いていただきたいと思います。想定されます時期は、連休より遅くなったら間に合わない、でも、4月すぐだと予算が通っていない可能性がある。その辺をにらみ合わせながら、具体的な段取りは検討していきたいと思っております。

**○副議長（松尾勝利君）**

6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

市長ありがとうございました。

次に、先ほど中西議員から市民部長のほうに質問等もあっておりましたが、私はちょっと角度を変えて、藤田部長のほうにお聞きをいたします。

一般質問の中でも、昨年12月、私がお聞きをしたと思います。このプロジェクトチームというのがありますよね。何回となく議論を進めてきたとおっしゃっていました。この中で、また前に戻るかもわかりませんが、市街地エリア内で先ほどあった駅から半径1キロでもよろしいですが、まず土地を取得するという議論はあったのか。そして、水頭議員から質問があったように、子育て、高齢者に向けた福祉関係施設が3、4階について、このプロジェクトチームで議論があったのか。最後に、この既存の建物を使うということで最終的にピオが残り、そのメリット、そこのあたりを議論されたのか、部長、お答えいただけますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

藤田総務部長。

**○総務部長（藤田洋一郎君）**

お答えをいたします。

我々の中心市街地の活性化策としての各種公的施設の移転立地というのは、これはもう冒頭から申し上げておりますが、総合庁舎と密接にかかわった事業ということになります。そういう中で、我々としましては移転候補地をNTTビルとか、祐徳ビル、そのあたりに絞りながらいろいろな議論を重ねてきたということで、今の形になっているというのをまず御理解いただきたいと思います。

そういう中で、庁内ではいろいろな議論を重ねて、行きつ戻りついろいろな議論を重ねました。最終的に、例えば市役所の1階の受付を中心市街地に持っていったらどうだろうかとか、そういった意見なんかもあったわけでございます。そういう議論も重ねてきたわけでありまして、やはり行政機能を分散するというのは、今度は管理する部分、それから市民の皆様が、受付は中心市街地でいいけれども、これ以外の教育委員会は中川エリアですよというようなことで、なかなかそれも難しいと。いろいろ内部では検討を重ね、最終的にはやはり——今、福祉会館がかなり老朽化いたしております。ここはもう市民の方にも大分御



不便をかけている。どうせここを改修するのであれば、この福祉会館にいらっしゃる皆様を中心市街地のほうにお移りいただいて、きれいな形で使っていただければというふうなことで、最終的にはこういう案になったということでございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

ありがとうございました。一般質問の答弁では、プロジェクトチーム、さまざまな会議を行い、さまざまな角度から考えているということは聞いておりましたが、やはり大詰めになってくると、そのあたりもしっかりと御答弁をいただかないと市民はわかりませんので、それと、最後に近くなりますが、今度は打上課長、再度お聞きをいたします。

今回のこの補正予算2,000千円、基本構想から基本計画については縮小も考えられる、そういうふうな計画も出てくる可能性はあるということですか、どうでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

事業費的な縮小も含めて、全体構想も含めてですね——はい。

基本的には、今の福祉会館の機能、プラス集いの広場、子育て支援センター、プラス、エイブルにあります高齢者大学を中心市街地に移したいという基本的な考え方は、これはもう全体の枠組みとしては変えたくないというふうに思っています。

これにつきまして、先ほど市民部長も申しましたけど、昨年の秋から当該の皆様には御説明をし、文書でいろんな要望とか、そして図面なんかも何回となく往復して練り上げた部分を今提示しています。ということで、まだ最終的には決まっておりませんが、全体の枠組みとしてはこれを基本に考えたいと思っています。やっぱり詰めなければならないのは、先ほど伊東議員言われていましたように事業費の部分ですね、組合の負担とか、そういったものがあります。

1点だけ、1月にお示ししました時点では、ピオの組合の負担で、自前で整備をなさる1階、2階と地下の部分も入っておりませんでした。その辺でということで150,000千円程度ですね。今回、地下と1階、2階の部分ですね、内装設備等も加えたのが今の4億円ということで今試算をされているところです。事業費は確かに今から詰めなければなりません。また、入江教授から御提案いただいている建物のデザイン、意匠、この辺もまた今から見直していく部分も当然あります。そういったことも含めて必要な見直しは当然行いますが、全体の枠組みとしては、この枠組みで事業を基本的には推進したいというふうに考えています。

**○副議長（松尾勝利君）**

6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

この建物を利用して、入江教授にアイデアをいただき青写真ができた。それを基本に行っていくということで、こういうふうな金額等も出てきたらと思うっております。

私が聞くとところによると、これが本当かどうかわかりませんが、福岡でいうならば、キャナルシティっぽい、外側にグリーン化がされたような、そういうふうな建物に生まれ変わるんじゃないかなというようなことも聞いております。しかし、本当にそれを鹿島市民は望むのでしょうか。ローカルならローカルなりのやり方で、そして、何回も言いますが、身の丈に合った施設が、手づくりの施設ができ上がってもいいんじゃないかなと私は思っております。

このニューディール構想を昨年6月に発表されて、市長が述べられるように議員も市民の方も10年間、いや、もう少ししたつかもわかりません。その間、我慢をしてきた分、そして、ほかの市町に少しおくれをとった分、これで何とか挽回ができるんじゃないかなということで期待をしております。しかし、私たち議員も市民の皆さんの声を無視するわけにはいきません。市民の皆さんの声を聞き、立ちどまることもございます。再度振り返ることもあるかもわかりません。今回のこの計画、市長を初め担当課、執行部、行政サイドは、鹿島の10年後、20年後、30年後、本当に市民の方にプラスとなり、本市にとって不可欠であるというその強い気持ちを、最後に市民の方にこのケーブルテレビを通じて発していただければと思いますが、どうでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

樋口市長。

**○市長（樋口久俊君）**

せつかくのお言葉です。ありがたいと思うんですよ、僕は。10年計画なんですよ、これは一応の構想ではありますが。今、自分たちのまちを冷静に見て、「ああ、いいまちになったね」「よそからいっぱい人の来んさっよ」「鹿島はよかところやんね」と言っているとおられる方が大半であれば、私どもは何も申し上げることはないんですよ。ただ、正直言って、なかなかそうじゃない話が聞こえてくる、これが冒頭お話をしましたとおりのんですよ。そこで何をするかと。

環境を見ますと「コンクリートから人へ」、非常に耳ざわりはいいんですよ。それでよかったですか、そういう反省を込めて私が申し上げているのは、急にハンドルを切ったら大変なことになるでしょう。だから、ハンドルをそういうふうには切らないで、もうちょっと足元を見詰めて「コンクリートも人も」と。しかも、そのコンクリートも、めちゃくちゃ何でもかんでもつくればいいでしょうということではなくて、あるものを活用しましょうと、ハードはですね。それで、今、手おくれになっているというか、手つかずになっているものいっぱいあるんですよ。典型的なのが鹿島駅だったと思います、私は。したがって、これは

関係者の皆さんの御努力で第1ステップ上がったなと思っているんですよ。鹿島の顔ができた。私たちのまちの課題の一つが、やっぱり長崎本線の維持というのはずっと鹿島市民が頭に置いてきたわけですね。それが少し変わって、長崎本線の魅力をもう一回つくり直そうってなっていると思うんですよ。それには何をすべきか。やっぱり鹿島のまちを、外の人が見て「あっ、鹿島に来たね」と。

この中で、御出席になった方は御記憶だと思います。日向の方とか、あるいは東大の篠原先生がお見えになって、松尾議員だったですかね、「鹿島の駅において何て思うたですか」って質問があったと思います。何とおっしゃったか。僕はがっかりしたんですよ。全く感想がなかったというようなことをおっしゃったんですね。これではいかんと思ったので、さらに、鹿島のまちにおりた人がおっとか、「おっ」とか「えっ」とか言うようなまちにしないと、もうこのまちは本当に、後ろにギア引かれんようになってしまうんじゃないかと思うんですよ。それが、まちづくりに寄せる基本的な態度です。

だから、こうなりますよというよりも、頑張らんともうどうにもならんやろうもんと。本当は東国原さんと似たようなことを言うたらいかんのですけれども、今最後のチャンスかもしれないです、それは。2核1モールって話がありましたね。もう2核もなくなってしまうかもしれない。中心市街地の火が消える、それが気がかりの一つです。

**○副議長（松尾勝利君）**

6番議員伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

市長ありがとうございます。私の地元なり、また、いろんな会の中でこの事業について話はいたします。皆さんから意見もいただきます。しかし、最終的にこれが最終地点じゃなく、やはり先ほど市長がおっしゃったように、駅前だと思います。鹿島の顔、駅におりたときに、このまちの印象がやはり伝わってくる、そういうふうに思っております。まだまだやるべきことはたくさんあると思います。市の職員を含め私たち議員も頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

**○副議長（松尾勝利君）**

12番議員橋爪敏君。

**○12番（橋爪 敏君）**

時間も大分過ぎておりますので、簡潔に3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目は、補正予算（第5号）の70ページ、昨年度から強い農業強化対策ということで、ここに農地集積協力金、その下に青年就農給付金というのが減額をされておりますが、その理由をお聞きしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

**○農林水産課長（中村信昭君）**

お答えいたします。

まず、農地集積協力金ですけれども、これにつきましては24年度の当初予算で2,600千円を見込んでおりましたけれども、この集積の条件が、例えば耕作放棄地を持っていたら集積協力金が出ないということで、条件的にちょっと厳しい面があったかと思っておりますけれども、この申し出がなかったということで2,600千円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、青年就農給付金ですけれども、これにつきましては当初予算で9名を見込んでおりました。それで今回、6名と1組ということで確定いたしまして、年間1,500千円ですけれども、半期分ですね、1人当たり750千円の支給になりますので、その分についての減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

12番議員橋爪敏君。

**○12番（橋爪 敏君）**

今後のことについては25年度予算のところで、また特別委員会等でお伺いをしたいと思っております。

それでは2点目、同じく71ページのところにイノシシ駆除対策事業負担金というのが載っておりますけれども、この内容についてお伺いをしたいと思っております。

**○副議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

**○農林水産課長（中村信昭君）**

お答えいたします。

このイノシシ駆除対策事業負担金の減額につきましては、24年度、500頭の捕獲を見込んでおりましたけれども、452頭になりましたので、48頭分の、鹿島市負担分が1頭当たり7,500円ですので、360千円の減額補正をお願いするものでございます。

**○副議長（松尾勝利君）**

12番議員橋爪敏君。

**○12番（橋爪 敏君）**

今、農家で非常に困っておられるのも幾らもありますけれども、一番困っているのがやっぱり価格の低迷ですね。その次は、やはり私はこの有害鳥獣の被害じゃなかろうかと思っております。もう収穫直前になってから被害に遭うと。非常に農家の場合は困っておられるわけですが、一応23年度、24年度の被害金額と、それから駆除された頭数、2年ぐらいで被害がふえているのか、横ばいなのか、減っているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

捕獲頭数につきましては、21年度が252頭、22年度が449頭、23年度が432頭ですね。それで、ことしが452頭でございます。被害金額につきましては、21年度が約11,600千円、22年度が12,000千円、23年度が9,000千円となっております。24年度はまだちょっと集計ができておりません。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

12番議員橋爪敏君。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま被害状況、あるいは頭数を申し上げてもらいました。余りふえてもおらんし、減ってもおらないというような状況ですね。それで今、非常に助成金も出してもらっております。ワイヤーメッシュ、電気牧柵、それからもう1つは報奨金ですね、その内容についてちょっと説明をお伺いしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

中村農林水産課長。

○農林水産課長（中村信昭君）

お答えいたします。

イノシシ捕獲の報奨金につきましては、有害鳥獣の駆除期間であります4月から10月までの期間に1頭当たり10千円の報奨金を支払っております。それと、防護柵につきましては、電気牧柵とかワイヤーメッシュの設置に対して200千円を限度に2分の1の補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

12番議員橋爪敏君。

○12番（橋爪 敏君）

ただいま説明をいただきましたように、イノシシの被害につきましては、特にワイヤーメッシュ、電気牧柵、非常に効果がありまして、被害がそうまでないんじゃないかと最近は思っております。しかし、こう見ておりますと減ってはいない。なぜ減らないかというと、やはり駆除をするわけじゃないわけですからね。しかし、やはり今後は、イノシシは年々子供を産みますから駆除をすることが非常に大事かと思っております。それで、今聞いてみますと報奨金もですね、これは駆除組合だけしかやってもらっていないと思っておりますけれども、4月から10月と言われたですね。そいぎ、11月から3月までは狩猟期間ですよ。その期間は出さな

いと。その期間に皆さんは駆除をされるわけですよ。そのときに報奨金を出せば、これはもっと駆除の頭数も上がってくるだろうと思います。これは、よその市では出しているところもあります。ぜひその辺をですよ、市長ひとつお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですからお答えいたします。

イノシシについては、鹿島の場合はそのほかにも大学といろいろ委託事業をやって研究をいたしております。どの事業がどのくらい効果あるか、即効性があるかどうかわからない部分もありますから、いろんな情報を踏まえて検討したいなと思っております。

○副議長（松尾勝利君）

12番議員橋爪敏君。

○12番（橋爪 敏君）

ぜひ検討してください。それで今、駆除組合の方が、やはり11月から3月までにとったものに報奨金が出れば、もっとこれは努力されるんじゃないかというふうに思っておりますので、その点よろしくをお願いします。

それから、最後にもう1点お伺いしたいと思いますが、94ページにスポーツ振興基金積立金増額と載っておりますが、この内容についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

これは、スポーツ振興基金と愛野青少年スポーツ振興基金それぞれ基金がございますけれども、これの利子ですね、当初22千円で計上しておりましたけれども、利子の額が確定をして、これは一旦基金に積むということになっておりますので、その利子の増額になった分を積み立てるというものです。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

12番議員橋爪敏君。

○12番（橋爪 敏君）

それでは、今の件について関連をいたしまして御質問いたしたいと思いますが、スポーツ宿舎誘致の件について、ちょっと関連ですが、お伺いをしたいと思います。

これは昨年から誘致をされまして、昨年は明治大学、大東文化大学、そういうことでされ

まして、非常に昨年は鹿島にも活気が出たんじゃないかと思います。特に子供に対しての陸上教室や、あるいは合同練習ですね、私も昨年は高校生、中学生がされるときにちょっと見学に行きましたけれども、交流会等も非常に成果があった。能古見でいいますと、平谷の自然の館には、昨年は明治大学、ことしは九州国際大学が来て、山道を走っておられるのを私も何回か見ましたけれども、この交付金がですね、大体1,000千円以内かどうかわかりませんが、1,000千円前後だったかと思いますが、ことしは5チームが玄関のところには歓迎の看板が載っております。この交付金は全部平等に5チーム1,000千円やられたのか、その内容がわかればお伺いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

**○生涯学習課長（土井正昭君）**

お答えをいたします。

スポーツ合宿については、交付金の交付要項というのを定めております。そういった中で、鹿島市が誘致を招聘する大学と、向こうから合宿をしたいという大学ということで、鹿島市が誘致をした場合に1,000千円、向こうから来たいということで御参加いただく大学には300千円を限度として交付要項を策定しております。

そういった中で、今年度は12月にも補正をいただきましたけれども、明治大学、大東文化大学、それから国士舘大学と順天堂大学、これについては1,000千円を限度にですね、実際は日にちとかなんとかによって、限度額は1,000千円ということで交付をする予定でおります。

それから、九州国際大学につきましては、向こうのほうからぜひ、そういった情報を聞きつけて、うちのほうでスポーツ合宿をしたいということでおいいただきましたので、それについては限度額を300千円ということで交付をすることにしております。

また、実はその後、九電工の女子の駅伝部ですね、演告でもありましたけど、そこもおいでいただくことになりました。これも、こちらが招聘するのではなく、その情報を聞いていただいて参加をいただきますので、それも300千円の限度額での交付ということで予定をしております。

以上です。

**○副議長（松尾勝利君）**

12番議員橋爪敏君。

**○12番（橋爪 敏君）**

それでは、市が誘致する大学というのは、例えば箱根に走った大学とか、何か基準があるんでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井正昭君）

お答えをいたします。

今のところは箱根駅伝、もともとが祐徳ロードレースのときに関東学連ですね、あそこを、箱根駅伝に参加される大学ということで、こちらでぜひ合宿をしていただきたいということで誘致をしましたので、今のところは箱根駅伝に参加をされるような大学を誘致対象としています。

○副議長（松尾勝利君）

12番議員橋爪敏君。

○12番（橋爪 敏君）

今後、スポーツ合宿が本当に鹿島の活性化になるように、今後ともひとつ頑張っていただきたいと思います。

終わります。

○副議長（松尾勝利君）

あと質疑をされる方は何名いらっしゃいますか。

時間も大分過ぎておりますが、あと数名いらっしゃいますので、5分程度休憩をいたします。5時55分より再開いたします。

午後5時49分 休憩

午後5時55分 再開

○副議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

時間がないので、手短に行きたいと思います。

ニューディール構想については、先ほどから多くの議員がお話しされていますので、大分内容もわかってまいりました。一般質問のほうで、私はしっかりと市長の意気込みを確かめたい、確認をしたいと思いますので、そのときはよろしくお願いします。

議案説明資料の69ページ、予防費で日本脳炎予防接種事業がございます。大きなマイナス補正ということでもありますけれども、日本脳炎で死亡例が出ていますので、その辺を加味したところで、どうしてこういうマイナス補正になったのか、その辺をお聞かせ願えますでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）



お答えいたします。

平成23年度に日本脳炎がまた復活いたしまして、1,340の方が打たれております。これをもとといたしまして、当初見込みを、これよりふえるでしょうということで1,800人ほど構えておったわけでございます。しかも、これが平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれの方は未接種分を全部接種していいということになっておりましたので、たくさん来られても大丈夫なようにということで予定いたしていましたが、4月から11月の実績で大体1,300人ほど、12月から3月、これもまだ見込みでございますけれども、この実績からいきますと見込みで490人ほどしか来ないのではないかとということで、この金額になった次第でございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

済みません、死亡例が出たことについてコメントがなかったんですが、よろしいですか。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

予防接種でございますから、非常に悲しいことではございますけれども、確かに復活してすぐに死亡例が何名か出ております。また、感染症と言われることも出ておりますが、それはそれといたしまして、日本脳炎にかかって実際の重篤な状態にならないように私どもといたしましてはお願いをしたいというところでございます。確かに言われるように、そういう影響はあったと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

わかりました。

じゃあ、次のですね、同じページで妊婦・乳幼児健康診査事業というところで、これもマイナス補正になっていきますけど、健康診査に来られなかったというふうに捉えていいんですかね。

○副議長（松尾勝利君）

栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

お答えいたします。

妊婦健康診査につきましては14枚の無料券を配っておりますが、主に健康な方等が使われる枚数が平均しまして12枚程度ということになります。また、妊娠に気づかれなかったと、実際に母子手帳を交付されてからこの妊婦健診券を差し上げますので、例えば4カ月ぐらいになって気づいたといった場合は、最初のほうがもう受けなくていいということで、残りが10回ほどで済んだという方等でございます。今のところ、平均的には12枚程度の使用になっているということでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

3番議員勝屋弘貞君。

○3番（勝屋弘貞君）

では、順調に母子手帳交付後はきちっと出されているということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

じゃあ、次、71ページの社会資本整備総合交付金事業というところで、これも大きな減額補正になっていきますので、この辺をもう少し詳しく説明いただけますか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

社会資本整備総合交付金事業の減額補正でございますが、大きく2つございまして、1点目が、社会資本整備総合交付金の当初要望額、これは国土交通省に当初要望しておりました金額がおおよそ230,000千円ほどございました。国のほうから事業費ベースで内示額がございましたのが145,000千円と、約62%の予算配分になっております。

もう1点目が、駅舎のトイレの改修工事ですが、これはホームのバリアフリー化が繰り越しになりまして2月までかかったということで、これも平成25年度に持ち越しということになっております。大きな要因はこの2点でございます。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

2点ほどお尋ねします。

1つは、繰越明許費の中で、74ページなんですけど、国の経済対策事業関連で6項目、大体概算で130,000千円程度上がっておりますけれども、この中に、先ほど勝屋議員から御指摘があった社会資本整備総合交付金ですけれども、この繰越予算額として道路橋りょう費で145,000千円ほどというのと、この内訳ですね、道路と橋梁の内訳をまずちょっとお尋ねします。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

道路橋りょう費の145,948千円の内訳でございますが、橋梁費につきましては、今年度、橋梁の修繕計画の策定をいたしております。これが見込み額としましては6,500千円、それから市道大崎橋、これは飯田の箱崎のところにございますが、市道大崎～矢筈線ですけれども、そのJR長崎本線にかかっている橋梁でございますが、この点検業務が399千円ということで、この2事業が橋梁費、残りは全て道路費というふうになっております。

**○副議長（松尾勝利君）**

5番議員角田一美君。

**○5番（角田一美君）**

ほとんどが道路改良費等ですけれども、緊急経済対策で、やはり防災・減災関係で緊急にそういうものについて3月補正でもって対応すると。当初予算でしますと、どうしても取りかかりがおくれていきますので、緊急経済対策の効果が出るように、4月1日から、新年度に入ったらすぐ施工できるような、対応できているものが対象かと思うんですけれども、この緊急にやれるものについて、3カ年計画で緊急に取り組むべき事業として計上されたものは、恐らくこういった形で、土木費についても65,000千円ほど取り組んでいただいていますけれども、こういった当初予算と緊急経済対策予算、あるいは次の経済対策で6月補正等で要求されておりますけれども、緊急にやはり施策として取り組むべきものについては、せっかく国の補助事業等を予定されていますので、あらかじめ計画されたものの消化というものが必要なんですけれども、先ほどのように、せっかく社会資本整備総合交付金事業で予算を当初予算で組みながら、ほとんどの予算が、170,000千円程度、道路橋りょう総務費で当初予算で組みながら、145,000千円を繰り越して、やはりこの事業を進めるに当たって執行体制のおくれが相当出てきているのじゃないのかと、私そう感じましてですね。そういうことがないように、次、当初予算、あるいは6月補正予算等の中で、緊急にやるべき事業としてどのくらいこの3月の緊急経済対策で取り組んでいるのか、ちょっとそれをお尋ねします。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

先ほど私が答弁をいたしましたのは、平成24年度事業費145,948千円でございます。そのうちの翌年度繰越額は36,250千円というふうになっております。これにつきましては家屋補償がございまして、現在、地権者との協議を進めているところでございます。

経済対策につきましては、65,100千円ということで計上させていただいておりますが、これにつきましては通学路の交通安全対策、それから舗装補修の追加事業ということで、1路

線は緊急にやらないといかんという路線でございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

5番議員角田一美君。

○5番（角田一美君）

ちょっと私も勘違いをしております、わかりました。そういった形で、国のせつかくのこういった緊急経済対策事業に取りかかれるような、あらかじめ危険箇所の把握、そういったものをしていただいて、こういった国の財源を使った事業に取り組めるような体制をとっていただきたいと思います。

それからもう1点ですけれども、先ほどから議題になっております、問題になっておりますピオの問題です。

これにつきましては、昨年、平成20年6月に市長がニューディール構想を発表しまして、シビックセンター構想につきましても、その中で、ピオの中の空き店舗を利用した活用については、はっきり市長のほうから方針を説明し、7月の市報の中でも説明がなされております。

そして、それを受けて区長会等に説明して、全地区の区長さんから市民の皆さんに対して賛同の回覧を回されて、8,331名の賛同を得て、後押しを受けて、やろうということで取り組まれて、その区長さんの賛同の趣旨を得ながら、1月の下旬の全員協議会等で説明された事業計画が一部新聞等で報道されて、その投資額、いわゆるピオの空き店舗を利用した公的施設の投資額が7億円を超える金額に市民の皆さんはびっくりされているわけですね。そういった中で、何でピオだけなのかということで非常に疑問を持っておられました。

それからさらに、再度の、我々はその問題につきましても、議会としては非常に問題ありということで、果たしてそれだけ投資して中心商店街の活性化になるのか、あるいは再度説明を受けたときの区分所有、方針が、当初の市単独事業の7億円から、2回目の議員の質問によって心配されたものが区分取得というふうに変わってきておるわけですね。

そういった中で、さらに市民の皆さんからは、区分取得するための250,000千円が果たしてそれだけの価値があるのかというふうな疑問、そういったいろんな不信、不問、それから、先ほど各議員からの質問もありましたように、なぜいたわりの心で対応すべき弱者の立場である子供、高齢者の施設を3、4階に持っていくのかと。最初からピオありきじゃないかといった、いろんな不信、不安の問題が鹿島地区の区長様からも出、ペテンに遭わされたという感じを言っておられました。

また、市長も、やはり新幹線の問題、あるいはいろんな問題で他の市町から比べて10年おくられている、そういった取り戻しをやってもらおうということで、新たに樋口市長を推した市民団体のほうからも疑問の声があつて、ほとんどの会員から反対の声、それに対して議員

は何をしているか、こういった問題については市民に詳しく情報を提供し、議論して、それが間違っておれば反対すべき、正すべきじゃないかということで、非常に我々議員もお叱りを受けました。

そういった形で、我々は鹿島市の将来発展のためにぜひ——このニューディール構想そのものはすばらしい。どこでも中心商店街の活性化、特に駅前通りの空洞化、そういったものは全国津々浦々ほとんど、いろんな対策をやりながら活性化にはつながっていないと。県内でも唐津市、佐賀市、いろんなところで取り組んでいますけれども、なかなか活性化につながらなくて、追加の投資を余儀なくされておるのが現状。そういった中で、その取り組みを、同じような二の舞にならないようにということで市民の皆さんも議論をして、本当の鹿島のまちづくりになるのかというものを議論したい。そういった面で市民の皆さんに対して詳しい情報が、正しい情報が伝わっていないと。

そういうことで、市長の政治姿勢についてちょっとお尋ねなんですけど、これまで議会としても、ニューディール構想の具体的な中身についてはなかなか出してもらえなかった。9月、12月なり一般質問等でも上げてまいりましたけれども、相手のある交渉ということでなかなか煮詰まっていないということで、出された第1案がそういうような感じで、市民から厳しい指摘、また議会からの指摘で、第2回目の区分取得、それについて、3回目ではリノベーションという国の新たな事業をですね、やはり市長の鹿島のまちを何とかせんばいかんと、よそに先駆けてこういった取り組みをやりたいということで国土交通省に取り合っていて、そういった形でしています。

ぜひこの事業というのは、この鹿島のまちづくりにとっては最後のチャンスと私も思っています。そういった感じで、進めるに当たっては、先ほどから出ていますように市民説明会をできるだけ早くやっていただきたい。それから、具体的に6月の補正予算等に事業推進を上げるにしても、そこら辺の市民とのですね、この補正予算の設計委託料を上げていただいていますけれども、そういった形で再度そこら辺の事業費の見直し、あるいはピオ商業協同組合の負担の見直し、できるだけ負担のかからないような形で、本当にこれが成功するような形で取り組んでもらいたいと思いますので、そういった市長の取り組みについては先ほどからも申されていますので、私も一般質問等できょうのことは再度申したいと思いますので、ぜひお願いをしまして、これで終わりたいと思います。答弁は要りません。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに。7番議員松本末治君。

**○7番（松本末治君）**

1つだけお尋ねをいたします。

47ページの7目。企画費、13節。委託料2,000千円についてお尋ねをいたします。

皆さんお疲れでしょうけれど、もう少し頑張ってください。あと松尾征子議員が控えてお

りますから。

この件で、まずリノベーション事業というのが出てきました。そのリノベーション事業の内容について詳しく説明をいただきたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

森田まちなみ建設課長。

**○まちなみ建設課長（森田 博君）**

地方都市リノベーション事業という事業が今年度創設されております。大きく申しますと、これはもともとは社会資本整備総合交付金事業がありまして、その中の一つの事業としてこの地方都市リノベーション事業がございます。

内容につきましては、ちょっと私も資料を持ってきておりませんが、国土交通省のほうでも非常に積極的に推進している事業でございます。今現在、国土交通省のほうで最終的に制度設計をやっているというところで、先日、説明会がありましたけれども、そのときにも参考程度にしとってくださいということでしたので、具体的にはこれから最終的に詰めていかれるものと思っております。

リノベーション事業と申しますのは、民間の空きビルですね、これは先ほどからありますように、鹿島駅——駅から半径1キロ以内、それからバス停から500メートル以内というふうな制限がございます。ほかに、鉄道——JRの列車の本数が3本以上とかいろんな条件がございます。それをクリアしないといかんというのが1つございます。

その中で、民間の空きビルを有効活用して活性化につなげるということで、これはもうまさしく国の施策でございます。民間の経営を応援するということではございません、この事業はですね。あくまで国の税金が入ってきます。あるいは市の税金が入りますので、区分所有をして、そこに公的施設を入れてできるだけ空き店舗を解消していくと。なおかつ、そこで活性化をしていくというふうなことでございます。そういう趣旨でございます。制度設計につきましては、もうしばらくしましたら本格的な制度設計ができていくというふうに思っております。

**○副議長（松尾勝利君）**

7番議員松本末治君。

**○7番（松本末治君）**

ありがとうございました。

今、課長の方から答弁ありました空きビルを活用してということですね。私が、商工会議所の調査情報委員会なり商店街の代表者会議に出させてもらって、いろいろ御意見を聞きました。

そういう中で、やはり当初は、先ほども角田議員からあっておりましたように、なぜピオなのか、なぜ7億円もなのかということが言われておりましたけれど、調査情報委員会の中

では、やはりもうやるべき事業じゃないだろうかというような御理解の結論であったらうと私は受けとめておりますけれど、そういう中で、さっき申し上げたようなことが、やはり不公平感というか、利害関係、因縁、怨念というところまで出ましたけれど、そういうふうなこともあるのだなという思いで聞いておりました。

先ほど市長の答弁であっていたと思いますけれど、スカイロードの事業、本当に道だけは立派にできた。300メートルで30億円、さくら通りは100メートルで10億円というふうなすばらしい事業で、それに関係された方はよかったというような思いですけれど、やはりその範囲じゃなかった人なんかはかなり不満を申されていたということをお自身も聞いております。そういうことでありますから、ああ、やっぱり——こういうこと言うと、また脅しの電話があるかもしれませんけれど、いろんな商売人さんたちには、そういうふうな利害関係、不公平感というのが強く感じられるんだなというような思いで聞いておったわけです。

先ほど申し上げましたように、商店街代表者会議、そのときは伊東議員、福井議員もその代表者としておられて、私は議会の文教厚生産業委員長という立場で参加させていただきましたけれど、そのときもやはり賛否両論いろいろあったわけですが、いろんな形でやっぱりこの取り組み、2核1モール構想が平成11年、もう古くなってしまっておるということも考えられますけれど、いまだにそこが主じゃなかろうかなという思いで私は聞きました。

それで、そこでもやはりいろんな事業の負担、先ほどあっておりましたように、ピオさん自体が423,000千円もの負担を強いられるというようなところでも疑問点が出てきておりましたけれど、やはりこの辺の解消ということも必要じゃなかろうかと——減額というかですね、必要じゃなかろうかと思っておりますから、その点でお尋ねをいたしますけれど、このリノベーション事業で、ピオはピオで私は結構じゃないかと思っております。まず、昭和54年から鹿島商店街開発協議会が発足されて、ショッピングセンターピオが昭和58年4月にオープンしております。ちょうど30年前ですね、昭和でいいますと88年になりますから。私も高校時代、旧市庁舎があったところのにぎわいは感じております。体感しておりますけれど、このころ私は鹿島におらんやったものですから、全くこのピオのにぎわいというのがわからんとです。そういうことですので、このときの組合員さんが27名だということですから、それが昨日の公表では8名というようなことですよ。何で8名に落ち込んだのか。もちろん、ジャスコが撤退したということは大きな痛手だったろうとは思いますが、その点もうお分かりになる方は多分おられないと思っておりますけれど、30年前を思い起こして、どのような状況であったか、わかるる執行部の方がおられたら答弁をお願いします。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

昨日、全協でピオの年譜を差し上げました。昭和50年代の商店街の考え方として、公的施

設はもうどんどん郊外に行って、その後にやっぱりそういった商業施設がいっぱいできて、それはそれで大店法で守られた部分もあって、にぎわった時代も非常にあったというふうに思います。

そして、議員申されましたように、平成8年にジャスコ鹿島店が撤退をされました。これは江北に同じ系列のジャスコができました。これは規制緩和の波に乗って、そういった郊外型の大型店舗がたくさんできました。またさらに、ほかにもこの規制緩和によって、武雄のゆめタウンとかですね、あそこは第2種の住宅地域ですので、今だったらとてもああいっただけの施設ができるようなところじゃないんですけど、そういったものが規制緩和で郊外型の大型店舗ができた。そういったことで、やはり中心市街地はどうしても駐車場とか売り場面積、品ぞろえ等でどうしても負けていたと、そういった感じで、中心市街地の商店街から郊外型の大型店へ結構奪われていった、そうしたことが一般的な傾向ではないかというふうに考えております。

**○副議長（松尾勝利君）**

7番議員松本末治君。

**○7番（松本末治君）**

ありがとうございます。

そういうふうな大店舗法関係でのいじめがあったというふうなことじゃなかろうかと思えますけれど、今8名になってしまったというのは、27名おられて19名もピオから撤退されたということですよね。それで、その19名分を今の8名で頑張ってもらっているんだというふうなこと。もちろん自分たちの利益のため、しかし、今の情勢ですから、御時勢ですから、そう利益はなかろうという感じでおります。そこで、3階、4階をというふうなことで250,000千円の金額が出てきた。そして、先ほども申しあげましたように423,000千円、この423,000千円を20年利用して返済していくためには、年間20,000千円ですよというふうな心配の声もあったわけですが、やはりその点を少しでも軽減できるような今後の構想というか、提案というのは出てくる可能性がありますか。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

現在提示しております金額というのは、平米単価で見積もった金額で、ピオが負担する420,000千円は、これはピオ自身で積算をなさっている分でありますので、ここをどういうふうに見直していかれるか、それは私たちと同居をするピオさんの問題として考えて、それは当然、一緒に考えていきたいというふうに思います。

基幹部分が共用をいたしますので、基幹部分はなるべく、先ほど伊東議員からありましたように、屋上緑化とか、壁面の緑化、または屋上の整備の仕方、そういったものもまた詰め



ていきますので、私どもの負担もなるべくそういったことで身の丈に合ったものにしてまいりますし、ピオさんも身の丈に合った事業費で整備をなさるといふふうに、そういったものを今から考えていって、6月ぐらいまでには成案に近いものを出したいというふうに考えているところであります。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

今、打上課長からありましたように、やはり基幹工事の部分、共通部分というのを何か減額できないものかなというふうな思いで見えておりました。このリノベーション事業で国の補助というのをできるだけ多くとってもらおうということで、鹿島での負担、またピオさんの負担というのは減ってくるんじゃないかならうかと思えますけれど、そういう可能性というのはあるんですか。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。ひょっとしたら誤解があるかもしれないと思うのでお答えをしますが、この事業はピオを救済する事業じゃないんですよ。つまり、ピオの空き室を有効に活用して、そこに公的な機関が入っていくと、そのことについての補助ですから。結論からいえば、ピオそのものに対する補助はありません、この事業では。補助対象になるのは、あくまでもそこに入居していく我々に対する補助、そう考えていただいたほうがいいと思います。それが1点。

それからもう1つ、できるだけ身の丈というのは非常によくわかるんですよ。ただ、身の丈に合わせるためにピオのほうに軸足を置いたら、これこそピオの救済対策になってしまいます。これは、私たちはピオ救済のためにこの事業を——結果的にそうなることはあってもですよ。それはもちろん向こうの肩が軽くなりますから、空き室をずっと抱えているというよりは。ただ、何かピオさんが困るとんさっけん、市役所がいっちょ金どん出してという話ではないと。どこかいろいろ適当な場所を探していたら、ピオとは合致したのが見つかったということで、困っているピオを何とかしようということからスタートしたわけではないということだけはわかっていてください。そうしないと、金がたくさん——仮にですよ、国から、わかりませんけれども、交渉して、ひょっとしたら我々の欲しいといっている以上につくかもしれない。それはわからんとですよ。そのときに、じゃあそれはピオに回したらよかやんねと、そういうことはほとんど可能性はありませんから、そこだけは頭に置いてください。

くどいようですが、今のお話が、僕の誤解ならいいんですけれども、ピオのためにという

ふうな発言はできるだけおやりにならないほうが、市民の皆さんが誤解をされるかもしれませんから。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

ありがとうございます。常に誤解を招きますから、ありがとうございました。

また誤解を招くかもしれませんが、私が思っていたのは祐徳ビルかピオかというふうな思いもあったわけですよ。フロアの面積等々からすればピオがやはり大きいのかなというふうな思いで勝手に思っておりますけれど、2核1モールの構想も踏まえてそういうような思いでおりました。

もう1つ、提案というか、私の思いですけれど、2階でもいいんですけれど、今、鹿島には、鹿島の物産が1カ所でわかるという物産館というか、そういうところがないんですよ。できれば、そういうふうな物産展みたいなやつを、第6次産業じゃないですけど、いろんな形で、今、特別委員会もありますから、そういうふうな勉強もして、そういう取り組みをすることで、1日100人程度が1,000人程度になればというような思いもあります。もちろん、ピオの救済ということのみでは本当に市民の皆さんの同意はとれないと思いますから、やはり鹿島市の中心市街地の活性化ということを目的に、そして、できればですね、この前、私が参加した2回の商店街関係の会議の中でも、テナントで皆さん方から入ってこんですかというような話もあっておりましたから、ぜひですね、さくら通りなりの商店街の人がピオにテナントとして入るような、にぎわいを創出できるようなところをつくっていただければなと思いますので、そういう可能性は企画課長の思いであるかどうか、お尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

私どもが構想しております、ピオの3階、4階に公的施設を配置することで、集客力がですね、そこを訪れる方がふえるような工夫をいろいろやれば、これが絶対的な効果を生むとか、特効薬にはならないかもしれませんが、行政の役割として、やっぱりそういったことで努力をすることによって幾らかの集客力を建物をつけることができれば、そういった1階、2階のテナントとか、また周辺の商店街、そういったところにもプラスの効果を生むようにこの事業はぜひ推進をやっていきたいという、そういった思いが、切なるものがありますので、そこはちょっと頑張っていきたいというふうに思います。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

ニューディールということになりますと、この委託料とは少し違うのかなという感じもしますけれど、ニューディール構想発表があつて、先ほどありました8,331名の署名があつたということですが、それは、当初の署名活動の目的は総合庁舎の移転を阻止する、県にその署名活動の署名を添えてお願いしていただきたいというようなことじゃなかろうかということで私は思っておりますけれど、それはちゃんと県のほうに届いておるのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

私が県庁に行きましたので、私からお答えいたしましょう。

あのときは、思いもかけず、ああいう署名をいただくことになりまして、それで、確かニューディール構想を発表して一月後かちょっとぐらいだったと思います。そういう話を頂戴しまして、夏のお盆過ぎぐらいだったと思います。ちょっと正確な日には後でチェックしてもいいんですけども、知事のところに行きました。こういうお話があつたので、ぜひです—当時は、総合庁舎はどこに行くか全く検討中と書いてあるんですよ。選択肢はたしか3つ書いてありました。改築するとか、修築するとか、移転と書いてあるんですよ。しかし、既に我々は、もう改築の意思も、修築の意思もないことは、発表後、県が変わっておられることは承知をいたしておりましたし、あと選択肢は移転しかない。そうすると、市内で移転するか市外に行くかしかないんですよ。

これまでの経過をよく考えてみたら、県の施設はほとんど外へ行っているということが多い。かてて加えて、ほとんど市内に存立すること、開設することは決まっていた。学校でさえも土壇場で隣町へ行ってしまった。そういう学習効果からすると、それは相当頑張らばいかんねということで、むしろ総合庁舎を何とかして市に残したいということのほうが—事の軽重を言っちゃいけませんけれども、そっちのほうに軸足を置いて我々は一生懸命検討していたんですよ。もちろん答えは出ません。出ませんが、そのことは頭に置きながら、再三知事とも直接お話をしましたし、事務的にも何度も打ち合わせをしたはずなんです。現時点でも結論は出ておりません。ただ、我々の熱意は十分伝わっておりますが、どうも今、市内の議論を見ていると、それじゃなくて、そのいわば一種の我々はカードとして念頭に置こうかと思っておった部分がプレーアップされていまして、スポットライトを浴びております。

ぜひ事態を御理解いただいて、1つだけ避けたいことがございます。何だろうかと。鹿島は本当は総合庁舎を残してほしいと、そのためにいろいろ言いよったとやろうと、今は吹っ飛んであんまり関心なかごたんねということだけは我々は避けたいと思っております。そう遠くならない時期に、恐らく総合庁舎を含めて、資料をごらんになったらおわかりだと思いますが、高等学校なんかも載っているんですよ。県立のものは全て載っております。それに

ついて何らかの公表がなされる可能性があります。そこからでは遅いんですよ。もう出てからひっくり返すというのはほとんど不可能だと思ってください。だからこそ頑張っているということで、まとめますと2つです。

総合庁舎が残ってもらいたいことは大事だと。だからこそ、先手を打ってずっとやってきていたと、そういうことは理解を一つしといてください。その議論の中で、何かカードがないかということと、まちづくりをしないといけない。これはもう長年の課題だと。長年の課題と浮かび出てきた課題と国のほうの方針ががらっと動いてきた。これで今のリノベーションというふうには実はたどり着いているということも理解をしておいていただきたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

7番議員松本末治君。

**○7番（松本末治君）**

私も今、市長からあったように、総合庁舎は絶対逃がしちゃいかんというふうな思いが、昨年の6月にニューディール構想を考えたときに思いました。というのは、やはりこの1次産業が主体の鹿島で、農林事務所、そして普及センターというのがこの鹿島の真ん中に、どこからでも5分か10分で行けるようなところにあるというようなこと。それと、土木事務所についても、私は七浦、きょう河川の問題もあっておりましたけれど、2級河川が何本もある地区で、そしてまた、私の目の前は母ヶ浦川河川があります。常に水害を予想せにゃいかんところにおりますので、大雨が降ったらすぐ土木事務所の河川課に連絡して、ユンボの調達等についても区長が中心になってやっておりますけれど、そういうふうなところですから、やはり総合庁舎というのは市内に、近くにあらにゃいかんというような思いがいっぱいありました。

我々16人議員おりますけれど、総合庁舎を逃がしてよかという人は一人もいないと思いますから、ぜひこの総合庁舎が最後の魚になるのかどうかわかりませんが、絶対逃がさんような対応をしていただくことをお願いして、終わりたいと思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに。14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

一般会計補正予算（第5号）について質問をしたいと思います。

まず、予算書の62ページ、母子福祉費というのがあります。ここのところの扶助費に子供の医療費助成、三角の3,000千円ですね。それから、小学生の通院・入院で5,000千円、中学生の場合は200千円と少ないですが、いずれにしても8,200千円の残ということになっています。このことでお尋ねをしたいと思います。まず初歩的なことからお尋ねをしますが、例えば、小学校の子供が病院に通院をした場合に料金の支払い工程というのはどうなるか、まずお答えください。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

小学生の医療費につきましては、まず小学生が病院で受診をします。窓口で一応自己負担分をお払いしていただきまして、その領収証を持って市役所の窓口提出をしていただくというふうなやりとりを行います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次のお尋ねですが、それでは、小学校でも中学校でもいいわけですが、受診をした分の全部が助成金の請求があっているのかどうか、そのところをお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

その実態を把握する手だてはありませんけれども、今年の、ちょっと日程は定かじゃないんですけども、11月、12月ぐらいに、全児童・生徒にそういった旨の制度がありますということを知らせているところがございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

子供を持つ若いお母さん方は今特に仕事につかれている人が多いわけですが、その仕事というのも年休を下さいとか言えるような仕事じゃない、時給で働くとかね、もう極端に言えば子供のために2日、3日休んだら、もうほかの人がかわって来て行かんでよかよと、来んでよかよというようなね、そういう状況というのは非常にあるんですよ。だから、せっかく制度があるんだけど領収証を持って市役所に行かんといかんと、それはいただけるんだけど、そういうのもあるんですよ。だから、この辺のね、せっかくこういう制度があるんですから十分に利用できるような体制をとることが必要だと思いますがね。

そういう面で、例えば今領収証を持って行かんといかんということですが、その病院に申請する用紙を置くとかね、そこで、例えば病院で書き込んでいただいて申請する、それは医師会との関係もあると思いますが、せっかくのその制度を十分に活用するための手段として、そういうことなどはお考えいただけないでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

自己負担のやり方についてのことだろうと思いますけれども、現在、就学前のお子さんについては、もう議員御存じのとおり、現物給付といったことで市役所には一切来なくてやりとりができております。その部分がクリアできたら一番いいんですけども、現状、県内情勢でそのハードルというのはかなり高うございます。ですから、病院の窓口とかも、それは方法論としてはあるかもわかりませんが、私たちは通帳番号とかいろんな部分での突合がありますので、そこまで病院の窓口にお任せするという事はかなりの事務量が入ってきますので、理論上は可能かもわかりませんが、実務としては、なかなか医師会、あるいは病院等を説得するのは難しいのかなという予想をしております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

本来は就学前の子供がされているように、現物給付というのが一番理想なんですよね。そういうことによって、せつかくの制度を十分に利用していただくと。これだけね、ここまで来るの大変だったんですよね、制度を皆さん方が頑張ってくつっていただいたわけですから、何年かかりましたかね。だから、そういうためにぜひ取り組んでいただきたいんですが、この後は一般質問に出しておりますので、そこで触れさせていただきますので、この点については終わりたいと思います。

次に64ページ、民生費の中の扶助費というのがありますが、これを見ますと、その医療扶助費増額というのが非常に多いですね。これはどういう傾向なんでしょうか、お尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

お答えします。

生活保護費の扶助費の中の医療分だと思います。これにつきましては、例年13,000千円程度を推移していたんですけども、ことしに限っては、昨年との比較ですけれども、昨年10月で7人がことし15人、11月もさらに7人が17人というふうなことで、かなりの突出した医療費の支出を余儀なくされております。その中の原因は、やはり病気を持って生活保護を申請されて入院されるとか、そういったことで、成人病関係がほとんどの病気になります。ことしに限っては非常に入院のほうが多くなったという経過をたどっております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

時間を気にするとちょっと戸惑いますが、84ページ、土木費の住宅管理費の中で負担金補助及び交付金で佐賀県の住宅リフォーム助成補助金が1,241千円残ということになっています。これは、幾らかずつの残りを足せばすぐ1,200千円ぐらいになると思いますが、できれば全額利用できるような対応をしてほしかったなという思いがしますが、申し込みがなかったのか。市の制度は足らなくて当選漏れというのがいっぱいありましたが、県の場合はどうだったのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

森田まちなみ建設課長。

○まちなみ建設課長（森田 博君）

佐賀県の住宅リフォーム緊急助成事業の執行残ということでありまして、県事業の場合は申し込み件数は376件ございまして、基本的には3月末で工事が終了するというのが条件でございます。したがって、1月とか、あるいは12月ごろまでの申請になると思います。

最終的には変更申請ができますので、幾分私どもは予算を余分に確保しておりました。増額変更があった場合にはその中で対応していくということになっておりましたので、結局この百二十数万円については、そんなに変更増が出てこなかったということで御理解いただきたいと思っております。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

説明資料の中の分を1点だけお尋ねをしたいと思います。

63ページ、歳入補正の分です。この中の4番、固定資産税の滞納繰越分で32,000千円の補正額が上がっております。説明を見ますと、徴収見込み額増による増ということで、大口滞納分の納入などによる増ということで収納率が29.6%ということで上がっておりますが、これは1件分なのでしょうか、まずお尋ねします。

○副議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

これは1件分ではなくて、数多くの件数をここに上げております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは大口滞納分ということですが、一番多くて幾らぐらいですか。

○副議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

個別の事案になりますので、はっきりとは申し上げられませんが、大体20,000千円程度の額があります。（「1件当たり」と呼ぶ者あり）1件当たりですね、はい。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの件でもう1点だけお尋ねしますが、これは単年度分で徴収されたのかね。まだほかの、例えばAさんというところのね、今20,000千円のところでもいいですよ。そこがもうそれで終わりなのか。それともその前の段階でも滞納があるのか、その辺はどうなんですか。

○副議長（松尾勝利君）

大代税務課長。

○税務課長（大代昌浩君）

お答えします。

冒頭に申し上げましたように、この滞納件数というのは多くの件数を抱えておりまして、その中で一番多いのが20,000千円で、これで終わりなのかどうなのかというのは、それぞれの個別の事案ですので、それで終わりの方もいらっしゃいますし、まだ引き続き滞納が残っている方もいらっしゃいます。今回増額補正をした要因としましては、県の滞納整理推進機構に派遣して徴収に邁進しているところの、徴収の実績等も含めてこういった補正の増額になっているという次第でございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

固定資産税につきましては、一般の方、何というんですか、多くはなくても、税額が高くなくても固定資産税が高いという不満を持っている人はいっぱいあるわけですね。極端に言いますと、20,000千円なんていうのは個々の小さい税額の人たちの大部分、多くの人たち



の分です。今のような経済状況、その他の中で無理に取れないような企業なんかもあると思うんですよ。だから、それを強行に取れとは言いません、そういうところはそれなりのやっぱりそのの事情を見ながらいかないと、それこそ大変な状態になるわけですが、しかし、やっぱり全体的なものを見るときに、その辺をそういう形でならないような指導、強行的に何とか機構をお願いしてというのでサラ金まがいのこと——ごめんなさい、そこがサラ金まがいかどうかわかりません、言い過ぎだったらごめんなさいですけどね、そういうことにならないようにやっぱりその都度その都度御指導していただきながら、全額入らないときには少しずつでも入っていくというような、そういう対応を私はぜひしていただきたい。本当に周りの人のもう一部落分ぐらいあるわけですからね、一部落以上ですよ、20,000千円なんていうたらずね。そういうのはやっぱり御理解いただいて今後の対応をお願いしたいと思います。

じゃ、次に行きたいと思います。先ほどからお話が出ております委託金の問題で私は質問したいと思います。

今いろいろ見ておきますと、何でもこういう事態ができたかということですが、先ほど私は、リノベーション事業についての説明は森田課長でしたかね、なさいましたが、その説明を聞いたときに、国が自分たちが進めてきた事業が全国的に思わしくなくて、じゃ、その後始末をどうするかということでこの事業をやったんだなというふうな、そういう感じを受けたんですよね。というのは、結局、大型店舗の推進というのをやったわけでしょう。規制緩和、規制緩和と、アメリカの鳴り物の中でどんどんやってきた。鹿島でも、佐賀県では大型店舗の面積は広いんだと、フロア面積は広いんだというような話がなされた。その当時を私は思い出しますが、規制緩和、規制緩和と言うけど行き詰まりが来るよと言ったら、いや、規制緩和はよかて言った人もおります、確かに。そうでしょうね、いい方向にしか言いませんからね。例えば、マスコミなんてそうですよね。原発はよかよかて言うてきて安全神話を振りまいとったら、こういう状態になって、マスコミの動きだけでこう違う。今度のTPPだって全く違うような報道しかなかった。そのことによってTPP賛成の人がばっとふえたというようなね、マスコミの動き一つでそうなるわけですけど、今の話を聞いたときに私は、ああそうだったんだなと。だから、国が何とかせんといかんということで、こういう形で取り組んだなということを私は非常に強く感じたところですがね。リノベーションという言葉が出ましたので、どこから入ろうかなと思いましたけど、そうですね、最初から入りましょう。

昨年の6月、鹿島のニューディール構想ですね、これが出された後に私は、ここでだったと思います、市長に対して、議会の協議もしないで何でもこんなを出したかと言ったと思います。そのとき市長は何とお答えになったか、今から皆さんの御意見を聞きながら取り組んでいくんですよとおっしゃったんです。覚えていらっしゃると思います。そのとき私は、そ

んな言ってもちよこんちよこん予算の出よっじゃなかねて、既成事実をつくりよるじゃなかねと言ったと思います。そういうことをずっと言いながら、どうなるだろうかということで私たちも見てきた。かといって議会に対して、具体的にここはどうしましょうかというふうな協議の場というのは私はなかったと思います。そういう中で、先ほどから出ておりますように八千何百人もの市民の人が賛成だという署名を寄せた。確かにこの構想だけ見ますと、今の鹿島の中でああそうだな、すばらしいなと思いますよね。しかし、幾らウインドーの中においしそうなショートケーキが飾ってあったって、食べてみないとその味はわからないわけで、これがどういう形で進んでいくか、財政的にどうなのか、どの時点でどうなのかというのが具体的に出てこない、そうでございますねと言うことはできないわけですね。それを言うために、皆さんに諮っていただきたいというのを再三言ってきた。議会からも市民の説明会、市民に対する説明会に――これは説明会じゃないですね。協議をせんといかんのよね。説明会といったら、こうなりましたからどうぞということでもう押しつけしかないわけですが、先ほどどなたかが、松本議員ですかね、2階にこういうのをつくったらどうですかとかいう提案をされておりましたが、そういうのを今まで市民の中に入って皆さん方から聞くというようなことを私はしてこなくちゃいけなかったと思うんです。議員が今ここでこういうのをどうですかという提案をしなくちゃいけないような、私だってしたいことはいっぱいあります。そういうふうじゃだめなんですよ。もう今の時点で私たちが提案し尽くして、し尽くして、し尽くしたけど、こうせんといかんということなら納得いきますよ。ところが、そういうのは全くなかったわけですね。

そして、突如出てきたのがピオ構想ですね。それで、このピオについても論議の中で、何でそう焦らんといかんかと私が言ったときに、先ほどから再三言われております県の総合庁舎の問題が出てきましたね。総合庁舎がよそに行かんうちここば栄えさせんぎ、よそさん張っていくけん。私はそういうことはあるはずないと、県がね。しかし、いや、それはちゃんと知事から聞いたと。知事から聞かれたときが、今初めてさっき市長がおっしゃったことは今までおっしゃっていないですね。その前までは、いや、知事から聞いた、知事室に行つて、これだけ署名が集まってこうですよと言ったのは皆さん聞いたんですか、そうじゃなかったでしょう。市長選挙のときにごあいさつに来られたとき知事はおっしゃいましたと、そのことだけ聞いたんですよ。

ところが、私はそういうことはおかしいと思いました。そして、そういうことはおかしいと思いましたので、私は聞き取り調査をしていただいたんですよ。この前、全協のときにも言いました。はっきり申し上げまして、共産党の武藤明美県議に頼んで県土づくり本部の上部の方に聞き取り調査をしていただいたんですよ。そしたら、県の機関の方は、土木農林についてはピオには入らない、これは初め出ていましたから。それから、現在地庁舎で耐震化するか、別の土地に移るかは検討中だと。それからもう1つは、鹿島から出るわけではな

いとおっしゃっているんですよね。私が全協でそれを言ったら、市長は出てもらいとうなかという人にずっとすよては、そがんことは言われんですよというふうなことを言われましたが、これは正式に聞き取りですが、調査をしたわけですよ。こういう状況。ところが、今、市民の中には、もう多くの方が総合庁舎の張っていくぎどがんしようもなかるうねという意見があります。市長の考えが浸透しているんですよ、素晴らしいですよ。

きのうも私は病院である人と話しておりましたら、そういうことらしいですねと言われたから、いいや、私の調べたところではそうじゃないですよと。それはもう事実そうですからね、そう言われたんですから、そういうことを言ったんですよ。だから急がんといかにんというようなことをおっしゃった。ところが、きょうはもう1つ出てきました、結論を急がんといかにん理由が。それは何かと言いますと、先ほどから出ております、何ですか、国の制度ですね。国の制度があるので（「リノベーション」と呼ぶ者あり）——ごめんなさい、リノベーション事業ですね。このことがあるからと打上課長、おっしゃいましたよね。そのことがあるので早くせんといかにん。

ところが、私は、このリノベーション事業について突如、これも私たち議会に説明ありましたね。これはいつでしたか、2月18日の全協で資料をいただいたんです。これを見ますと、ずっと載っておりますが、実際に文書で来たわけでもないし、構想がここには来ていなくても何かで発表されたわけでもない。これを読みますと、平成25年度予算において国、国土交通省関係では、という新規事業が立ち上げられる予定という情報を得ることができたと。そして、ここに書かれているのは何かを見たんじゃない、関係者から聞き取った情報をまとめてみると、この事業の目的はということですと書かれているんですね。

それから、その後また市長が全協の中で、どなたにお願いした、こなたにお願いした、こうだこうだとおっしゃいましたね、そんなことをおっしゃったと思うんですよ。私はそのときも、上ばかり言うたって下のまとまらんでおってどがんしてでくつかというような、ちょっと苦口も言ったんですが、確かに市長はいろんな人脈を持っていらっしゃいます。私たちの手の届かないような、ほかの市町村長がうらやむような人脈を持っていらっしゃいますから、そういうことをお考えになると思いますが、そういうことでね、今これに乗っからんといかにんから急ぐんだというような、そういう説明だったと思いますが、まず、そう理解していいですか。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

まず、お話は2つあったと思うんですよ。1つは、総合庁舎が鹿島に残るかどうか、これは予想ですから、私が最終的権限持っていませんからわかりません。公式に発表されているのは、修築か改築か移転、これはもう御存じですよ、資料がそうなっていますから。そ

の中で、聞いていただいた、ありがたいことなんです。それだけ、間違いなく移転する、しない、鹿島に残る、それだけ言っていただくと、我々は力が出ます。せつかく8,000人も署名して下さって、そのとおりになるわけですから。

ただ、冷静に考えてみてください。改築と修築はせんで言いよんさつですよ。じゃ、移転、どこに移転するだろうかと想像してみて、どこだろうかなという話になると思いますね。そのときに、ああ間違いなくあそこに行くやろうと。かなりの金がかかります。誰が負担するか。県は負担しないと言いよんさつですよ。

そういう状況の中で、さて我々はどうするか。まあ安心していいんですよ、松尾さんがいろいろ御経験に基づいて間違いなかと太鼓判を押してくんさったけん、そう思ってやっていいかどうかというのが我々の、責任は我々がとらんといかんわけですから、さてどうするか。我々は、過去の学習効果から、そうは言っても危ないんじゃないのとだめ押しの対策をとろうと、こういう話が1つ。これは1つそういうことがあります。

それからリノベーション事業。これは順序が逆でして、国の事業が決まって、さあどうするかと募集があつて、我々が、じゃ、乗ってくださいと手を挙げた、そうじゃないんですよ。さきに、去年の6月に既に我々は、内容はいろんな紆余曲折ありました。でも、とにかくさっき言いましたように、総合庁舎と中心市街地と福祉会館を何とかせんばいかんという発表をしとったんですよ。その中で、ぜひ負担を軽くしたい。端的に言うと、国の助成をなるべく多くもらいたい。そうやって試行錯誤しておりました。途中途中で一個一個発表しよつぎ、ごつとい違う話になりますから、それはある程度自信がつかないと発表できないし、御相談できない、これは何でもそうですよ。楽屋裏を一々言いよつたらどれが本当でどれが違うかわからん。で、ある日、市議員の皆さんに、我々はこういう構想で今いますよ、年明けて、もしこれが御了承——あ那时的言葉は御記憶だと思います——御了承を得られれば交渉したいなとお話をしたら、いやいや了承するという話にならんでしょう。さて、どうするか。非常に苦心をしていたところへ、こういう事業があるということが我々の情報網にかかったということなんです。だから、さっき言われた、国がするて言うたけん我々が手を挙げたと、そこはそうじゃないということは理解をいただきたいと思います。

我々は何かせんばいかんと、まさにこれは偶然なんですけれども、我々の希望していたような形のものが国の事業としてできる可能性がありまして、現在、審議中です。これはさっき言いましたように、4月にならないと、国のほうもお金をやるとかやらないとやってできないでしょう。ある意味ではその審議がおくれているというのが我々にとって幸いをしている、それだけの時間をもらっていると思っていただきたいと思います。だから、その許された時間の中で、市民の皆さんには、再三皆さんからお話をいただいているように、よく話しんしゃいね、市民にわかるように言わんばいかんよ、そうしようと思っているところなんです。その2つだけは私の思いを理解いただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は十分に理解をしたいんですが、理解できないんですね、それが困るんですね。まあそれはそれとしまして、例えば、じゃ、今頼りにしているこの事業が、これは恐らく明らかになって各自治体にぱっと広がった場合、まだ県にも上がっていないわけですからね、なった場合に、いっぱい出ると思うんですよ、要求が出ると思います。そのときに、これはもう本当それぞれの政治的な戦いも出てくると思いますが、もしこれがこれにかからなかった場合、当てにしている分がかからなかった場合はどのような対応をなさるおつもりですか。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

端的に言えば、2つしか道はないんですよ。本当は仮定のことはお答えするべきではないと思いますし、お答えしたくもありませんけれども、頭の体操だけで2つです。残念でしたねというのでやめるか、それでも市民の皆さんの御了解を得て、国の金がなくても我々まちづくりは必要だというのでやるか、どちらかだと思います。正直言うと考えたくはありませんけれども、とにかくそれを考えとったら腰引けますから。しゃにむにとにかく一生懸命、全力投球を今しているというふうに理解をしていただきたいと思います。

ただ、これは、これこそまた相手がある話ですから、こういう話をしよったらしよるだけ、敵に塩を送るということになることも御理解をいただきたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今のことについてはこの辺で終わりたいと思いますが、例えばこれを強行にどうしても取ってこようとなれば、私はこの事業自体が本当にやらなくちゃいけない、そうなんだということになればね、私たちも動きますよ。その獲得のためにはいろんな手を尽くすと思うですよ。ただ、まだ今の時点ではその前の段階の計画というのが十分じゃないという、取り組みが十分じゃないということがありますからね、非常に不安定なものをどうするかということで心配をしております。

もう1点お尋ねを次しますが、今回のニューディール構想は、11年にできた活性化基本計画、この資料が出されましたよね。これを基本にして出されたということですが、これが出されたときには、これは地図が小さいからよくわかりませんが、この周辺はもっといっぱい家がありましたよね。そして、ここのところ小さくてわかりませんが、ちょっとここに大きくしてきましたが、どういうことでやっていくかということで書かれているんですが、例え

ば駅前、駅の周辺の場合は、テーマが交流ということで鹿島市の顔となる玄関口とか云々といろいろと書いてありますね。それから生活のところを見ますと、これは私がしょっちゅう言っていますが、核の空き店舗に生鮮食品などを導入・育成、それからチャレンジストア制度の活用とかね。それから、ここですね、また、要望の高いコミュニティ系の施設を導入する。例として市の出張所、児童館、映画館、スポーツ施設、老人福祉施設、公民館、図書館。

お尋ねをしますが、今、ピオの中に入れようと思われた福祉施設は、これがやっぱり基本にあったから、それがいいなということになったんですかね、これを基本にしてつくったということならそうなのかなと思います、その辺どうですか。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

私どもがこの中心市街地活性化基本計画をずっと注目しておりましたのは、昨年、もうちょっと2年ほどになりますけど、鹿島駅のバリアフリー化工事をしたときには、この計画があったおかげで有効に活用ができました。また、そういったことで、10年たっていますけれども十分に活用ができて、そして今の国の制度にもフィットする内容があるということですね。この計画が今のニューディール構想におけるシビックセンター再生構想の大きなバックボーンになっていることは間違いないと思っております。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

そういうことになりますと、やっぱりまちづくり全体の構想、ピオももちろんですが、その周辺のさくら通りだとか、それからスカイロードですね、この前、全協でも言いましたが、やっぱりあの辺の商店街をどのようなので埋めていくかという、そこまでやっぱり行政としての指導も私は必要じゃないかと思うんです。この前言いましたよね。ここにも「多彩なイベントを実施し、人の集まる仕掛けを講じる」と書いてありますが、私たち女性集団としてほとめき会をつくって、1年に2回、ほとめき会の行事をまちの真ん中でやるんですよ。皆さんに集まっていただいて、まちがにぎわえばいいということでやるんですよ。

ところが、せっかくお集まりいただいた人たちがお買い物に行くところはないんですね。店はありますよ。しかし、ちょっと出てきた人たちが高価な品物だとか洋服だとか、そんなものばかり買わない。例えば、そこに生鮮食品とかなんかがあれば買って行くわけですが、そういうのが全くないわけですね。

だから私は、行政として、ただ単に設備を充実させていく、見ばえをよくするというだけじゃなくて、そういう全体的なまちづくりの根幹になるものの指導、取り組み、研究、このこともしていかないと、どんなにがきやあばかりようしたけんというてようならんというこ

とは、さくら通りとスカイロードでよくわかっていると思いますが、どうでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

松尾議員御指摘のように、そういった部分の反省点も当然あります。昨年発表しましたニューディール構想で、ピアのことをまず中心に考えて、やっぱりピオのことに集中してしまった部分もごさいますが、ことし1月に発表した後、私たちもいろいろ考えまして、やっぱりピオを中心にもう少し横に広げていこうという、そういった構想で今回委託料をお願いして、もう少し横に広げて、駅、スカイロード、それからピオ、それから周辺の商店街、そういったところとも連携ができるようなピオの生かし方、そういったことをぜひ策定して市民の皆様へ提案ができればというふうに考えております。十分なものがこの短期間にできるかどうかは別として、そういった基本的な考え方を持ってこの事業には今後取り組んでいきたいというふうに思っております。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

商店街が落ち込んでシャッター通りになったりというところは鹿島だけじゃないですね。これは皆さんも一緒に視察に行ったり、いろんな面で行ってお感じになっていると思いますが、この前、何ですか、まちづくりで県の主催でおいでいただいた方が鹿島はまだよかうちですよというようなお話をされましたが、よそに行ったらもっとひどいですね。そういうところもこういう形で、いろんな形でまちづくりに挑戦されてきたわけですよ。お金をかけてされてきた。ところが、今々されたところはまだ少しはにぎわいを見せているというところはありますが、以前に取り組まれたところはほとんど落ち込んでシャッターになっているというふうなところは多いわけですね。

だから、私はやっぱり何が一番大事なのかということを考えなくちゃいけないし、何がこういう状況になったのかということをお私に考えていかなくちゃいけないと思いますが、いつも申しますが、やっぱり一番は経済的な問題ですよ。鹿島は1次産業が中心に栄えてきたわけですね。ところが、1次産業が落ち込んでいった。そして、その1次産業のおかげじゃないですが、その人たちのあれで商店街も栄えていったと。ほとんどまちの中でできる体制があったと思う。さらには勤労者の人たち、この人たちの仕事がなくなってきた。それから仕事が、ただ単に常時雇用というような、落ちついた雇用の体系じゃなくて、雇われ、何ていうんですか、パートだとか、派遣だとか、そういう形態の雇用体系になってきたと。このことで所得がぱっと落ちたわけでしょう。例えば、国保関係の資料を見ただけでわかりますね。鹿島は2,000千円以下の世帯が半分以上でしょう、そうですね。そんなに鹿島の所得

は今低いんですよ。そここのところにいる人たちというのは、第1次産業だとか、商店だとかね、そして、そういうふうにはちゃんと雇用されていない人たち、非常に貧困な感じですよ。そういう人たちがどんどんどんどんふえていって購買力がなくなってきた、ここにやっぱり大きな問題が私は生じてきたんじゃないかと思います。それと同時に、少子化も含めて、例えば、何ていうんですか、家族の数が減ったということね。

私たちも朝市とかなんかしていますが、商品売れないですよ。今までこれだけ売っていたものがこれだけでいいんですよ。これだけ買われた方は1カ月持つとんしゃあわけですね。例えば魚の開きなんか、ばあちゃんたちに言わすと、半分に割ってサランラップして入れとっぎにゃ、4匹入りば買うぎ1カ月はあつもんねと、そういう状況なんですよ。皆さんが、もちろん、それはひとり暮らしということもありますし、経済的に大変だということもあるわけですよ。

だから、私はね、ただ単に見た目をよくしただけでお客がわんさわんさ寄ってくるということは考えられない。特に今回ピオをね、ピオさんも本当努力されていますが、やっぱりこういう経済状況の中で売り上げが落ち込んできて大変な状況になっていった、今まで何軒もいらした方たちが売れなくなったために出て行かざるを得なくなったという、そういう状況だと思う。そのような中で残って努力をして何とかならないかというところで今のところに来ていると思うんですが、私は、本当申しわけないんですが、今のピオの商店の種類だけではね、例えば3階、4階に公的な施設を入れたとって、そこに来た人たちがしょっちゅう買えるような品物じゃない、私はそう思います。だから、あそこの中に例えば日用品、特に生鮮食品なんかが入ってくればもっと違うんですが、ところが生鮮食品にしても地下ではやっぱりだめ、1階に持ってこなくちゃだめ。だから、私はピオの方にも言いましたが、それは不可能だということですね。

そういう中で、私はどうしてこれだけお金をかけて商店の人たちが継続していく力がつくのかと、それが一番心配なんですよ。私は、7億円かけようが10億円かけようが、その方たちがやっぱりよかったねと言えるような盛り上がりができ、そして、それが核になって周辺の商店街にも波及するような力になれば私はいいと思うんですが、はっきり申し上げまして、今の経済状況の中でそれはできない。もっと大変ですよ、消費税が上がるわけでしょう。消費税が上がるということになるともっと大変ですね、ますます財布は締まってきましたよ。まだ大変なのはTPPでしょう。TPPがもし交渉参加して、それが実際に行われるということになったら、どうなるでしょうか。

この前も私は、余りにもTPPの報道が悔しかったので街宣をして回りました。北鹿島のほうに行ったら、もう鹿島の農業は沈没ですよとおっしゃった方、何人かいらっしやいましたよ。そういう状況の中で、どんなに見ばえだけよしたって購買力は上がらないんですよ。そこをやっぱり考えながら私たちが取り組んでいかないと本当に大変なことになるし、それ



だけのお金をつぎ込んで、ピオの方たち、今もやっぱり少しはどこだって商売しているところは借金ありますから、この前も資料を見せてもらいましたが、その上に今度新たに作る借金をからってそれに取り組んでいかれたら、もっと大変な状況をピオの店主の方たちに負わせることになる、私はそれが心配なんです。もしだめになった場合、誰が責任とりますか。あなたたちのやり方が悪かったでは済まんです。今からの経済状況、今の経済状況、鹿島の全体的な状況を見たときに、この心配があるんです。今の目先だけは何とかなるかもわかりません。しかしね、本当に目の前に来ているんです。よっぽど今の安倍政権がくらくらと変わらんとすね、ここのところはよくなりませんよ。どんなにお金をばらまいてたって、ここまでまだでしょう。景気がよくなっていますと時々テレビで言いますが、何の景気がよくなっていますかね、ますます落ち込んでいっているんです。そういう状況のときに、私はこういうことでいいのかなと、いいのかなと思うんです。

それともう1点は、先ほど周辺の商店まで含めて云々と打上課長はおっしゃいましたね。ところが、これもね、もちろんそうですよ。私は、この話が出た直後にピオ周辺の商店の御主人に聞きました。このことについて皆さんに何か相談がありましたかと、お話がありましたかと聞いたんです。いいえ、全くあっておりませんということです。決めたことの説明ではだめなんです、説明では、こういうことがあるんです、皆さんの御意見をお聞かせください、一緒に考えてよくしていきましょうやという、そういう取り組みをしないとね、今盛んに市民に説明をしてくださいと、議会にも説明に来いと言われて議会在答弁することはないからうちは断りましたがね。だから、そういう一緒に考えていこうやと。そして、いいものをつくろうやということ、私は今からでもせんといかんと思いますよ。

この前、まちづくりで県のあれでおいでになった日向の方のお話を聞いて本当に、これが大事なんだと私は思ったんです。まさに地域の人が一つになって、ああじゃない、こうじゃないという話をしながら、そして、それに取り組んできた、そして、よりよいものをつくろうという努力をされた。そういうことをすることによって大変な状況になって苦しんでも、自分たちも一緒にやったんだと、自分たちも一緒にやったんだから、さらに努力をしようじゃないかと。武雄に買いに行きたかばってん、私たちがまちづくりばしゅうてやったとやっけん、100円高つかばってん鹿島で買おうやと。そういう本当に鹿島を愛する人たちをつくるためには、そういう取り組みをせんと。こう決まりましたよ、どうですか、はい、ああ、それはあんたたちが決めたとやっけんよかごとしございてなるわけですよ、正直なところね。それじゃ、だめなんです。

きょうもね、4月ぐらいから説明会に参りますようなお話でしょう。説明会じゃだめなんです、それじゃ、だめなんです。今からまだこのイの一から皆さんに意見を聞かせてもらう、そして本当にね、うん、そこでよかたいえと、ピオで3階、4階でよかたいえと、みんなが本当に理解されたときはね、それはいいと思います。

先ほど部長がおっしゃいました、福祉関係のとでお話を聞いたら、みんな反対はなかったようなことですがね。これは、私はあなたに言いたいのは、関係者の方から私たちが知らんときに、もうあんた図面ば見せてもろうとっばいと、もう決まっとったいねと。御意見をお聞かせくださいじゃないわけですよ。こういうふうになりますよと、それはたまにはどがんじゃい、ここんたいばしたほうがよかということもあるでしょうがね、そういう形で意見聴取されているんですよ。それをここではね、あたかも賛同していただいたかのように、それは最終的にはそうなるでしょう。しかし、もうその地図を見せられたときには、決まっとつとけあんたたちは知らんやったとやと、もう議員としてこがん恥ずかしなことなかですよ。私が恥ずかしかぐらいはよかですけどね、そういう状況なんですよ。

だからね、私は、打上課長、言いたいですかね、大変だとわかります。皆さん方が寝る暇もないようにしながらこのことに取り組んでいらっしゃる、本当に大変だと思いますよ。しかしね、今これをやっておかないと、3年後、5年後もっと大変な事態が生まれるということを私は心配するんですが、ですからもう一度ね、ヤノコマショウになって市民の皆さんと一から、どがんじゃろうかと、それはリノベーションもあるでしょう、総合庁舎もあるでしょう、それよりも鹿島市市民ですよ。市民の土台をどうするかということですよ。だから、みんなが納得いけば、お金がなかぎ俺たちは我慢してでんしゅうだいえということだってあり得るんですよ。しかし、どっかで我がたちがよかごとしよんなら、それは俺たちの税金ばかり使うてどがんすっかということになるわけですがね。

どうなんですか、もう一度ね、そこから考え直すということではできないんでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

当然、松尾議員御指摘のようなことを、今からできることは時間は限られた中でも、それは一生懸命やっていくことは行います。ようやく議論ができる材料がいろいろそろってきていると思います。市民の皆さんからの意見もいっぱい来ていますし、私たちもあちこちお話を回ったりしていますし、そういったことをいろんな場面で繰り返して、松尾議員御指摘のように一緒に市民の皆さんと考えていこう、それにできるだけ近づいていきたいというふうを考えます。まだその時間は若干はあるんじゃないかというふうに思います。ただ、私たちが市民の皆さんへいろんな行政情報を、私たちの考え方、私たちの財政力、そして全体的な国の流れでこういったふうにとったらどうですかという、そういった提案をして、ぜひこういったことをやらせていただきたい、そういったことを強力に推進をしていきたいというふうに思います。

先ほど総合庁舎の、福祉会館の皆様の意見がということもありましたが、これもいきなり図面を見せたわけじゃありません。市民部長にお願いして関係者の方からお話を伺って、そ

れをちゃんとした文書にまとめてもらって、こういったことでどうでしょうかということ、聴取を丁寧にしていただいて、そして、それを図面に落として、こういったイメージになりましたよというのを一回提示して、じゃ、それを見てもう一回訂正して、そして、それを戻して、じゃ、こうですかと、そういった往復作業を私たちはやっています。そういったことはぜひ御理解をしていただきたいというふうに思います。そういったこともやれることは一生懸命やっています。

それと、見ばえを幾らよくしてもうまくいかない、全くそのとおりだと思いますので、今回の事業はハードの事業でもありますが、ソフトの事業なわけですよ。建物をつくって、さあ皆さん入りませんかじゃないわけですね。鹿島市がこういった施設をつくって、3階、4階で公的施設を移転させると、そういったことを、ソフトを裏づけさせた提案を行っているところでもあります。そういったものをしますと、ただ、見ばえをよくするんじゃないで、じゃ、こういった建物をつくり、こういった整備をして、こういった施設を入れて、そして、こういったふうに今から人間が、集客が中心市街地のにぎわいに幾らかでも資する努力をやっていこうという、そういったことを提案しているところでもあります。

ピオさんも、きのうの中でありましたけど、これからの組合員の個店の経営の抜本的な改革を行うということで、今、実際ピオの皆様が活動をされておられるのは1階でもいいから、とにかく食料品の店舗でもですね、自分たちは1階でも空きを出すから食料品のそういった店舗の出店するところはありませんか、そこまで発想を転換して一生懸命、今テナント探し等もやっておられます。そういったものも総合的に行政と民間が一緒になりながら、この事業を成功させていきたいというふうに思っていますので、全く松尾議員が御提案いただいたことを、今まで不足した部分もあったかもしれませんが、今からでも一生懸命やっていきたいというふうに思っていますので、ぜひその辺は御支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番議員松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

担当課の方が何人で努力されている、本当にそのことはわかります。ただ、空回りをしないようにしなくちゃいけないわけですよ。その辺は本当にやってよかったなというふうにするためには、あなたたちが楽になるためにも、一人でも多くの市民の皆さんの意見をしっかり集約して、それに乗ったらいいいじゃないですか。何か言われたら、あなたたち市民みんなで決めたじゃなかねて、でも今はそれ言えませんよ、言えないですよ、言えんどころか逆に、税金ばどがん使いよっかて言わろっほうが関の山ですよ。悪い言い方かも知れませんが。

だから、あなたたちが本当に気持ちよく楽になるためにも、市民の皆さんの意見をね、遅

くないんですよ、今から。資料を出さんばらんけんてん焦がいよんさっでしょうけど。どうですか、リノベーションなんかにはひっかからんだって、みんなが納得いけばどがんなっこんなるわけですからね、私そう思いますよ。

それから、ピオありきじゃないということですが、迎部長の話を聞いたら、ピオありきとしか思えなかった。何かというと、子供の広場とか高齢者の方の、まあそこでもいいというようなね、本当に子供のこと、高齢者の方を考えた場合、3階、4階でね、それでもよかばいという答えが担当の部長として出てくるかと思うんですよ、私は。

私たちも何カ所も回ってきましたが、本当に広々とした芝生の上で子供たちが走り回る、そして建物があるところは、1階のフロアで子供たちが非常に元気に走り回っている姿をあれこれ見てきましたが、やっぱり私は高齢者とか子供たちというのは、上に上げるべきじゃないですよ。誰かもおっしゃったかもわかりませんが、幾らエレベーターをつけても、いざ何かあった場合、電気が消えた場合どうなりますか、エレベーターは動きませんよ。そのときにどういう状況になるかということは、もうわかり切ったことですよ。そういう危険性があるようなことを進めることは絶対に私は許せないと思います。それだけを見ても今度の構想、私は今までも公的な施設をたまに何かを入れたらどうかというのは言ってきたですよ、ピオに。何度も言ってきたことありますよ。しかし、こういう形のものだとは私は申し上げておりませんがね。だから、その辺をもう一度考え直しましょうや、どうでしょう。もう今からしとっとやっけて、それを書きながら申請も出そうとしとっけん、そがん言うたっちゃどがんしよんなかばんたと言いんしゃっかもわからんけどね、何かあったときでは遅いんですよ、遅いんです。今は特に高齢者のね、この前、長崎県でもああいう悲惨な事故がありました、少しでもそういう危険性があることはやっちゃだめなんですよ。そこをやっぱりもう一度考えて、全体的なことを考え直す、そして一から市民の皆さんと話し合いをする、説明会じゃないんですよ、皆さんに意見を聞く会ですよ。それを私はぜひ早急に取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

打上企画課長。

**○企画課長（打上俊雄君）**

今のピオの建物が4階ですよ。じゃ、私たちが1階、2階をお願いします、じゃ、3階、4階で商業施設が成り立つかということ、その辺はやっぱり非常に難しいんですね。だから、与えられた条件の中で私たちが、そこでやっぱりどれだけの提案をして、それと、現前として同居をされるピオのテナント組合員の方がいらっしゃいますですね、そこらとやっぱり調整をしなければ、幾ら私たちが1階、2階がいいと言っても、3階4階で商業施設が成り立たなかったら、もうこの事業はできないということですね。

だから、そこが私たちに与えられた条件というもの、若干その辺もやっぱり考慮をしながら

ら、できないことを幾ら私たちが行政の立場として強行に主張をしても、1階、2階に私たちが入って、じゃ、3階、4階は店舗でいいですかと、そこはなかなか私たちとしては、じゃ、3階、4階で商業施設が成り立つか、その辺もやっぱり協議の上、与えられた条件では3階、4階じゃなかろうかと。そういったことで今、3階、4階を念頭に計画をつくっているところですので、当然その辺は協議を今からも継続いたしますが、これも相手がいらっしゃることで相手の営業の環境もちゃんと守らなければならない、そういった事情もありますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私は3階、4階がだめだから2階、1階に持ってこいと言うとらんとですよ。もう既にピオありきでしか頭の中にないからそういう状況になるんですよ。そこにわざわざ持ってこいと言えらんと、ほかに考える余地はあるわけでしょう。本当に子供やお年寄りのことを考えた場合には別にだって考える余地はあるんですよ。それを今のような答弁ということは、もう全てが、何があってもピオありきの進め方がなされているからそういうふうになるんですよね、私はそうとしか思えません。やろうとすればね、ほかにやりようはある。市民の人だって、子供たちはあんた外ばそくと走り回らるっごた広かところにつくってやったほうがよかやなかね、そんな声はいっぱいありますよ。そういう状況ですから、ぜひですね、もう今ずっと言っただって平行線です、ピオありき以外、まだ頭から抜けない。

だから、もちろんピオも今からもずっと栄えていかんといかんけど、私は、まずピオの人にさらに重い負担をかけさせるような、市がしたことでそういうことがあってはならないし、本当に周りの商店がどこまでやっていけるかというその辺についても一緒に考える出発点に立たないと、これは本当に成功したものにならないと思います。一時でき上がって、ああよかったねという、完成が何年ですか、これは26年オープンですね。26年オープンとなっておるから余計焦がりよんしゃっと思いますかね、そういう数字とか、そういうのにこだわっていくんじゃなくて、本当に市民とか利用者とか商店街の皆さんの立場に立って考えていただくということをお願いしておきます。もうこれの答弁はいいです。

それからもう1つね、私は何なのかなと思ったのは、ピオの話が出たときに、ほかのニューディール構想の問題については全く計画もなしに提案もせずに、いつどがんすっかも言わんでしょっですかって言うたら、この資料が出されましたよね、いつ何どきどうするというのがすぐ出されました。そして、これを見ますと、県から示された期限というのがありますね、ここに。平成28年4月1日供用開始、鹿島警察署移転、福社会館改修4月1日供用開始、新世紀センター4月1日供用開始、これは何なんですか。

○副議長（松尾勝利君）

打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

この平成28年4月1日というのは、佐賀県が佐賀県施設の耐震化の目標期限としているので平成28年4月1日、これは出先機関、いわゆる現地機関も含めて、このときまでに佐賀県の施設の耐震化を終えよという、そういった目標の期限であります。

そういったことで、鹿島警察署もこの期限に合うように私たちが今年度用地を取得し、来年度造成、それで26、27年で建築を行い、28年の4月から新しい警察署ができるというふうな計画であります——に準じて、私たちが鹿島の佐賀県鹿島総合庁舎も当然この計画の範疇にあるというふうに認識をして、その対応を行っているところであります。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

最後まで総合庁舎が出てきましたので、申し上げておきます。

県に対して、総合庁舎に対する対応をどうしようとしているのかということをお願いして文書で問い合わせ、その回答をとってください。もうあそこで言うた、ここで言うたじゃなくて、ぴしゃっとそのことをとってください。

私は、それをお願いして終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。13番中西裕司君。

○13番（中西裕司君）

私は、反対討論をいたします。

今回の補正予算につきましては、市民生活に直接結びつくような予算もありますけれども、私は今回、基本設計2,000千円の分についての反対でございます。

本来は、修正案の動議を出して、そして皆さんにお諮りするところではありますが、時間の都合上ございませんでしたので、そのような手続をとらないで2,000千円の基本設計の予算についてだけ反対をしたいと思っています。

反対の理由としては、1つは、今まちづくりは市民が主役であるということについて、今回私の質疑の中で十分な説明をいただけていないというふうに私は思いました。やはり中心市街地に住んでいる皆さんの意見や、あるいはその周辺の市民の皆さんの意見をほぼ聞いていない、説明責任をしていないというふうに思うからであります。少し時間をずらしても改

めて市民の意見を聞く機会をつくるべきじゃないか、2,000千円の予算があるならば、そのちょっと手前の仕事をもう一回していただきたいというふうに思っております。そして、行政のやり方というのがよく私にはわからないんですが、いわゆる中心市街地においてA、B、C、Dぐらいの案をつくって、最初からピオありきの案ではなくて、やはりA、B、Cの、例えば、市営駐車場のところはどうかの、あるいは北公園周辺についてはどうかの、どこがどうかの、プラス・マイナスを総合評価する、その手続を全然していない、このようなまちづくりは、いろいろ担当は言うかもしれないけれども、かなりかけ離れた手法であります。行政は公平、公正、公開であります。純粋な公開という市民との、市長がよく言われる市民と協働の社会をつくっていく、うたい文句はいいけれども、実際のこのような事業については不十分である、私はそのように思います。

もう1つは、ピオありきであります。また、ピオについても賃貸であるとか、区分所有であるとか、あるいはそのほか2つぐらいは方法を考えることができるかもしれません。これはピオ自身の経営状況も含めてのお話であります。そして、何で3、4階なのか、お年寄りの施設と子供たちの施設が何で3、4階なのか、これは私には全く理解ができません。これは私の生き方の、あるいは政治活動をする上での理念の問題であるからであります。先ほど松尾議員の質問の中に、商売を3、4階に移して1、2階、そういうことさえもしっかり議論をなされていないというものが明らかになったと思っております。私は年をとっていきませんが、ピオの3階、4階に将来行くことは私はないと思っております。年をとっても私の理念には相反するものであります。

もう1つは、そのようにして庁内における十分な議論がなされたとは思っておりません。違う担当が一つになって、そして庁内の意見を闘わせていく、どうもそれがなかなかうまくいっていないような気がいたします。私の質疑の中でそのように感じるわけであります。

もう1つは、やはり商店街とピオの関係であります。11年に市街地の問題を議論して、さまざまな行事ごとがなされたと思っておりますが、ピオと中央商店街が一緒になって歳末セールをしたことはないと思っております。すぎやさんは比較的そのようなこともなされたと聞いております。そういう意味で、執行部が予定をするピオと商店街が一体化をしていく、これは今の状況では不可能であります。その不可能をつくったのは、今回の仕事のやり方であります。一体化するためには、やはり中央商店街の皆様にはなるべく早いうちに寄っていただいて、そして意見を聞くべきであります。代表者会議が最近あった、あるいは代表者会議では十分じゃないから商業者の方も集っていただこう、そしてピオとの意見交換会をしようというようなことも最近になってからであります。一つの具体的な案がなければなかなか話し合いというのは、協議というのはいかならないかもしれませんが、私はやはり市民が主人公になるまちづくりを目指すためには、その手法を十分尊重して、市民の権利を尊重してやるべきだろうと思っております。

市長は今回の計画は10年、20年の鹿島市のまちづくりだとおっしゃいました。私は、これからは鹿島におります。子供たちもおります。あるいは孫もこれからずっと鹿島のまちで過ごすかもしれません。今回の計画が途中で頓挫したとかいうことになっては、私は子供たちに、あるいは孫たちに申しわけがないわけでありませう。今ピオは29年を迎えました。今回手当てをすればまた29年の歳月が必要にならうと思います。でもそのとき私はいない。いないけれども、孫は住んでおる、そのように思います。今回のまちづくりと言う割には手続がいかがげん、しっかりしてくれ、そのように私は思います。

以上をもちまして、反対討論にいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

ほかに討論ありますか。6番伊東茂君。

**○6番（伊東 茂君）**

私は、今回の一般会計補正予算、この審議について賛成の討論をいたします。

今回の一般会計補正予算、総額として179,168千円の減額補正となっております。内訳を見ますと、順調な市政全般の150,200千円増の増加が出ております。しかしその反面、国庫支出金、県支出金など、負担金の減少等により47,347千円の減額、財政調整基金、公共施設建設基金など基金繰入金が311,251千円の減額となっております。また、民生費における子ども手当や扶養手当の国の制度の変更にかかわり減額等がっております。

先ほどまでこの遅い時間、議論をしてきた中心市街地再開発構想策定業務委託料2,000千円増についてでございますが、執行部からの御答弁の中にも基本構想から基本計画へ向けて見直しを含む委託料、そのように理解できるとしております。また、市民の皆さんとこの構想について対話も考えている、もちろん私も市民の皆さんから不安視する意見があることも理解をしています。しかし、先を進むこと、見ていくことも必要だろうと思っております。今回のこの補正予算にこの構想のみを特化するものではないと思っております。今回の補正予算の中には、耐震補強事業を初め必要施策項目、今すべきこと、やるべきこと、これが盛り込まれています。私は、この補正予算を可決すべき事項と考え、賛成討論といたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

14番松尾です。ただいま提案をされております24年度補正予算案（第5号）には反対をいたします。

その理由は、企画費の委託料2,000千円です。中心市街地再開発構想策定業務委託料の増額について反対をするからです。

昨年の6月、ニューディール構想なるものが市民に示されました。ところが、議会はもちろんですが、市民の意見が全く聞かれていなかった。その後、突然市が核店舗ピオの空き店



舗に子育てセンターなど福祉関係の施設を入れることを発表しました。そして、これは3階、4階に持っていくというものです。私は、たとえピオに公共施設を入れることに賛同をしたとしても、この福祉施設の入居だけは絶対に許せるものではありません。今、福祉施設のいろんなところでの火災等の事故なども聞かれておりますが、エレベーターなどつけるとしても、突然の火災、事故などがあつた場合には、本当にそういうところから脱出させる保証ができるかどうかということが1つ。もう1つは、やっぱり子供たちは地についたところで腹いっぱい遊ばせてやるという、行動をさせてやるということが私は大事だと思います。

さて、31店舗ですか、これで発足したピオですが、その後、本当に鹿島市の商店街の核の役割を十分に果たしてこられたと思います。いろんな催し物もありました。振り返ってみますと、だんだんだんだん商店街が落ち込んだとき、私もピオのロビーでまちづくりシンポジウムを開いたことがあります。当時の市の区長会長さんとか、今の住江潤子先生とか、いろんな方たちに参加をしていただいて、まちづくりシンポジウムを開いたがありますが、考えてみますと、そのころからだんだんだん商店街が落ち込んできていたんだなということを考えています。

そういう中で、努力をして努力をされてきたんですが、先ほども私は何度も申しましたが、これまでのいろんな国の悪政の中で購買力が落ちていく、特に第1次産業が落ち込んでいく、鹿島はやっぱり第1次産業を中心にやってきたわけですから、そういう落ち込みだとか、また雇用体系が変わっていく中で購買力が落ち込む、そういう中でやっぱり商店街が、これはピオだけではありませんね、どこだって鹿島の周辺の商店街、これは全国そうですよね、そうやってきたんですね。そういう中で、今組合員は8名しかいらっしやらないということを知りました。こういう状況ですが、私はここでそうだからといって、経営が落ち込んだからといって、ここに多額の金を今かけたとして、本当に盛り返していくことができるんだろかという心配をします。まだまだ今から厳しいです。消費税の増税、TPPの問題、いろんなものが出てきます。私たち国民の首を締めるようなことを平気で今国はやろうとしているわけですから、その犠牲になるということは当然目に見えているんですね。そして、そのことでこの目の前は抜けたにしても、ここでお金を多額にかけてやったことで、ますます組合員の皆さん方の経営を苦しくする、ますます状況の見えないような事態になったとき、誰がそれに責任をとるんでしょう。私はそういう心配もいたします。

きょうの論議を聞いておりましたが、まさにピオありきです。もちろんよくなればそれでいいわけですが、やっぱりそれでは私は市民は納得しない。既に私のところにもいろんな意見が入っています。みんな何とかなってもらいたいという気持ちはあるんですよ。しかし、誰もが今厳しい状況にあるわけで、そこだけ何でかなという考えがあるのももちろんですけど、そこにそれだけしたからとよくなるという、皆さんが光を見出すことができないんだと思います。

そういう中で何をするか、それで私が最後に提案をしましたが、今まで本当に市民の皆さんからまちづくりについての意見が聞かれておりません。私たち議員からだって十分に聞いてもらっていないんですよ。だから、今からでも遅くないんです。国に申請をしなくちゃいけない、県との関係があるとおっしゃいますが、それよりも一番は市民の気持ちなんですよ。そして、市民と一緒にあって皆さんが提案したことに対して皆さんの御意見を聞きながら、そしてここはこうしよう、こうしようと、まさに自分たちの手づくりのまちづくりをここでやる、このことが私は今一番大事だと思います。そのことによって、自分たちのまちがかわくなるんじゃないですか。全然タッチしていなかったら、もう本当に、ああ誰かがしたんだからねと、そういうことになるわけです。本当に鹿島のまちを愛する人がいっぱいいるんですよ。みんな鹿島のまちを愛していますよ。そういう人たちが本当に一緒になってまちづくりをする出発点にここから立つべきです。何のためにこの前、県が主催したまちづくりのあの話を聞いたんでしょう。日向市がまさにいろんな人たちの意見を聞いてまちづくりをしたという経験談を話していただきましたが、私たちだって今からだってやれるんですよ。そういうまちづくりにしていくことが私は大事だと思いますし、今回のこの補正2,000千円といえども、これが通っていけば、もう既成事実をつくっていくことになるわけですから、そのままとんとん拍子に進むわけです。私はこれは許すことができません。よって、これには反対をしたいと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 平成24年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第20 議案第26号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第20. 議案第26号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

議案第26号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

議案書は112ページでございますが、内容につきましては別冊の補正予算書で説明をいたしますので、1ページをお開きください。

今回の補正の内容でございますけれども、経常経費、それから建設事業費の確定と国の補正予算に伴う増額の補正、それから充当財源の増減調整と繰越明許費についてお願いをいたすものでございます。

1ページでございます。

まず、平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,475千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,259千円といたすものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正は2ページから3ページにつけております「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、4ページの「第2表 繰越明許費」のとおりでございます。

第3条 地方債の補正は、ページ数は5ページでございますけれども、「第3表 地方債補正」のとおりでございます。

議案説明資料の78ページをお願いいたします。

繰越明許について御説明を申し上げます。今回の繰り越しにつきましては3件でございます。

まず1件目が、鹿島市浄化センター建設工事委託の分で、80,000千円でございますけれども、このうち30,500千円を翌年に繰り越すものでございます。繰り越しの理由でございますが、基礎ぐいの製作に不測の日数を要し、また他事業の施行業者との協議により着手時期をおくらせたためでございます。

2つ目が、鹿島市公共下水道事業全体計画（見直し）業務委託でございますけれども、4,568千円のうち3,468千円を繰り越すものでございます。これは資料収集とその解析及び関係機関との協議に時間を要したためでございます。

3つ目でございますけれども、小舟津・納富分汚水幹線管渠築造工事、これは1億円でございます。これは今回の国の補正予算に対応したものでございまして、全額を平成25年度に繰り越し、未契約繰り越しで新年度に発注をするものでございます。

3件を合計いたしますと、133,968千円を翌年度に繰り越して使用するものでございます。詳細につきましては、予算書の8ページをお開きをお願い申し上げます。

1款1項1目、下水道費負担金でございますけれども、今回3,915千円を増額いたしてお

ります。増額の内訳につきましては、説明欄に示しておるとおり、現年分、それから滞納分と区域外流入分がございます。

次に、9ページをお願いいたします。

2款1項1目。公共下水道使用料につきましては、2,486千円を増額いたすものでございます。内訳につきましては、説明欄に書いておりますとおり、現年分の増額は2,646千円で、滞納分の使用料につきましては減の160千円という内容でございます。

次は10ページをお願いいたします。

3款1項1目。公共下水道費国庫補助金は、国の補正予算に伴い、今回1億円をお願いいたしておりますので、その国庫補助金50,000千円を増額いたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

4款1項1目。一般会計繰入金でございますけれども、これは今回21,926千円の減額をいたしております。これは摘要欄に書いておりますとおり、総務管理費、維持管理費、浄化センター費、建設事業費、公債費増額等に伴う事業の確定に伴う結果でございます。

次は12ページをお願いいたします。

7款1項1目。公共下水道事業債は、今回は45,000千円を増額をお願いするものでございます。これは国の補正予算に伴います分と公共下水道の単独分の減額補正で、合計で増額の45,000千円でございます。

次に、13ページから14ページをお願い申し上げます。

歳出について御説明を申し上げます。

1款1項1目。総務管理費、それから2目。維持管理費及び3目。浄化センター費の増減につきましては、決算見込みによるものでございます。

次は15ページをお願いいたします。

1款2項1目。建設事業費でございますけれども、今回の補正額は86,608千円でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、国の補正で1億円を増額いたしましたものの、単独事業費等の減額は13,392千円ございまして、トータルで86,608千円を増額となっております。主には15節の工事請負費でございますけれども、この100,815千円を増額がございまして、このうち1億円が今回の国の補正でございます。

次は16ページをお願いいたします。

2款1項1目。元金でございますけれども、これにつきましては、財源の組み替えでございまして、一般財源からその他のほうへ組み替えたものでございます。

15ページ以降につきましては、給与明細書、その他手当等に関する書類を添付いたしておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくようお願い申し上げます。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

1番議員中村です。質問させていただきます。

以前、委員会でもしたのと同じ質問なんですけれども、以前、こういう説明を受けたときに、3月ぐらいに計画区域の変更があるということで、20年3月に計画区域等の変更があるということであったと思います。その後、下水道の認可区域が変更されるというふうに伺っていたと思いますけれども、まずこれは市民の皆様にも結構関係があることだと思うので、まず初めに聞きたいと思いますけれども、まずは計画区域と認可区域についてちょっとお聞きします。

○副議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、公共下水道の計画の中の全体的な区域と認可区域とございますけれども、この全体的な区域と申しますのは、計画をつくった時点で、今現在668ヘクタールでございますけれども、この区域全体を下水道計画として20年後の姿を見ながら計画をつくった区域が全体の計画区域ということでございまして、今で申し上げますと668ヘクタール、これが昭和59年、まあ60年3月でございますけれども、策定したものでございまして、60年度に都市計画決定を行ったものでございます。事業認可区域と申しますのは、国から都市計画法と下水道法の事業認可を得まして補助事業で行いますけれども、その補助事業をする区域、これが認可区域というものでございます。昭和61年当初で申し上げますと、668のうち大村、高津原のほうの109ヘクタールを出発したろうと思っております。その後、順次拡大をいたしまして、一番新しいのが平成15年から16年につきまして計画の区域を今の365ヘクタールにふやしたということでございまして、今現在の認可区域は365ヘクタールで事業を行っているということでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

1番議員中村一堯君。

○1番（中村一堯君）

ありがとうございます。まず計画区域が668ヘクタールあるということと、その中で国の補助を受けれるのが365ヘクタールあるということでお聞きしました。その計画区域が今度3月に変わるというふうなことを以前お聞きしていましたが、その計画区域668ヘクタール変わるということはどうなったのでしょうか、今後どうなっていくのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問にお答えを申し上げます。

今まで議会のほうで御答弁申し上げてきたところでございますけれども、今の計画、これは全体計画でございますけれども、昭和60年3月につくったものが668ヘクタールでございます。これを平成13年2月から平成13年度にかけまして見直しを行ったところでございます。そのときに見直しを行った内容は、人口のフレーム、もちろん減反とか水量等を考慮いたしまして、処理場の規模が小さくなっております。ただ、そのときは下水道計画区域の見直しは行っておりません。これが平成13年度でございます。13年度に計画をつくりまして、15年度かと思っておりますけれども、都市計画決定の変更をおもらいをしたところでございます。今回はもう既に平成13年度の見直しから約10年ほど経過をいたしまして、やはり人口のフレーム、それから下水道の減退、これは水道の使用料等でございますけれども、それも減少傾向にありますから、今回はそういうのが基礎になるような数値、人口とか水道の使用料、それとあわせて区域の見直しを今回は行う予定でございます。申し上げますのは、やはり昨年度までで全体の計画は668ヘクタールでございますけれども、約250ヘクタール程度完了いたしておりますので、年に換算を申し上げますと、約10ヘクタール程度完了していることとなります。

今回見直しをいたしまして、20年後の姿を見ますと、当然250プラスの今後整備するであろう面積は約200ヘクタール程度でございますから、2つを合わせますと450ヘクタール前後、これを全体区域として指定したほうが20年間で施工できるだろうということで、こういうふうな面積を目指しながら見直しを行っているところでございます。

見直しの計画につきましては、25年度に発注をいたしております。当初の予定では25年度に発注をいたしまして、これは年度内で素案をつくと。25年度に都市計画決定を行っておりますけど、今申し上げましたとおり、若干繰り越しをお願いしているものでございますから、素案自体が25年度にできる予定でございますから、都市計画決定も25年度中には完了していきたいというふうに思っています。

次に、これで都市計画決定が終わりますので、例えば、668ヘクタールだったものが450ヘクタール前後になるかと思っておりますけれども、今の事業認可自体が平成22年度が最新でございますけれども、これらの事業の期間ですけれども、27年度末まで一応とっております。当然27年度までには事業認可をとりませんと、事業が継続をしないということもございますから、25年度に都市計画決定を終えるとして、26年度ぐらいに次の事業認可の業務委託等を発注いたしまして、26年度中ぐらいには新しい事業認可をおもらいしたい、少なくとも27年度中までには新しい事業認可をおもらいしたいということで思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

1 番議員中村一堯議員。

○1 番（中村一堯君）

ありがとうございます。25年度中に都市計画の変更、決定があつて、26年度に認可区域の変更を行うということで、わかりました。

今、その後、委員会では質問しなかったんですけども、この668ヘクタールが450ヘクタールぐらいに変更することによって、大体200ヘクタールぐらいが外れるということになりますけど、その区域の方についてはどういうふうな対応というか、それまでずっと下水道が通りますよということをおっしゃっていたと思うんですけども、それ以外のところにはどういう対応をされるのでしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

中村議員の質問にお答えを申し上げます。

今現在は鹿島市のほうでは、汚水対策について公共下水道と個人設置型の浄化槽の設置を行っているところでございます。今の認可区域365ヘクタールでございますけれども、これにつきましては個人設置型の対象となっておりますけれども、例えば668ヘクタールの中でありましても、365ヘクタール以外の区域につきましては個人設置型の対象区域になっているところでございます。ただ、やはり今回の見直しに伴いまして、将来的に下水道区域から外れる区域が、例えば450ヘクタール前後になると、やはり200ヘクタール程度出てくると思いますので、それにつきましてはどういうふうな手法、例えば浄化槽という手法がございますけれども、それもいろんな手法で、鹿島は個人設置型でございますけれども、市町村設置型とか、そういうものがございますので、そういうものをどういうふうに組み合わせていくのかということ、見直しと一緒に並行しながら考えていかねばということで思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 議案第27号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第21、議案第27号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第27号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

議案書は113ページでございます。

お手元に配付の補正予算書により御説明申し上げますので、補正予算書の御用意をよろしくお願い申し上げます。

今回の主な補正の内容といたしましては、保険税額の見込み、また本年度の概算払い金の確定、また決算等の見込みに伴うものでございます。

1ページをお開きください。

今回の補正では、予算の総額から歳入歳出それぞれ39,073千円を減額いたしまして、補正後の予算は総額を4,131,751千円といたすものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにございます「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

6ページをお開きください。

6ページと次の7ページは事項別の明細書でございます。

8ページをごらんください。

歳入でございますが、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税でございますが、決算の見込みに伴い37,670千円を減額いたしております。また、2目の退職被保険者等国民健康保険税も5,269千円を減額いたしております。

10ページをお開きください。

3款1項1目の療養給付費等負担金でございますが、今回17,813千円を減額し、補正後の額を731,589千円といたしております。これは療養給付費負担金の見込み及び後期高齢者支援金分並びに介護保険金の交付額等の決定に伴う増減でございます。



また、2目．高額療養費共同事業負担金でございますが、決算の見込みにより5,465千円を減額いたしております。

さらに3目．特定健診等負担金でございますが、これも決算見込みによる2,873千円の減額をいたしております。

11ページをお開きください。

3款2項1目．財政調整交付金は1,494千円を増額し、補正後の額を430,221千円といたしております。補正の内容といたしましては、療養給付費等交付金、後期高齢者支援金分、介護納付金分の交付額の決算見込みに伴う増減でございます。

2目の事務費補助金でございますが、412千円の補助金の確定による増額を行っております。

3目の出産育児一時金補助金も40千円を確定により増額いたしております。

次に、12ページをごらんください。

6款1項1目．高額医療費共同事業負担金は5,465千円の確定見込みによる減額でございます。

2目の特定健診等負担金は、同じく確定に伴う2,873千円の減額をいたしているところでございます。

次に、13ページをお開きください。

6款2項1目．財政調整交付金でございます。これは23,203千円の減額をいたすものでございます。内容は1種、2種とも確定見込みにより減額をするというふうになっております。

14ページをごらんください。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金でございますが、負担金の確定見込みによる27,307千円を増額をいたしております。

また、2目の保険財政共同安定化事業交付金でございますが、32,517千円を確定見込みにより増額をいたしているところでございます。

次に、15ページをお開きください。

8款1項1目．利子及び配当金でございますが、国民健康保険基金利子の確定に伴う増額をいたしているところでございます。

16ページをごらんください。

9款1項1目．基金繰入金でございます。これは国民健康保険条例に伴い利息を含めて財源とするための補正でございます。

17ページをお開きください。

9款2項1目の一般会計繰入金でございますが、各繰入金の決算見込みにより42千円の減額をいたすものでございます。詳細は右のほうに書いてあるとおりでございます。

11款3項1目．特定健診等受託料でございますが、これは特定健診等の受託料が確定いたしましたので、20千円を減額いたしております。

19ページをお開きください。

11款4項6目の雑入でございます。これは特定健診後のメタボ予防教室の参加者負担金の確定により、208千円を減額いたしております。

20ページをごらんください。

ここからは歳出でございます。1款1項1目の一般管理費でございますが、給与費の決算見込みによる増減、及び国民健康保険高額療養費支払資金基金等への繰出金を増額いたしております。

21ページをお開きください。

2款1項1目．一般被保険者療養給付費でございますが、本年度の決算の見込みにより43,830千円を減額いたしております。

2目の退職被保険者等療養給付費、負担金でございますが、同じく概算払い等が確定いたしましたので、8,680千円を増額いたしております。

3目．一般被保険者療養費でございますが、決算見込みにより1,407千円を増額いたしております。

22ページをごらんください。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございますが、高額療養費の決算見込みにより18,518千円の減額をいたすものでございます。

2目の退職被保険者等高額療養費も同じく決算見込みにより1,064千円の増額をいたしたところでございます。

23ページをお開きください。

2款4項1目の出産育児一時金でございます。出産育児一時金の決算見込みにより2,100千円の増額をいたしております。これは5人分ということで増額をしているところでございます。

24ページをごらんください。

3款1項1目の後期高齢者支援金でございますが、国県支出金の補正に伴いまして財源の組み替えをいたすものでございます。

25ページをお開きください。

6款1項1目の介護納付金でございますが、国県支出金の補正に伴い財源の組み替えをいたしたものでございます。

26ページをごらんください。

7款1項1目の高額医療費拠出金でございますが、確定見込みによる21,859千円の減額をいたしております。

また、2目．保険財政共同安定化事業拠出金につきましても、確定見込みに伴い16,034千円を増額いたしているところがございます。

27ページをお開きください。

8款1項1目の特定健診等事業費でございますが、特定健診委託料等の決算見込みによりまして、12,647千円を減額いたしております。

28ページをごらんください。

8款2項1目の保健衛生費でございます。これは県の2種交付金等の決算見込みに伴い財源を組み替えたものでございます。

2目．療養費は、はり、きゅう施術助成の決算見込みに伴い583千円を減額いたしております。

3目．保健推進費でございますが、委託料等の確定に伴い1,770千円を減額いたしております。

29ページをお開きください。

9款1項1目の基金積立金でございますが、利子等が確定いたしましたので、29千円を増額いたしております。

30ページをごらんください。

11款1項3目の償還金でございます。これは過年度分の特定健診等の国県負担金の精算により返還金が生じたので、2,102千円を増額いたしております。

31ページをごらんください。

12款1項1目の予備費でございますが、今回の補正の財源の調整をとるために、32,276千円を増額をいたすものでございます。

以上、御説明しましたとおり、今回は保険税及び各交付金、保険給付費等の決算の見込み及び保険給付費等の決算の見込み、さらに過年度交付金等の確定による精算等の補正というふうになっているところがございます。

32ページから39ページまでは給与費等の明細書となっておりますので、説明を省略させていただきます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

日程第22 議案第28号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第22. 議案第28号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

議案第28号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての御説明を申し上げます。

議案書は114ページでございます。

お手元に配付の補正予算書により御説明申し上げますので、補正予算書の御用意等をどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回の補正は予算の総額に111千円を追加し、予算の総額をそれぞれ歳入歳出それぞれ370,639千円といたすものでございます。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等につきましては、2ページと3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、4ページをお開きください。

4ページと5ページは事項別の明細書でございます。

今回の補正は保険料等の確定等や事業の確定等に伴うものでございます。

6ページをごらんください。

6ページは歳入でございます。1款1項1目の特別徴収保険料でございますが、決算見込みにより31,413千円を減額いたしております。

2目の普通徴収保険料でございますが、同じ決算見込みにより34,793千円を増額いたしております。

7ページをお開きください。

3款1項1目の事務費繰入金でございますが、決算見込みにより4,867千円を減額いたしているところでございます。

また、2目. 保険基盤安定繰入金でございますが、これも決算見込みにより1,503千円を

増額いたしているところでございます。

8ページをごらんください。

5款4項2目の雑入でございます。これは後期高齢者医療円滑運営臨時特例補助金の増で95千円でございます。

9ページをお開きください。ここからは歳出でございます。

1款1項1目の一般管理費は、人件費の決算見込みによる329千円の減額でございます。

10ページをごらんください。

1款2項1目、徴収費でございます。これは一般会計の繰入金51千円を増額しているところでございます。

11ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料納付金の決算見込みに伴い389千円の増額をいたしております。

12ページから15ページまでは給与費等の明細書でございますので、説明は省かせていただきます。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。2番議員稲富雅和君。

**○2番（稲富雅和君）**

2番議員の稲富です。1点だけ質問いたします。

7ページなんですけれども、広域連合共通経費負担金ということで減額補正ということになっております。この広域連合というのは、一旦年度初めにお金を入れて、そして年度終わりにはゼロになって、また新年度が始まるという、そういう流れになっていきますので、今年度3月議会で共通経費の負担金が出たという理解でよろしいでしょうか。

**○副議長（松尾勝利君）**

栗林保険健康課長。

**○保険健康課長（栗林雅彦君）**

お答えいたします。

稲富議員おっしゃるように、広域連合で運営をいたしておりますので、私どもはまず事務費を繰り入れ、また保険料を繰り入れをやっているわけでございます。各種繰入金等をずっと精算いたしまして、最終的に余れば返すと、というか減額という形になってくるわけでございます。完全に返してしまうと、次の保険行政が成り立ちませんので、もちろん繰越金等をきちんととりながら、全体的な、ちょうど国保の会計みたいな形でやっているところでございます。今回の広域連合共通経費負担金の4,494千円の減につきましてですが、これは事務費等の、いわゆる人件費等とかの確定、それからコンピューターのリース料等の確定をい

たしたところ、この金額で減額できるということになったわけでございます。ですから、議員おっしゃられるとおりのことでございます。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第28号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第23 議案第29号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第23、議案第29号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山財政課長。

○財政課長（寺山靖久君）

議案第29号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書は115ページとなっております。

別冊の補正予算書で御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,897,326千円といたすものでございます。

補正の内容につきましては、決算見込みにより各会計、水道事業会計を除く一般会計、国保会計、後期高齢会計の人件費の増減調整をいたしておりまして、4ページ以降の事項別明細書に掲げているとおりでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第24 議案第30号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第24、議案第30号 平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松本水道課長。

○水道課長（松本理一郎君）

議案の説明の前に、諸般の報告にございました別冊の議案第30号 平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）の附属書類の中で訂正がございました。

8ページの平成24年度鹿島市水道事業会計予定損益計算書に訂正があり、お手元に配付しました正誤表のとおり訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

それでは、議案第30号 平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書は116ページでございますが、別冊の平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）で御説明いたします。

今回の補正の主な内容でございますが、人事異動及び法定福利費の改定等による人件費の減額、事業費の確定に伴う委託料の減額、中古庭ダム使用权取得費に係る減価償却費の増額及び過年度損益修正損の新規計上、仮払消費税の減に伴う消費税納付額の増額でございます。

1ページをごらんください。

第2条 鹿島市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支及び支出の予定額に、収入は

第1款. 事業収益、第1項. 営業収益を600千円減額し、第2項. 営業外収益を540千円増額し、補正後の額を534,599千円といたすものでございます。また、支出は第1款. 事業費、第1項. 営業費用を14,204千円増額し、第2項. 営業外費用を409千円増額し、第4項. 特別損失として29,200千円増額し、補正後の額を519,775千円といたすものでございます。

2ページをごらんください。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第3条 予算第8条に定めた経費で、職員給与費を2,200千円減額し、補正後の額を67,012千円といたすものです。

次に、3ページからは附属書類でございます。

3ページは平成24年度鹿島市水道事業会計予算実施計画変更、4ページの平成24年度鹿島市水道事業会計予算資金計画変更は説明を省略いたします。

次に、5ページをごらんください。

職員給与費明細書でございますが、先ほど説明しました2ページの第3条 職員給与費67,012千円の内訳を記載しております。

上段の表の比較の欄でございますが、損益勘定支弁職員8名分の給料1,200千円の減、手当700千円の減、法定福利費300千円の減、合計の2,200千円の減でございます。

次に、6ページは給料及び手当の増減額の明細でございますが、説明は省略をさせていただきます。

7ページ、8ページをごらんください。

平成24年度鹿島市水道事業会計予定損益計算書でございますが、補正後の当年度純利益を、8ページ下より3行目に記載しておりますが、今回の補正により10,609千円を予定しているところであります。

次に、9ページ、10ページ、11ページは平成24年度鹿島市水道事業会計予定貸借対照表でございますが、説明は省略させていただきます。

次に、12ページをごらんください。

平成24年度水道事業会計補正予算（第2号）の明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございますが、1款. 事業収益、1項. 営業収益、2目. 受託工事収益は、受託工事減少に伴い600千円の減額、2項. 営業外収益、1目. 受取利息及び配当金は540千円の増額で、定期預金の利息の増に伴う増額であります。

次に、13ページをごらんください。

支出でございますが、1款. 事業費、1項. 営業費用で1目. 原水及び浄水費は1,700千円の減額で、2目. 配水及び給水費は4,700千円の減額で、これは人件費の確定に伴う給料、手当等、法定福利費の減、また委託料の事業費の確定に伴う減額でございます。

3目. 受託工事費は受託工事の減少に伴う600千円の減額、4目. 総係費は事業費の確定に伴う2,996千円の減額、14ページをごらんください。5目. 減価償却費は中古庭ダム使用



権取得費に係る減価償却費の実施による増で29,200千円の増額であります。6目．資産減耗費は資産の除却費の確定に伴う減で5,000千円の減額。

2項．営業外費用、2目．雑支出は過年度分漏水減免水道料金の還付に伴う150千円の増額、3目．消費税は259千円の増額ですが、これは収益的収支予算の支出の減に伴って仮払消費税額が減少することから、消費税納付額を増額するものであります。

4項．特別損失、1目．過年度損益修正損は中古庭ダム使用权取得費に係る過年度の減価償却費分でございます、29,200千円を増額いたすものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 平成24年度鹿島市水道事業会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第25 議案第31号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第25．議案第31号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉事務所長。

○福祉事務所長（橋村 勉君）

皆さんこんばんは。本日最後の議案、議案第31号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更に係る協議について御説明申し上げます。

議案書は117ページから118ページでございます。

今回の議案は市長が演告で申し上げましたとおり、地方自治法第286条第1項の規定により、杵藤地区広域市町村圏組合から規約を変更したい旨の協議がありましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、議案説明資料にて説明いたしますので、議案説明資料、最後の79ページをお開きください。

新旧対照表においてですが、右のほうが旧、左のほうが新ということでよろしく申し上げます。

杵藤地区広域市町村圏組合同規約第3条第5号の「障害者自立支援審査会（障害者自立支援法）」を左の新しいほうですが、「障害者総合支援審査会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」に名称を変更するものでございます。なお、この変更は杵藤地区管内市町の歩調を合わせるものでございます。

なお、この法律の主な改正につきましては、1つ目に法律名が障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法とされたということが1つです。

2つ目が、法に基づく日常生活、社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられました。

3つ目が、この障害者の範囲の中に難病等が加えられたと、主な改正点は3つでございます。

この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願いいたします。

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○副議長（松尾勝利君）**

討論を終わります。

採決します。議案第31号 杵藤地区広域市町村圏組合同規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○副議長（松尾勝利君）**

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明6日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。きょうは夜遅くまで本当に御苦労さまでございました。

午後9時2分 散会